

平成25年度

各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成26年 9 月17日 開会 10時00分 散会 16時45分

2 場 所 幕別町役場 5 階議場

3 出 席 者

① 委 員 (17名)

小林純文	寺林俊幸	東口隆弘	藤谷謹至	小島智恵
岡本眞利子	藤原 孟	牧野茂敏	谷口和弥	芳滝 仁
田口廣之	前川雅志	成田年雄	中橋友子	野原恵子
増田武夫	千葉幹雄			

② 委員長 増田武夫

③ 説明員

町 長	岡田和夫	副 町 長	高橋平明
議 長	古川 稔	教 育 長	飯田晴義
代 表 監 査 委 員	柏本和成	監 査 委 員	乾 邦廣
会 計 管 理 者	田井啓一	総 務 部 長	菅野勇次
経 済 部 長	田村修一	民 生 部 長	川瀬俊彦
企 画 室 長	伊藤博明	建 設 部 長	佐藤和良
忠類総合支所長	姉崎二三男	札 内 支 所 長	羽磨知成
教 育 部 長	森 範康	企 画 室 参 事	細澤正典
総 務 課 長	境谷美智子	地 域 振 興 課 長	原田雅則
糠 内 出 張 所 長	妹尾 真	町 民 課 長	山岸伸雄
福 祉 課 長	坂野松四郎	保 健 課 長	合田利信
こ ど も 課 長	杉崎峰之	商 工 観 光 課 長	岡田直之
農 林 課 長	川瀬吉治	経 済 部 参 事	廣瀬紀幸
土 地 改 良 課 長	坂井康悦	土 木 課 長	湯佐茂雄
都 市 施 設 課 長	笹原敏文	税 務 課 長	中川輝彦
保 健 福 祉 課 長	稲田和博	農業委員会事務局長	高橋宏邦
会 計 課 長	阿部麗子	監査委員事務局長	石野郁也
経 済 建 設 課 長	天羽 徹		

ほか、関係主幹、係長及び係

④ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司

4 欠席委員 斉藤喜志雄

5 審査事件 平成25年度幕別町一般会計ほか8会計決算認定

6 審査結果 一般会計質疑

7 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員長

増田 武夫

議 事 の 経 過

(平成26年 9 月17日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 委員長(増田武夫) ただいまより、平成 25 年度幕別町各会計決算審査特別委員会を開会いたします。
事務局より、報告いたします。
- 事務局長(野坂正美) 斉藤委員より、本日欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。
- 委員長(増田武夫) 審査に入ります前に、一言ご挨拶を申し上げます。

さきの本会議において設置されました本特別委員会の委員長として、私がその大任を果たすことになりました。

議会における決算審査は、議決した予算が適正に執行されたかどうか審査するとともに、その行政効果を確認、評価いたしまして、次の予算編成に生かす極めて重要な役割を持っております。

間もなく始まります来年度の予算編成やこれからの行政執行に生かされるように、慎重かつ効率的に審査を進めてまいりたいと思いますので、皆様の特段のご協力をよろしくお願いいたします。

ここで、審査の方法について確認させていただきます。

初めに、決算にかかわります資料及び総括的説明を理事者に求めます。

説明が終わりましたら、一般会計の歳出、1 款議会費から款ごとに順を追って審査をしてまいりたいと思います。

その後、歳入の審査を行い、歳入の審査が終わりましたら、一般会計に係る総括的な質問をお受けいたします。

また、特別会計の審査につきましては、会計ごとに歳入歳出一括して行いたいと思います。

次に、質疑をされる委員の皆様申し上げます。

質疑に当たっては、一括し、必ずページ番号、目、節を明確にしてから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第 1 発言者が発言を終えた後、関連と言って挙手をお願いいたします。

なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました認定第 1 号、平成 25 年度幕別町一般会計決算認定から認定第 9 号、平成 25 年度幕別町水道事業会計決算認定までの 9 議件を一括議題といたします。

最初に、平成 25 年度幕別町一般会計・特別会計決算資料の説明並びに総括的説明を受けたいと思います。

説明を求めます。

総務部長。

- 総務部長(菅野勇次) お手元に配付しております決算資料に基づきまして、平成 25 年度の概要についてご説明いたします。

資料の 1 ページをごらんください。

まず初めに、第 1 表、平成 25 年度の決算状況についてであります。

初めに、歳入ですが、点線で囲ってありますとおり、一般会計の決算額は平成 25 年度につきましては 153 億 8,202 万 2,000 円となりまして、前年比では 8.6%の増となっております。

また、特別会計の決算額は 75 億 5,028 万 9,000 円で、前年比 2.0%の増となっております。

一般会計・特別会計を合わせた歳入の合計は 229 億 3,231 万 1,000 円でありますが、前年度と比較しまして、額で 13 億 6,680 万 5,000 円の増、率では 6.3%の増となっております。

次に、歳出ですが、一般会計の平成 25 年度決算額は 149 億 618 万 7,000 円で、前年度と比較しまして 7.9%の増となっております。

特別会計決算額は 74 億 2,082 万円で、前年比 0.8%の増となっております。

一般会計・特別会計を合わせた歳出の合計は 223 億 2,700 万 7,000 円でありますが、前年比 11 億 4,155 万 4,000 円の増、率にしますと 5.4%の増となっております。

次に、特別会計の会計別の決算額であります、10 ページをごらんいただきたいと思います。

10 ページ、第 8 表にありますように、国民健康保険特別会計から農業集落排水特別会計まで、七つの

特別会計の決算額等をそれぞれ載せておりますが、合計いたしますと C 欄の支出済額の計にありますように、74 億 2,082 万円となります。

以下、各特別会計ごとにそれぞれの決算につきまして概要を掲載しております。

各会計とも、前段で歳入についての説明、後段で歳出についての説明をしておりますが、後段のほうの歳出決算額につきまして説明をさせていただきます。

(1) の国民健康保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しまして 372 万 7,000 円の増、率にいたしまして 0.1%の増となっております。主な歳出は記載のとおりであります。増の要因は保険給付費は減となったものの、後期高齢者支援金等の増、前年度への繰上充用金の皆増などによるものであります。

(2) 後期高齢者医療特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと 348 万 9,000 円の増、率では 1.1%の増となっております。

増の要因は、医療費に伴う後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

(3) の介護保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと 6,472 万 8,000 円の増、伸び率 3.3%であります。これは主には地域密着型介護サービス給付費の増などに伴う保険給付費の増によるものであります。

次のページになります。

(4) の簡易水道特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしまして 2,443 万円 6,000 円の減、率にしまして 5.4%の減であります。これは主には忠類簡水整備工事など工事費の減によるものであります。

(5) の公共下水道特別会計の歳出決算額であります。前年度と比較しますと 198 万 9,000 円の減、率にして 0.2%の減となっております。

これは、主に処理場の機械設備更新工事の減が主な要因であります。

(6) 個別排水処理特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと 889 万 4,000 円の増、率にいたしまして 5.7%の増で、主に排水処理施設整備工事費の増であります。

(7) 農業集落排水特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと 179 万 7,000 円の増、率にいたしますと 3.2%の増であります。これは忠類地域のみの事業で、公債費は減となっているものの、機能診断調査に係る委託料の皆増が主な要因であります。

以上が特別会計の決算状況であります。

次に、2 ページにお戻りいただきたいと思います。

第 2 表、平成 25 年度一般会計収支の状況になりますが、表の下から 4 行目をご覧ください。

歳入歳出決算額の差し引き額を載せておりますが、4 億 7,583 万 5,000 円の歳計剰余金が生じております。

この剰余金の処分につきましては、このページの中ほどに説明を記載しておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

歳入総額 153 億 8,202 万 2,000 円に対し、歳出総額は 149 億 618 万 7,000 円であり、歳入歳出差し引き額 4 億 7,583 万 5,000 円の歳計剰余金を生じましたが、このうち翌年度への繰越明許費にかかわる繰越財源が 1 億 2,437 万 5,000 円ありますので、その額を差し引いた残りの 3 億 5,146 万円が平成 25 年度の実質収支額となります。

なお、この実質収支額につきましては、地方自治法の規定により歳計剰余金の処分といたしまして、減債基金に 1 億 8,000 万円を積み立ていたしましたので、残りの 1 億 7,146 万円が翌年度への繰越金となるものであります。

次に、歳入であります。3 ページをごらんいただきたいと思います。

第 3 表、一般会計歳入決算額に 1 款の町税から 22 款の町債まで、予算額から構成比までそれぞれの数値が記載されておりますが、C 欄の収入済額の計欄にありますように 153 億 8,202 万 2,000 円が平成 25 年度一般会計の歳入の決算額であります。

なお、不納欠損額は、1 款の町税、13 款の分担金及び負担金、14 款の使用料及び手数料、21 款諸収入にありますが、これを合計いたしまして 1,439 万 8,000 円となっております。

また、収入未済額につきましては、合計で 2 億 3,479 万 4,000 円となっております。

次に、4 ページをご覧ください。

4 ページ下段には、歳入の構成比を円グラフであらわしております。

構成比の中で大きなウエートを占めておりますのは、地方交付税で 41.1%、以下、町税では 17.1%、

国庫支出金 13.0%、町債が 8.4%などといった構成になっております。

次に、3 ページ中ほどの①町税以下をご説明いたします。

①の町税では、前年比 2.4%の増ということになっております。

主な要因につきましては、大型の課税対象家屋の増加などによる固定資産税の増、税率の改定によるたばこ税の増などであります。

②の地方交付税は、前年比 6,625 万 3,000 円の減、率にして 1.0%の減となっております。

これは、職員給与費の減等により関係費目の単位費用が減となったことによる普通交付税の減が主な要因であります。

次に、5 ページをお開きください。

③の国庫支出金は、前年比 11 億 494 万 3,000 円の増、率にして 122.9%の増。

これは、前年度から繰り越した国の補正による農業体質強化基盤整備促進事業費補助金などによるものが主なものであります。

④の道支出金につきましては、前年比 2 億 2,830 万円の減、率にして 24.5%の減となっておりますが、地域密着型特別養護老人ホームの施設整備に対する交付金である介護基盤緊急整備等特別対策事業費交付金の皆減が主な要因であります。

一つ飛びまして、⑥の町債につきましては、前年比 1 億 2,429 万 2,000 円の増、率にして 10.7%の増となっておりますが、これは糠内中学校屋体改築事業債及び道営住宅関連整備事業債の増などが主な要因であります。

なお、前のページ、4 ページの上段、第 4 表の 19 款繰入金が大幅な増となっておりますが、これは公債費の繰上償還のため、減債基金からの繰り入れが増となったことによるものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

5 ページ下段からになります。まず 6 ページをごらんください。

6 ページに第 5 表、平成 25 年度目的別歳出決算を掲載しております。

1 款議会費から 13 款予備費まで、予算現額から不用額までそれぞれの数値を記載しておりますが、決算総額につきましては、B 欄支出済額の一番下の欄にありますように 149 億 618 万 7,000 円であります。

この中で構成比が最も高いのは 3 款民生費の 19.8%で、額では 29 億 5,284 万 1,000 円、続いて 11 款の公債費の 15.1%、3 番目が 6 款農林業費の 12.4%などという順番になっております。

次に、7 ページをお開きください。

7 ページ下段に、第 6 表、性質別歳出決算があります。

この表につきましては、ただいま申し上げました目的別歳出を性質別に区分いたしたものであります。主なものを申し上げますと、1 の人件費が、前年度との比較で 2.0%の減であります。給与削減措置による減が主な要因であります。

なお、この表には記載しておりませんが、ラスパイレス指数について申し上げますと、平成 23 年度では 97.3%、平成 24 年度は国家公務員の時限的な給与削減措置の影響で 105.7%、平成 25 年度は本町においても国の要請に基づき給与削減を実施いたしましたことから 99.7%となっております。

次に、3 の維持補修費であります。前年比 11.0%の減となっております。

これは、除排雪機会借上料の減などによるものであります。

4 の扶助費であります。前年比 9,281 万 4,000 円、率にして 6.0%の増、障害者支援費などの増が要因であります。

5 の補助費等は、前年比 8,670 万 1,000 円、率で 5.2%の減となっております。主な要因としては、高料金対策に係る水道事業会計への補助金や十勝環境複合事務組合への負担金の減などによるものであります。

6 の公債費は、前年比 1.1%の増となっております。これは後年次の公債費の負担軽減を図るため、縁故債の繰上償還を実施したことによるものであります。

7 の積立金は、前年比 4,854 万 2,000 円の増額になっておりますが、これは庁舎建設基金への積立金の増によるものであります。

次に、10 の投資的経費であります。48.4%の増、額にいたしまして 9 億 4,199 万 5,000 円の増となっております。

内訳としましては、普通建設事業費の補助事業費が 8 億 9,453 万 3,000 円の増、これは前年度から繰り越した国の補正による農業体質強化基盤整備促進事業、暗渠整備事業などの増が主なものであります。

単独事業では 7,293 万 8,000 円の増であります、これは主には糠内小学校の大規模改造事業や上寿の家建設事業の皆増などのよるものであります。

以上が、一般会計歳出についての説明であります。

次に、平成 25 年度の決算後における基金の状況について申し上げたいと思います。

基金についての説明につきましては、別冊になりますので、お手数ではありますが、一般会計の歳入歳出決算書をお開きいただきたいと思います。

一般会計歳入歳出決算書の最終のページ、266 ページに掲載しておりますので、ごらんください。

上段の表、3、基金の表であります、それぞれ一番右側の額が平成 25 年度末の現在高となります。

この表の一番下の合計欄をごらんいただきたいと思います、現金が 42 億 9,273 万 8,000 円、土地が 1 億 9,427 万 9,000 円となっております。

これを合算しました基金総額であります、44 億 8,701 万 7,000 円で、前年度と比較いたしまして 1 億 8,216 万 7,000 円の増ということになっております。

また、下の表、4、その他に備荒資金組合への納付金の表を載せておりますので、ご参照ください。

なお、先ほど決算資料 2 ページの説明の中で申し上げました平成 25 年度の決算剰余金からの積立金、減債基金への 1 億 8,000 万円につきましては、ここの残高には含まれていない額となっております。

今申し上げました基金のうち、平成 26 年度予算におきまして、財政調整基金から 2 億 5,000 万円、地方債の償還財源としての減債基金から 687 万 2,000 円、まちづくり基金から 404 万円、総額にして 2 億 6,000 万円ほどを取り崩し、一般会計に繰り入れをいたしております。

次に、また、資料のほうにお戻りいただきたいと思います。

12 ページをお開きください。

12 ページの中ほどに、第 9 表、一般会計財政状況として、各種指標と指数等をあらわした表がありますが、表の下から 3 行目に財政力指数、一番下に実質公債費比率を掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、財政力指数ですが、数値が 1 に近く、1 を超えるほど税などの一般財源が多い、いわゆる財政力が豊かであるということになります、本町の財政力指数につきましては、平成 23 年度は 0.316、平成 24 年度 0.311、平成 25 年度 0.318 となりまして、ほぼ横ばいの状況であります。

次に、実質公債費比率について申し上げます、平成 18 年度から地方債の発行が許可制から協議制に制度改正されたことに伴い、新たに導入された財政指標であり、起債制限比率に含まれない特別会計への繰出金のうち、公債費に充当される繰出金や一部事務組合への負担金のうち公債費に充当される負担金等を加えたものを、その団体の実質的な公債費負担としたものであります。

これによりますと、18.0 以上 25.0 未満が起債発行に対して許可制となり、25.0 以上になりますと起債発行において制限を受けることとなります。

平成 25 年度の幕別町の実質公債費比率は 16.1 となり、前年度より 1.7 ポイント下がったところであります。

平成 18 年度から町が策定いたしました公債費負担適正化計画に基づき、借入額の抑制や繰上償還の実施、また借り入れに当たっては、交付税措置率の高い優良な起債の借り入れを行うなど、公債費負担の適正な管理に努め、平成 24 年度の決算をもちまして、目標値である 18.0%を下回り、平成 25 年度はさらに低下したところであります。

今後も引き続き、適正管理に努めていかなければならないものと考えております。

次に、16 ページをお開きください。

下段の第 12 表、地方債の状況であります、ただいま申し上げました地方債の残高が一覧表となっております。

表の一番下の計欄で、右から 3 列目が地方債の総残高となります、差し引き現在高 168 億 5,278 万 5,000 円であります。

次に、17 ページ上段の（2）につきましては、この地方債の借入先別・利率別現在高の状況について記載した表であります。

表の右側、「左の利率別内訳」という欄がありますが、この中に利率別に現在高を記載しておりますが、一番右の欄の 4%超の欄につきましては、合計が 4 億 5,408 万 5,000 円で、構成比にいたしますと全体の 2.7%ということになります。

したがって、残りの 97.3%が金利 4%以下の借入利率ということになります。

これは、過去に行った高利率の地方債の繰上償還あるいは近年の低金利による影響であると分析をい

たしているところであります。

なお、平成 25 年度起債借入利率は銀行縁故債で 0.80 から 0.83%となっております。

次に下段の第 13 表、債務負担行為の状況をごらんいただきたいと思います。

これも地方債と同様に、後年次に財政負担となってくるものであります。

26 年度以降、支出予定額の欄であります、うち一般財源というところで債務負担の合計額が 8 億 125 万円となっております。

この債務負担の内容といたしましては、1 番の物件の購入のうち（2）のその他の物件は公社貸付牛に係る債務負担であります。

なお、3 番その他にあります 8 億 4,844 万 4,000 円ですが、これは公団営や国営などの土地改良事業に係る償還金の債務負担が主なものとなっております。このほか、パークプラザ整備事業に対する補助金あるいは農業関係の利子補給金等が含まれております。

これらにつきましても、地方債同様、今後の財政運営の中では債務負担の取り扱いについて、十分留意していかなければならないものと考えております。

次に、18 ページをごらんください。

健全化判断比率及び資金不足比率の状況を表にしたものであります。

さきの本会議におきまして報告させていただいたところでありますが、一般会計においては実質赤字比率など平成 23 年度から 3 カ年を掲載しております。また、中ほどの資金不足比率についても、各会計ごとに掲載しておりますが、赤字がないことにより算定結果の数字は記載されておられません。

なお、表の下段のほうに各比率などの説明を記載しておりますので、後ほどご参照ください。

次に、19 ページをごらんください。

19 ページでは、第 14 表といたしまして、各款における節ごとの決算額を載せております。

次に、20 ページ、第 15 表になりますが、団体等に対する各種負担金・補助金・交付金の一覧としまして、次の 21 ページまで掲載しております。

次に、22 ページからは、最近 5 カ年間ににおける款ごとの比較を一般会計から各特別会計について、それぞれ 30 ページまで掲載をしております。

次に、31 ページからになりますが、平成 25 年度の主要な施策の成果としてまとめております。

32 ページの議会活動の項目以降、最終の 159 ページまで、各項目にわたる主な施策につきまして具体的な数字を含めて掲載しておりますので、ご参照をいただきたいと思います。

以上で、決算概要の説明を終わらせていただきます。

○委員長（増田武夫） 総括的な説明が終わりましたので、これに対する質疑がありましたらお受けいたします。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（増田武夫） それではないので、これより認定第 1 号、平成 25 年度幕別町一般会計決算、1 款の議会費に入らせていただきます。

1 款議会費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 1 款議会費につきましてご説明申し上げます。

90 ページをお開きください。

1 款 1 項議会費、予算現額 1 億 878 万 9,000 円に対しまして、支出済額 1 億 792 万 1,489 円であります。

議員報酬、議員共済費ほか、議会だより印刷費、会議録反訳委託料など、各種議会運営に係る経費であります。

なお、議会活動内容等につきましては、先ほどご説明させていただきました決算資料の 32 ページに記載のとおりであります。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（増田武夫） それでは、1 款議会費につきましては質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、2 款総務費に入らせていただきます。

2 款総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 2 款総務費につきましてご説明申し上げます。

92 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 9 億 1,653 万 8,000 円に対しまして、支出済額 8 億 4,594 万 1,121 円であります。

なお、繰越明許費といたしまして、4,256 万 7,000 円を翌年度に繰り越しいたしております。

1 目一般管理費の 4 節共済費及び 7 節賃金は、事務補助の臨時職員などに係る費用であります。

11 節需用費は、事務用消耗品及び役場庁舎に係る光熱水費が主なものであります。

12 節役務費につきましては、庁舎の郵便料、電話料が主なものであります。

13 節委託料は、顧問弁護士委託料ほか、広報配送委託料などであります。

なお、顧問弁護士の相談実績につきましては、平成 25 年度は 2 件であります。

次のページになります。

細節 10 例規管理システム保守委託料は、条例、規則などの改廃作業のためのパソコンシステムの保守委託料であります。

細節 11 役場庁舎宿日直業務委託料は、役場庁舎の平日の夜間や土日などの日直業務を民間企業に委託したものであります。

14 節使用料及び賃借料、主なものは複写機借上料であります。その他各種借上料などとなっております。

2 目広報広聴費については、11 節需用費、月 1 回発行の広報まぐべつの印刷製本費が主なものであります。

3 目財政管理費、本目の主なものは 11 節需用費の印刷製本費で、これは予算書の印刷製本費であります。

次のページになりますが、4 目会計管理費は、出納室に係る経費で、11 節需用費は、決算書の印刷製本費、12 節役務費の細節 15 派出業務取扱手数料は、役場庁舎 2 階出納室にある北洋銀行派出窓口にかかわる手数料であります。

5 目一般財産管理費、本目は役場庁舎や中央会館及びパークゴルフ協会などが入居している共同事務所の管理費用であります。11 節需用費、細節 40 の修繕料につきましては、庁舎や共同事務所の補修が主なものであります。

13 節の委託料は、役場庁舎等の管理委託料が主なものであります。

次のページになりますが、細節 13 PCB 廃棄物処理委託料は、過去に町内の公共施設で使用しておりました PCB 含有の照明器具の処分に係る経費であります。

15 節工事請負費は、町民会館前の駐車場の改修に係る経費で、国の補正予算の関係から全額翌年度に繰り越したものであります。

6 目近隣センター管理費、本目は 46 カ所の近隣センターと 6 カ所のコミセンの光熱水費を含めた管理運営に係る経費であります。

13 節委託料では、細節 1 と 3 のコミセンにかかわる管理、警備の委託料が主なものであります。

次のページになりますが、15 節工事請負費の細節 1 は、緑町近隣センターの改修が主なものであります。

細節 2、3、4 は高規格道路の整備に伴う上り下りの家の移転建設に係る経費であります。

18 節備品購入費、細節 1 の管理用備品につきましては、近隣センター用のテーブル、椅子などを購入したものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 近隣センター運営交付金は、46 カ所の近隣センターにかかわる運営交付金であります。

7 目庁用車両管理費、本目は集中管理による公用車両 28 台及び町長公用車に係る車両維持管理費用であります。

11 節需用費は、燃料費や修繕料が主なものであります。

18 節備品購入費は、町用車両としてハイブリッド車 1 台を購入したものであります。

次のページに 8 目町営バス運行費、本目は幕別一駒島間の運行に係る費用で、平成 25 年度 10 月からの予約制乗り合いタクシーの試験運行前の半年分の町営バス運行委託料が主なものであります。

9 目町有林管理費、本目は町有林の管理費用で、次のページになりますが、15 節、細節 1 の町有林整

備工事につきましては、下草刈り 99.98 ヘクタール、除間伐 65.81 ヘクタールなどを実施いたしております。

10 目の町有林造成費、本目は町有林の造成に係る費用であります。15 節工事請負費、細節 1 皆伐工事につきましては 20.68 ヘクタール、細節 2 造成工事は植栽 23.54 ヘクタール、地ごしらえ 23.48 ヘクタールを実施いたしております。

11 目企画費、本目は企画室に係るもので、13 節委託料、15 節工事請負費は、古舞地区の地デジ難視対策の共同受信アンテナ整備に係る経費で、全額翌年度に繰り越したものであります。

18 節備品購入費は、コミュニティバスの停留所標識、19 節負担金補助及び交付金は、細節 3 十勝圏活性化推進期成会負担金、細節 5 十勝圏複合事務組合負担金など広域行政に関連する経費、次のページになりますが、細節 15 地域公共交通確保維持改善協議会補助金は、駒島線の予約制乗り合いタクシーの試験運行などに係るものであります。

細節 16 定住促進住宅建設費補助金は、26 件に補助したものであります。

細節 17 は、25 年 10 月からのコミバスの本運行に係る経費、細節 18 はパークゴルフ発祥 30 周年記念事業実行委員会に対する補助金であります。

12 目支所出張所費、本目は札内支所及び糠内、駒島各出張所に係る費用で、事務用経費が主なものとなっております。

13 目職員厚生費、本目は職員の福利厚生及び研修に係るもので、9 節旅費は職員研修計画に基づく各種研修旅費であり、本年度は延べ 251 人が研修に参加したもので、12 節役務費は職員健康管理のための人間ドックなど各種健康診断手数料であります。

次のページになりますが、13 節委託料は、メンタルヘルス及びプレゼンテーション研修に係る委託研修を実施したもので、延べ 97 人が参加したところであります。

14 目公平委員会費、本目は公平委員会開催に係る経費であります。公平委員 3 名に係る報酬及び費用弁償であります。

15 目交通防災費、本目は交通安全対策、防犯対策及び災害対策に係る費用で、1 節報酬は交通安全指導員 31 名に係る経費などで、7 節賃金は交通安全推進員としての嘱託職員賃金、11 節需用費、細節 21 は防犯灯に要した電気料であります。

13 節委託料、細節 6 は防災行政無線保守点検委託料で、忠類地区の防災行政無線に係るものであります。

次のページになりますが、15 節工事請負費では、防犯灯の新設 46 灯、器具更新 81 灯など、防犯灯整備に要した費用であります。

18 節備品購入費では、災害時の避難情報などをいち早く発信するために導入した、エリアメール配信システムなどであります。

16 目諸費、本目は各種委員会開催に係る経費や他の科目に属さない経費の支出科目であります。

1 節報酬は、各種委員会委員の報酬であります。

8 節報償費では、功労賞、町民栄誉賞の記念品など、15 節工事請負費は、全国瞬時警報システムの自動起動装置を整備するものでありますが、全額翌年度に繰り越したものであります。

次のページになりますが、19 節負担金補助及び交付金では、細節 3 十勝町村会に対する負担金、細節 8 は地方バス路線維持に対する補助金などであります。

24 節の投資及び出資金は、地域振興公社への出資金 10 株を取得したもので、幕別町の持ち株総数は 740 株となりまして、全体の 46.3%の保有率となっております。

17 目基金管理費、本目は各種基金から生じる利息あるいは寄附金等をそれぞれの基金へ積み立てしたものであります。

また、細節 4 庁舎建設基金につきましては、平成 23 年度から基金の造成をいたしたもので、基金積立額は総額で 3 億 5,000 万円となったところであります。

なお、各種基金の年度末残高は、先ほどご説明申し上げましたとおり、本決算書の 266 ページに掲載しているとおりであります。

18 目電算管理費、本目は電算処理業務に係るものであります。

11 節の需用費では、納付書等各種電算関係用紙の印刷製本費が主なものであります。

13 節の委託料は、電算機器及び業務用ソフトの保守点検委託料、細節 10 はパソコンネットワークの運用を民間会社に委託したものであります。

14 節使用料及び賃借料は、光ファイバー用設備を架設してある電柱などの借上料であります。

18 節備品購入費、細節 2 の総合行政情報行政システムは、平成 23 年度に更新したもので、備荒資金組合へ分割で支払いをするものであります。

次のページになりますが、19 目協働のまちづくり支援費であります。

1 節報酬の細節 1 公区長報酬をはじめ、公区活動や協働のまちづくり事業に対する交付金が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3 は公区に対する運営交付金、細節 4 は協働のまちづくり支援事業として、延べ 193 件に交付金として支出したものであります。

20 目総合支所費であります、1 節報酬は忠類地域の振興策について協議をする地域住民会議委員報酬、7 節賃金は事務補助のための臨時職員賃金、そのほか住民の相談業務、各種届け出事務等に係る費用及び総合支所の庁舎管理運営に係る費用が主なものであります。

なお、各節に活性化事業に係る経費が支出されておりますが、これは忠類地域の活性化計画に基づき、各種団体の取り組みを支援するものであります。

次のページになりますが、21 目新庁舎建設事業費、この目は新庁舎建設に伴うもので、8 節報償費は基本設計に係る専門的意見をいただくアドバイザー会議委員 5 名分の謝礼であります。

12 節役務費は、免震構造建築物の認定に要した費用、13 節委託料は、新庁舎建設に係る基本設計、実施設計に係る委託料などであります。

2 項徴税费、予算現額 3,070 万 6,000 円に対しまして、支出済額 3,006 万 4,944 円であります。

1 目の税務総務費は、本目は 9 節旅費など賦課事務に係る事務用経費が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 4 十勝圏複合事務組合については、滞納整理機構の管理運営にかかわる幕別町の負担金であります。

次のページになりますが、細節 9 地方税電子化協議会運用関係費負担金については、地方税の電子申告システムに係る運用及び維持管理に要する経費の本町負担分であります。

2 目賦課徴收费、本目は賦課徴収に係る費用で、12 節細節 19 コンビニ収納手数料につきましては、平成 18 年度から税・使用料をコンビニエンスストアで納付できることとしたところでありますが、平成 25 年度の実績は 2 万 7,318 件の利用があり、それに伴う手数料を北海道銀行が加入している地銀ネットワークに支払いをいたしたものであります。

細節 31 電子申告審査システム利用料は 20 年度からであります、税金の申告をパソコンで受けたものに対する利用料の負担金で、本年度は給与支払報告書など合計で 7,114 件の受け付けを行ったところであります。

13 節委託料では、細節 10 標準地不動産鑑定委託料、23 節償還金利子及び割引料は過誤納還付金などであります。

次に、3 項戸籍住民登録費、予算現額 1,548 万 7,000 円に対しまして、支出済額 1,450 万 3,660 円であります。

1 目戸籍住民登録費、本目は戸籍及び住民登録事務に係る経費であります。

次のページになりますが、13 節委託料は細節 8 戸籍電算システム保守点検などが主なものであります。

14 節使用料及び賃借料は、住基ネットや戸籍総合システムの使用料等であります。

4 項選挙費、予算現額 929 万円に対しまして、支出済額 880 万 7,447 円であります。

18 節備品購入費は、細節 1 住基ネットワークシステムの更新、細節 2 戸籍複本データを法務局に送信するためのシステムを導入したものであります。

4 項選挙費、予算現額 1,223 万 8,000 円に対しまして、支出済額 1,217 万 7,231 円であります。

1 目選挙管理委員会費、本目は選挙管理委員会委員の報酬ほか選挙管理委員会の開催に係る費用であります。

次のページになりますが、2 目参議院議員選挙費、本目は昨年 7 月 21 日執行の参議院議員選挙の 1 節報酬の投票管理者、投票立会人の報酬や、13 節委託料、細節 7 選挙公報配付委託料など、投開票事務に係る各種執行経費であります。

15 節工事請負費では、ポスター掲示用に要した費用、18 節備品購入費は開票事務に係る投票用紙読み取り機を購入したものであります。

5 項統計調査費、予算現額 212 万 7,000 円に対しまして、支出済額 155 万 2,366 円であります。

1 目統計調査費、本目は 1 節各種統計調査に係る調査員報酬や 11 節需用費のほか事務用経費であります。

次のページになりますが、6 項監査委員費、予算現額 241 万 9,000 円に対しまして、支出済額 230 万

8,900 円であります。

1 目監査委員費、本目は、監査委員報酬及び監査業務に係る経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） それでは、説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

はい、小川委員。

○委員（小川純文） 総務費の中でまず、93 ページの 1 款総務費の中の細目は一般管理費ですか、その中の需用費の中の電気料のことでお聞きしたいと思いますけれども、ここでは庁舎分等の電気がうたわれているかと思えますけれども、この後にも総務課の中におきまして、107 ページの交通防災のほうでも需用費の中で電気料というものが防犯灯の関係で出てくるかと思えますけれども、これ、全体の総括の中で聞くのがどうなのかと思えますけれども、束ねているのは総務だと思えますので、ここでお聞きしたいのですけれども、これ、いろんな部門において、需用費の中で電気料というものが各部署で出てくると思えますけれども、本年新聞等いろんなところで言われております北電の電気料の値上げというのが 10 月以降予定をされているわけであり思えますけれども、電気の関係は 24 年度、25 年度におきましても節電に努めるという中でのこの 2 年間節電をしてきた効果と、それとこういう役場庁舎であれば 400 万円台でありますけれども、防犯灯で 3,800 万円という大きな金額がかかっているという中で、節電とあわせて今後これから北電が値上げをされたときに、いろんな部署においてどのような影響が出てくるのか。それと、総額の電気料が役場関連で、行政関連で総額幾らになっているのか、これはもういろんなところに出ているので、私も足し切れないものですから、そこら辺を含めてまずお知らせをいただきたいと思えます。

○委員長（増田武夫） 総務課長。

○総務課長（境谷美智子） 電気料につきましては、電気受電契約による自由化部門とその他の規制部門に分かれるということで総括しておりますが、今回、国の料金規定の認可が必要な電気料の値上げというのがこの規制部門になるということで、新聞報道等で 10 月から値上げとなっておりますが、現在まだ国からの認可がおりていないということで、10 月からの値上げはないので、最初 11 月ぐらいからかなと思って試算積み上げております。

総額というご質問もありましたので、当町における自由化部門の施設は 33 施設ありまして、25 年度の電気料総額で約 1 億円です。そのうち 4 施設が今年度中の途中で契約切れになるものですから、ここが影響があるということで、こちらの影響額が年度中で 58 万円です。同様に、これが 27 年全ての 33 施設値上げされるということで、1,780 万円の増額と見込んでいます。

あわせて規制化部門は、この自由化部門の 33 施設以外の全ての電気料金になりますけれども、こちらは年間の電気料総額で約 8,000 万円の支出をしています。こちらは各部署にまたがっていると委員おっしゃいましたとおり、1 施設 1 街灯ごと、それぞれ計算が必要になってくるのですけれども、総務課のほうで現在各部署においてはそれぞれ試算をさせていただいておりますけれども、確定値はまだ出せておりません。ただ、北電が示しております今回値上げ率 17.03%ということで試算をしてみましたところ、26 年度中では約 570 万円、11 月の値上げからと考えてです。それから、28 年度 1 年間となりますと、約 1,370 万円の値上げになるであろうと考えています。あわせまして 26 年度中で 628 万円、27 年度になりますと 3,150 万円の影響額が出ると考えております。

○委員長（増田武夫） 小川委員。

○委員（小川純文） 今、節電の効果のほうのお話は聞けなかったのですけれども、費用的な部分をお聞かせいただいたわけであり思えますけれども、合わせていきますとトータルで 1 億 8,000 万円ぐらいこの役場関連、行政関連の施設でかかっていると。このほかにも業務委託している部分もこれ、含めてですか。業務委託は含めていない。業務委託を含めている部分も含めていくと、本当にもうこの 2 億円近くの電気料ということになるのではないかなと。それが今度、一般家庭用に、今、示されているのは 17%、事業レベルで 20%超えというような指数が示されておりますけれども、ざっと見積もっても本当に 3,000 万円からトータルで 4,000 万円、今後支出がふえるということで、それに向けての費用増に対しての節電の取り組みというものを再度お聞かせください。

○委員長（増田武夫） 総務課長。

○総務課長（境谷美智子） 申しわけありません。25 年度中節電の効果ということで、前回の各委員会等でもお話ししているかと思えますけれども、本当に執務室内の消灯、点灯の規制ですとか、パソコン、プリンタの電源からの調整ですとか、電気ポット、冷蔵庫、自販機の照明の消灯、エレベーター、空調等

の使用の抑制等々、職員に随分協力していただきながらやっております。

昨年度などは、北電のほうから需要の逼迫時については、その対応をさらにという調整もあったりして、町としてもかなり一生懸命やっているところですが、庁舎内の電灯も一括電灯ではなく、それぞれの部署にひもをつけて使うところだけの点灯等々も含め、廊下などはひも3階など歩いてみていただくと思うのですが、本当に暗闇歩くような感じにもなっている感じなのだと思いますが、それくらい努力しているのが現状なので、この後、それをさらに積み重ねてとなると、何か根本的な解決策を考えていかなければというふうにも総務課では話しています。

例えば、新電力ですとか新エネルギー等々も含めて、それぞれの節電対策はある程度やれるところはやってきているというふうに考えた上で、今後、必要な新たな部門についても検討していかなければいけないとは考えております。

○委員長（増田武夫） 小川委員。

○委員（小川純文） 今、庁舎内の節電の取り組みからご報告いただいたわけでありますが、先ほど言いましたように、この書類を、決算書を見せていただきますと、結構かかっているのが学校関係と。意外と不意に思ったのが近隣センターですか。これは数があるからという部分だと思うのですが、そういう部分が非常にかかっていると。これは庁舎外ですので、学校関係、近隣センターやなんかの関係というのは、非常に節電の取り組みが厳しいのかなとは思いますが、結構この数字的には上がってきますので、そこら辺の取り組みをやっぱりより一層、また近隣センター等については、使用度合いについてのアンペア数の再確認とか、そういうものをされて、やっぱりより一層の節減できるところは節減していただいて、必要ところはやっぱり必要のように整備をしていっていただくという方向性についての総体的なお考えはどうなのでしょう。

○委員長（増田武夫） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 今、学校だとか近隣センターが多いというようなこともあります。これらについては、例えば学校ですと教育委員会サイド、あるいは近隣センターですと地域の運営委員会で管理運営しているものですから、そういったところに節電のお願いをしているところでありまして、今後においても節電の協力についてのお願いをしていこうというふうに思います。

あと、総体的な関係で申し上げますと、節電の取り組みについては、先ほど総務課長からもお話ししましたように、鋭意努力しているところでございますが、さらに徹底をいたしまして、節電の取り組みについては、徹底してまいりたいというふうに思っております。

あと、新電力の関係についても、管内でも音更町が導入していたような事例もございますので、そういった先進事例を研究しながら、その導入についても検討をしてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（増田武夫） 関連、中橋委員。

○委員（中橋友子） 私も同じ視点から総括でお尋ねしたいというふうに思っておりました。

それで、全体的なことは見えたのですが、本当に要所要所で節電可能な対策はとっていかねばならないと思うのですよね。それで、町としては特に防犯灯、街路灯につきましては、これも3,000万円を超える電気料の支出が計上されているのですが、ずっとLED化を取り入れながら、そのかかる費用と電気料と勘案しながら、随時計画的に節電に向けて取り組むということを手がけてこられたね。その成果がどこまで到達しているのか。それと、こういった中で節電は本当に大事だとは思っているのですが、しかし防犯ですとかね、そういった役割をきちっと果たしていくということも、これまた大事なものですから、そういった適切な対応も含めて現状について伺います。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 防犯灯の電気ということでございますが、委員おっしゃっておりますように、町としましては計画的に節電対策も含めてLED化を進めているところでございます。

町内の防犯灯については、総体的には幕別、忠類含めて5,219灯の防犯灯を設置しているところでございますけれども、そのうちLEDということになりますと、757灯ということで、14.5%がLED化を今のところ進めているというところでございます。

今後も含めまして、これまでの24、25年度の新たにLED化したところ等の節電効果という分で言うと、約200万円ぐらいの節電効果があるということで、町としましても今後残っているLEDについてもなるべく早期に、節電も含めて今後計画的にLED化に向けて実施していきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） その実施なのですから、買い取りの場合とそれからリース契約の場合と、両方取り入れてやっているところもありまして、幕別町としては全部買い取りでやっていらっしゃるのですか。もしそうだとすると、いろんな手法を考えて、これだけで 14.5% で 200 万円の効果ということになりますと、全体でいきますと 1,000 万円近い効果が出てくるのではないかというふうに思うのですよね。

全体で 1 億 8,000 万円の電気料のうちの約 4,000 万円はこの街路灯、防犯灯の電気料金になるのではないかというふうに思いますのでね。そういった事業の中身、LED 化を進めるに当たっての現在幕別では買い取ってきちっと取りかえられていると思うのですが、そういったリースのやり方も取り入れている自治体もあるやに聞いておりまして、そういった研究、検討などについてもお答えをいただきたいと思います。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） LED、今現在、仮に水銀灯、これが一番電気が食う電灯ということで、それが現在 1,601 灯、実をいうとございます。それらを全て仮に私どものほうの更新ということでやりますと、水銀灯 1,600 灯を更新するというと約 6,000 万円ほどの更新経費がかかるということとなります。それらを電気料の節減分だけで賄おうとすると、約 7 年ぐらいで回収できるというのが私どもの計算でございまして、今ご質問ありますようにリースということも確かにございますけれども、電気料の値上げ分等を見たときに、リースが本当にいいのかどうか、その辺も節減効果を図るときにリースになると、どうしてもやはり割高になってくるということもございますことから、それとあと LED に関しては故障がほとんど少ないといったところを考えますと、果たしてそれがいいのかどうかというのは十分に検討しなければならないことかなというふうに考えております。

○委員（中橋友子） わかりました。

○委員長（増田武夫） それでは、これから休憩に入りたいと思います。10 分間休憩いたしたいと思います。11 時 5 分まで休憩いたします。

10 : 56 休憩

11 : 05 再開

○委員長（増田武夫） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 106 ページ、15 目交通防災費、細節 42 番の防犯灯等修繕費、それと 116 ページ、賦課徴収費、2 目ですね、細節 19 コンビニ収納手数料、2 点について質問します。

1 点目の防犯灯は先ほどの絡みになるかとちょっと迷ったのですが、予算に対して決算額が 318 万 8,000 円、予算が 640 万円ほど見込んでいたのだと思いますが、その辺の 300 万円減額の理由、それと次のコンビニ手数料なのですが、昨年は 189 万円、今年度は 197 万 3,000 円、昨年は 2 万 6,000 件が 2 万 7,000 万件にふえています。1 件 60 円という手数料だと聞いておりますけれども、これ毎年々々便利なのは確かなのですが、これふえていっています。何か方策というか対策を考える必要がないのか、2 点お尋ねします。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 防犯灯の修繕の件でございしますが、予算としては 644 万 8,000 円ということで計上しておりまして、決算で 318 万 9,000 円ということとなりました。減の理由ということとなりますと、やはり最近ナトリウム電灯をつけていたり、LED 電灯に進めてくるということで、それらの器具が比較的故障だとかそういうのが少ないということと、水銀管に比べると球の寿命が長いと。LED に関しては 10 年間という形になりますことから、それらやはり球切れだとか、あと故障、自動で入ったり切れたりする装置なのですが、それらの故障が少なかったという実績ということでの減ということでございます。

○委員長（増田武夫） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） コンビニ収納手数料の関係なのですが、確かにコンビニ収納、24 時間利用できるということで件数はふえております。そういうことで、60 円手数料はかかるわけなのですが、やはり 24 時間納めることができるということで、特別これをやめてくれとかどうのこうのということについては、今のところ考えておりません。いつでもどこでも納付できる、コンビニあれば納付できるということですので、コンビニも利用できますよという形で書いて、私どもは一般町民の方に啓蒙しているようなところでございます。

○委員長（増田武夫） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） まず1点目の防犯灯なのですけれども、残った300万円でそのLED化ですか、を進めればいいのかという考えもあるのですけれども、もう一点目のコンビニのほうなのですけれども、納付書を多分1枚につき60円かかると思っているのですけれども、住民はこれ手数料幾らかかるかというのは多分周知していないと思うのですよね。その辺、できるだけ庁舎に来てもらうとか、あともう少し安い郵送、郵便振替、銀行振り込み、そちらに変えてもらうような方策として、手数料が幾らかかるかという周知も住民に対して必要なのではないかと考えるのですけれども。

○委員長（増田武夫） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 手数料につきましては、納付書1枚につき60円という形になります。それは今、藤谷委員さんおっしゃるように、手数料のかからない口座振替ですとか、そういうことについても、私どもさらに啓蒙を進めていきたいなという形には考えております。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 修繕のほうで約300万円ぐらい余っているということで、今、ご議論がございましたLED化なんかに進めていけばいいかということでございますけれども、それらLEDとする際には、次ページにあります15節の防犯灯整備工事のほうで計上する形になりますことから、今後とも計画的に工事のほうは進めてまいりたいと思いますけれども、修繕のほうに関しては、今回先ほどご説明しましたとおり、実際、修繕箇所が少なかったということで、ここでは予算は余っておりますけれども、予算の執行上の関係また統制上の問題から等を考えますと、このような形になるかというふうに思います。

○委員長（増田武夫） 関連、前川委員。

○委員（前川雅志） コンビニ収納について、関連して質問させていただきたいと思います。

私もコンビニでよく支払いをさせていただいて、大変便利に利用させてもらっている一人ですが、藤谷委員の言うように、なるべくそういう啓蒙というところもわかりますが、こういった利便性を利用して、住民の皆様の収納率の向上というのが第一かなと思っておりますので、さらに頑張りたいというふうに思います。

ことしですか、他の町村ではありますが、コンビニ収納によってタイムラグが発生して、支払った人にも、もう一回払ってくれというお知らせをしてしまったですとか、コンビニの心ない職員のことで、町に迷惑をかけたとか、そういったことが発生いたしました。平成25年で我が町においてはそういうことがなかったのかなと思うのですが、そういった手続上の間違いがないように、どのように考えているのかお伺いしたいということと、もし、コンビニとかが潰れて支払いが不納になったときに、どなたが責任をとるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（増田武夫） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） コンビニの収納に関してなのですけれども、コンビニでお金を納めます、そうすると、当然我々の納付者にも判こを押していただけますし、レシートも発行していただければと思います。そのレシートの情報が、次の日には確認することができますので、私ども督促状を出す場合には、必ずその次の日、前日に納付がないかどうかという形の情報は調べます。

ただ、今言ったタイムラグの関係なのですけれども、その日、例えば督促状を発送する日に例えば納めたとします。そうすると、場合によってはタイムラグによって、納めたにもかかわらず督促状が行くという形もありますけれども、督促状にはそういうこともタイムラグ生じた場合もありますので、そのときは何とぞ、何かあれば問い合わせくださいという文書も、その督促状には書いてあります。

それで、潰れたときは、これはコンビニの会社のほうで保証していただけます。

○委員長（増田武夫） 前川委員。

○委員（前川雅志） 会社で保証するというお話でありました。大手のコンビニの大体フランチャイズのコンビニ、幕別にあるコンビニエンスストア全て大手チェーン店のフランチャイズということでありますから、そういったと大手が全て責任を持っていただけるということで、住民の皆様に迷惑をかけるということは一切ないという理解でよろしいですか。

○委員長（増田武夫） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） はい、そのとおりでございます。ただ、お知らせにもいたしたように、納付書と、そしてあわせて発行していただくレシート、これは肝心なものですから、これは必ずもらうようにという形でお知らせのほうに周知させていただいたところでございます。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） それでは質問ですが、まず、105ページの19企画費であります、負担金補助及び

交付金のコミュニティバス運行補助金についてお尋ねを、まず1点お伺いします。

コミバス本格運行になりまして、平成25年度で半年分ではありますが、正式に利用結果が報告されました。資料の中に詳しく、37ページにご呈示いただいているのですが、一つには残念ながら利用が伸びていないということがあります。それで、大変期待の大きい事業であったにもかかわらずやはり利用が伸びないということについては、何らかの対策をとっていただかなければならない結果なのかなというふうに思いました。

そこで、実際に平均の利用人数は書かれているのですけれども、利用者の年齢別といいますか、高齢者がどのぐらいで若い人がどのぐらいだったのか。あるいは障がいを持った人たちはどのぐらい利用されたのかなど、その実態をつかんでいらっしゃったらお答えいただきたいと思います。

同時に、これを実施されるに当たりましては、実際に利用されている方の感想といいますかアンケートといいますか、そういうものもお伺いしているやに聞いています。その内容というのはどういうふうにまとめておられますでしょうか。

それと、続き114ページ、5ページですね。2の徴税費の税務総務費に係りまして、19負担金補助及び交付金。毎年お伺いしておりますが、十勝圏複合事務組合の負担金が今回も58万3,000円ということで報告をされております。国保のほうでもさらに大きい金額が出されておまして、この結果、平成25年度におきましては、引き渡された件数や金額などお示しいただきたいというふうに思います。

同じく次のページ、117なのですが、これは滞納整理機構だけではなくて、幕別町の今もありましたけれども、収納率向上のためにいろいろな手だてをとって納税業務実施されております。その中で、なかなか昨今の経済情勢の中から滞納が多くなっているのではないかとというふうに思います。それで、その実態、滞納の状況など詳細に示していただきたいというふうに思うのですが。

まず、税全体に対して滞納件数というのは平成25年でどれぐらい発生しているのか。金額は幾らになるのか。それと町として、ここの役務費の中に、インターネット公売であるとか、預金調査手数料などが示されております。つまりこれは、差し押さえに至って、こういった手続をとられて差し押さえに行く、あるいは差し押さえた物件を公売するというそういうことを行ってこられたと思うのですが、この差し押さえの件数ですね、この滞納件数に対して一体どのぐらいの件数があるのか、件数と率ですね、それから差し押さえの金額、平均額等最低はどれぐらいなのかということをお示しいただきたいと思います。

次、これは総務にかかわってということで、どこに該当するのかなという、ちょっと見当たらなかったのですけれども、いつも町として平和事業に取り組んで、ロビーなどでパネル展などを実施されてこられましたね。これ、総務の管轄なのだと思うのですけれども、ここで、今までの取り組んでこられた内容についてお示しいただきたいことと、実は幕別町は非核宣言を1985年に行いましたから、来年で30年になるわけですが、その85年のときに決められてそれを象徴する看板が立てられているのですけれども、かなり古くなっているのですよね。ですから、こういったことが放置されているのですけれども、そういったことに対する手だてはどんなふうに考えていらっしゃるのか。またそういう事業を経過して効果も掌握されていると思いますので、引き続きこれを発展させていくために、さらにどんな事業計画、特に来年について考えていただけるのか伺います。

○委員長（増田武夫） 企画室参事。

○企画室参事（細澤正典） まず1点目の、コミュニティバスの運行の実績についてご説明申し上げたいと思います。

コミュニティバスにつきましては、平成10年から6カ月間本格実施したところであります。資料にも載せてございますように、6カ月間の利用実績を載せておりますが、その世代別の状況でございますが、これにつきましては現在のところ大人、子ども、乳幼児、その合計という形での分類でございます。

25年の10月からご説明したいと思いますけれども、幕バスにつきましては、大人137人、子ども174人、乳幼児8人、合計319人。札バスにつきましては、大人252人、子ども11人、乳幼児22人、合計では285人という状況であります。11月以降につきましても、おおよそこの程度の割合ということでございます。

それと、利用者の意向の調査の関係でございますが、26年の2月17日から21日までの5日間、実際にバスに乗り込みまして利用者の意向を確認させていただきました。この間の利用人数は、幕別線が162人、札内線が153人でありました。

利用別目的でございますが、幕別線は1便、5便の通学、下校が多く、2便、4便では買い物、飲食、帰宅というものが多く状況です。札内線におきましても1便、5便につきましては通学、下校が多く、

2 便、4 便に関しては帰宅、その他、買い物という状況であります。

26 年になりまして利用の状況が伸びていない状況があります。特に夏場になりますと、子どもが自転車通学する、バスを利用しないという状況がありますから、利用者が伸びていない状況はあります。

それで事務局といたしましても、何とか利用を促したいというようなことも思いまして、8 月には絵手紙の会というものがありましたので、それを車内展示するような形で、少しでもコミバスを知っていただくという取り組みもしているところです。バスの運転手に聞きましても、一度乗ると、あ、便利だねというような声もお聞きします。

といっても若い方は、高齢者のバスだというような思い込みがどうしてもあるようですので、何とか高齢者以外の方にもバスを利用する機会を設けていきたいというふうに思っておりまして、今回の幕別の産業まつりにはバスを展示して、バスに親しんでいただくというような取り組みも考えているところです。

以上です。

○委員長（増田武夫） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 平和事業の関係でございますが、本町におきましては、昭和 60 年に平和非核宣言を行いまして、各種の啓蒙活動を実施してきたところであります。

具体的な啓蒙活動といたしましては、平和非核宣言の看板を、委員おっしゃられますように町内 3 カ所に設置をいたしました。さらには、原爆パネル展を毎年 1 回出しております。それから平和を願う千羽鶴を町民から募集いたしまして、終戦記念日に合わせて広島と長崎にお送りをしているところであります。

その効果ということなのですけれども、ごめんなさい、その前に過去においては、講演会を行った経過もあるのですけれども、ここ 2 年ぐらひはその講師の方がご高齢ということもあって、なかなか開催には至っていない状況ではあります。その効果ということなのですけれども、この啓蒙の効果というのは、なかなか推しはかれないのが実態でございますが、効果という意味ではちょっとわかりかねる部分はあるのですけれども、こういった活動を通じて町民の皆さんに啓蒙を図ってきたというところであります。

今後の取り組みということなのですけれども、委員言われますように、平成 27 年には、日本の被曝 70 周年、本町の平和非核宣言 30 周年という節目を迎えます。それに向かってなのですけれども、継続して実施しております、先ほど申し上げましたような事業につきましては、継続して実施をしていきたいというふうに思っております。

さらに、理解を深めるための広報の記事を掲載にしたり、小中学生の平和に関する標語ポスターの募集や映画上映会など、考えられること、事業幾つかあるのですけれども、そういったことを、現在、検討進めているところであります。

先ほどの三つの看板の関係なのですけれども、それに合わせて、立てかえるとか、あと補修ということ、現段階ではちょっと検討しておりませんが、今後ちょっと研究、検討していきたいというふうには思っております。

○委員長（増田武夫） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） まず、滞納整理機構の関係なのですけれども、平成 25 年度は 13 名の方をお預けしていただいております。引き継ぎ額につきましては、1,193 万 5,477 円という形になっております。それで、納めていただきました額が 444 万 547 円という形になっております。

それで引き継ぎ額の約 1,100 万円のうちの額なのですけれども、50 万円未満の引き継ぎ額の方が 2 名、それで 100 万円以上の方が 4 名、そして 50 万円から 100 万円までの方、滞納額がですね、その方が 7 名という形になっております。

先ほど言いましたように、回収額が 444 万 547 円ということですので、収納率に換算しましては 37.20%、そして費用対効果という部分につきましては、特別会計と一般会計合わせて 127 万 2,000 円の負担金を納めておりますので、349.1%という形になっております。

続きまして、現年滞納額ということなのですけれども、まず平成 25 年度、町道民税の方が 359 件、2,251 万 9,747 円、固定資産税 173 件、1,078 万 5,400 円、軽自動車税 85 件、56 万 5,334 円、そしてここで国民健康保険税が 402 件、2,994 万 481 円、そして法人町民税が 5 件、42 万 6,500 円という形になっております。

それで、滞納処分の関係なのですけれども、平成 25 年度におきましては 424 件の差し押さえを滞納処分を実施させていただいております。それで、配分額につきましては 1,639 万 836 円の額を回収させ

ていただきました。

それで、先ほどインターネットオークションの関係なのですけれども、それは動産の差し押さえということになるのですけれども、それにつきましては、5件の動産の差し押さえをさせていただいております。それで、差し押さえた実績が約90点ということで、オークションにかけた回数が4回ほどインターネットオークションにかけさせていただいております。それで90点のうち、67点が買い手の希望がありまして、14万2,061円の回収をさせていただいているものでございます。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず、コミバスのほうからですね。年齢では大人と子どもと幼児ということでありましたけれども、期待が大きかった事業ではあったのですけれども、実際に走らせてみるとがら、すきすきで走っているよというようなのがありまして、町民の皆さんからも事業の中身はどうなのだろうと。中身というのは具体的な運行順路だとか時間帯であるとか、あるいはたまには札内と幕別が一緒になるようなコースはできないのだろうかとか、いろんな意見あります。そういうものを取り入れながら、少しずつせつかくスタートした事業が、利用されるようになっていくことが望ましいのだろうというふうに思うのですよね。

そこでやはり今、今度お祭りのときにも展示されて、皆さんに知っていただくということですが、今、コミバスを実施している市町村は全国で90%を超えたということですから、どこの町にとっても大切な交通移動手段にはなっていることは明白なのです。ただそれが、利用の度合い度がやっぱりそここの町によって大きく差があるというのが実態のようでありますので、先進事例に学んで、これがどんどん活用されていくような方向に向けていただきたいというふうに思います。

それで、一つだけ申し上げると、どこの先進事例など頑張っているところを見ますと、やはり住民の意向調査、住民が参加する中で、例えば幕別町、交通、何ていうのですか、コミバスの会とかそういうものをつくったりして、住民と一緒にそのバスを運行させているという手法がとられているところが比較的伸びているやに思います。そういったこともぜひ取り入れていただいて、有効に活用されることを期待したいと思います。

また、これはうちの場合は、コミバスを実施するに当たりましては、バスを町で買ったのではなくて、委託会社がバスを持たれて、それに委託料を払うという形でありましたね。これは償還もあると思うのですが、その償還年数、いつ償還が終わるのか、多面的な活用なども、そういった償還との絡みで縛られるようなこともあるのかなのかということも伺っておきたいと思います。

またもう一つ、いろんな事業との絡みですね、後段に出てきます民生費のほうでは病院に行ったり買い物に行ったりするときに、ひとり暮らしに限って交通移動手段、町として政策でやっておりますね。こういったものも絡めながら利用をふやすということも考えていけないのかどうか、そういうことも手法の一つにあるのではないかと思います。コミバスについては以上です。

平和の取り組みについては、きちっと継続してやってこられたこと自体が、私はすごい頑張ってこられたというふうに思います。それで、何か、効果するような言い方をしまして申しわけなかったなと思うのですが、やっぱり学校での講演を聞いた人の子どもたちのお話ですとか、あるいは千羽鶴を折って贈られた人たちの願いですとか、少しずつ広がりながらやっぱり平和に対する思いを大きくしていくという、ここがやっぱり大事で、その役割は果たしてこられているというふうに思うのですよね。

それで、そういう中で、来年終戦70周年、そして宣言を行って30年、もう一つ国際的には核不拡散条約、これの国連の5年に1回の会議がまた来年ということですから、かなりそういった点では世論も大きくつくられていくのではないかとこのように思います。ぜひ看板をきれいにし、そしていろいろ事業も帯広など聞きましたら、子どもさんたちに平和の絵を募集して描いていただくとか、大人の方からは詩や俳句、歌なども募集するだとか、カレンダーにしているだとか、いろいろありますよね。ぜひ町としても多面的な取り組みを期待したいと思います。

それから、納税のほうなのですけれども、私、滞納整理機構については、もともとやっぱり町の仕事だから町でやるべきではないかということをお願いしてきたものでありますし、今もその考えは変わりません。ただ、今回、差し押さえのことをあえて伺ったのは、実はその差し押さえの割合というのはお答えいただかなかったのですけれども、最近生活が厳しくなっているということもありまして、こういった点で滞納がふえる、特に国民健康保険会計で滞納がふえるということが大きな問題になってきておりました。

そういう状況の中で、どこの町でも法に基づきながら収納活動として差し押さえをするということをやっているのですけれども、こと国保会計に見れば、今回お答えいただきましたのは平成25年度

402 件、2,994 万円でしたよということでした。この差し押さえた金額の最低幾らだったのかということもお答えいただかなかったので、ぜひお答えいただきたいと思うのですけれどもね。

国保会計で見ましたら、幕別町の滞納というのは、北海道全体、あるいは十勝を見てもそう多くはないのですよね。国保会計の中で北海道全体の滞納の、これ平成 23 年の数字なのですが、滞納 16.4%、国保ですから、本当に厳しくてこういう実態になっているのですけれども、幕別町は 11.2%。ですから、全道の平均よりは 5.2%低いということでありまして、十勝の中でも幕別よりも広尾だとか足寄だとか、それからもっとあと 2 件、そうですね、芽室町もそうですし、音更町もそうですし、幕別町よりも滞納の割合というのは高いのですよね、国保世帯の中で。

ところが、それを回収する手段としての差し押さえということになるのですが、差し押さえになってくると、幕別、十勝で一番なのです。それで、どういう基準に基づいて、どんなふうにされているのかなということで、お尋ねしたのですけれどもね。幕別はこの時点では滞納 11.2%に対して、今度その滞納世帯、この時点では 507 だったのですけれども、延べ件数 202 件差し押さえをされて 39.8%。北海道全体で差し押さえの割合というのは 11.5%、実に 2 倍以上の差し押さえが幕別ではやられている数字なのです。

それで、ルールに基づいて実施されているというふうには思いますが、この差し押さえに至るまでの手順といいますか、判断といいますか、そういうことはどの時点でどのように行って、とりあえず納付書が送られていって、それで期限がありまして、そこまでに納められなかった場合には督促が来て、そして、さらにそれが納められなかったというときに、振り込まれているというふうにするのですけれどもね、実際にはその滞納は先ほどのように動産であったり、不動産もあるのでしょうか。それから預貯金が多いのだと思うのですよね。それが、ここの決算書に載ったその預貯金の調査ということで計上されたものだと思うのですけれどもね、特に預貯金の調査などについては、そういう事態が発生したときに調査をかけられますが、調査をかけて、その差し押さえに踏み込むというところの判断、預金の中にもいろんな内容があるわけですから、その辺の判断などについて、どのような対処をされながらこの結果になっているのか、お伺いしたいと思います。

実際に、この平成 25 年度の差し押さえの、国保なら国保だけで結構ですから、差し押さえ件数、割合、どのぐらいになるのか、そして金額は最低幾らぐらいから押さえしているのか、伺いたいと思います。

○委員長（増田武夫） 企画室参事。

○企画室参事（細澤正典） コミュニティバスの関係でございます。車両を委託業者に購入させているというご質問でございましたが、委託事業者が車両を持つことによりまして、国庫補助金としてその車両の減価償却分に関してましても補助いただけるという関係がありますことから、車両に関しては業者の購入という形で進めておりまして、年間ベースで考えますと、その償還の費用というのは 1 台 400 万円程度ですから、これが 2 台ありますので 800 万円程度になろうかと思います。

それと、お話の中で、札内、幕別を結ぶような運行も考えられないのかというようなお話もございました。今、幕別で行っているこのコミバスにつきましては、地域内フィーダー系統といいまして、基幹のバスなり JR なりを運行している交通手段を結ぶ手段として、コミバスを運行しているということで、国土交通大臣のほうにもこの計画を上げて運行しているものであります。

したがいまして、民間業者が行っている十勝バスさんが走っている幕別―札内間を、このコミバスが運行するということは、この形態で行う限りは不可能ということと考えております。

また、イベントに絡めてという部分もございましたけれども、これも先ほど申しましたように、こういう路線で 1 日何回というような形での計画を出している関係がありますので、この形でのイベントでの運行というのは難しい形がございますので。ただ、このコミバスを知っていただくというようなことでは、今、お願いしている業者のほうに、別な算段といいますか、そういう形でやれるのかというような部分も含めて検討していきたいというふうに思います。

あと、民間のそれぞれ住民の利用者の意向をよく確認してというようなお話もございました。幕別町地域公共交通確保対策協議会という中で、このコミバスの運行についても協議させていただいているところです。この中には住民または利用者の代表という形で、25 年度は 11 人、今年度からはさらに公区長さんを 1 人ふやして 12 人、こういう住民代表、利用者の代表の方に入って協議させていただいております。これらの中ででも十分ご意見をいただきながら、よりよい方向へいけるように進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（増田武夫） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 先ほど国保に振り分けた割合という形でのご質問かなと思うのですが、その1,600万円のうち、幾らを国保に振り分けたかというのは、ちょっと今手元に資料がありませんので今はちょっとお答えできません。

それで、差し押さえに至るまでの判断基準、どのような形で判断を示しているのかということなのですが、まず三つのポイントを押さえております。

まず、納税に対する誠意があるのかどうか。例えば誓約書をやってもそのとおりに守っていただけているかどうか、それとまた電話しても督促状をやっても何も返ってこない、そのような納税に対する誠意といいますか、態度ですね。

それから2番目が滞納期間が1年以上経過する者。1年以上経過している者ということについては、差し押さえに判断する基準になっております。

あともう一つは、余り高額にならないように、例えば5万円、4万円、3万円、そのような形で何十万円、何百万円にはならないうちに、滞納処分ですぐに納めていただこうと、そういう形で判断させて、この三つが判断の基準にさせていただいております。

それで、私もすぐ差し押さえという形にするのではなくて、納期限後20日以内、催促状、督促状を出します。そして、督促状を発してから10日を経過したまでに徴収金の完納がなければ、納めていただかなければ、滞納処分に手段をとろうかという判断をさせていただいております。その中で、預金調査とか、そういう形をしていくわけなのですが、実際には督促状を出してから納税相談の呼び出しの通知ですとか、それとか臨戸徴収ですとか、電話ですとか、するような形を何回もさせていただいております。ただそれでも何も応答がない場合、財産調査という形で預金調査などをさせていただいて、預金ですけれども差し押さえさせていただくという形になっております。

それで、預金調査なのですが、これはもう全体の件数でしか出ていないのですが、昨年度25年度は5,876件預金調査をさせていただいております。その中で差し押さえた件数が216件という形になっております。ただ、私も預金については、中橋委員さんも何回もおっしゃっているように、預金給与がそのまま口座に入ってくる場合もあります。そういう形がありますので、すぐ差し押さえをするという形にはなりません。ただ、預金については給与であっても、これは差し押さえ禁止財産の属性は有しないという平成10年の最高裁の判例があります。預金で入っても給料では、例えば年金も入ってもそれは預金に入っていたらその属性を差し押さえ禁止、財産の属性に有しないのだというのはあります。ありますけれども、私もはすぐ差し押さえしたりはしません。何日かおいて、これは生活費でおろされたな、何ばかおろされたな、そういう形で、余ったといったら語弊はありますが、残った金額を差し押さえさせていただくという形になっております。

ただ、その差し押さえが、何回も及ぶということについては、ちょっとあくまでも少し厳しい滞納処分をさせていただくという形なるかと思っておりますけれども、たとえ預金であろうとも、すぐ私も差し押さえしたりするものではございませんので、何とぞご理解を賜りたいなというふうに思っております。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） はい。何年もやりとりさせていただきましたのでね、いろいろご苦労なされて対処されているということ、そのことはそういう状況でやられるのだなというふうには思うのです。ただ、結果としてこういう数字が出されて、幕別は、北海道でも11%台しか差し押さえしないのに、うち40%もしているというふうに、これは国保の数字ですけどもね、そういうのを見てくると、やっぱりうちの町は何か特別基準といいますか、厳しい基準を持って臨まれているのではないかというふうに数字からぼって押さえるものですから、それで尋ねしていることです。

もうちょっとだけ伺っていいですか。

差し押さえの禁止財産については、手をつけませんよと。それはそのとおりだと思います。平成10年の高裁の判決についても、承知はしておりますが、その後に鳥取県ですか、子ども手当の入金されたその日に引き落とされた裁判がありまして、それは返しなさいということになりましたよね。それで預金の中には生活費で出し入れしているもの、それからそういった目的を持って入金された子ども手当などは、子どもの健やかな成長のために国として政策として出しているものだと。そういうものは目的どおりに使わせなければならぬと、使ってもらわなければいけないということで、禁止財産になっていきますよね。それは年金であるとか、それから高額医療のバックであるとか、いろんなものがあるわけですよ。そういうものをきっちと全部調査されて、そして判断なされていっていると思うのですが、どうですか。

それと、何回も伺います。幾らから差し押さえされていますか、預貯金など。

○委員長（増田武夫） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 差し押さえ、今、中橋委員さんが言われた判例についても、私ども承知しているものでございます。ですから、私ども先ほど言いましたように、すぐさま入金したよ、すぐ差し押さえますよ、そういうことはしておりません。やっぱり時間を置いて、その中で残ったものを差し押さえさせていただくという形になっております。

あくまでも法律に基づいた形で差し押さえをさせていただいておりますので、特別に法律を上回る差し押さえをしている、そういうものは全くございません。差し押さえされる禁止額そのものというものはありませんけれども、ちょっと残っていれば、そんな 500 円、300 円残していれば差し押さええるという形はありませんけれども、場合によっては、そういうこともありますけれども、それは何回も滞納処分を納めていただいていない人は、そういう形もあるかもしれませんけれども、基本的にはそんな 500 円、300 円、50 円、60 円、そういうような金額を差し押さえするということはございません。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。それでは、私、委員会の最初のときに、この部門の資料要求させていただかなかったものですからね、突然の質問で細かいこと伺いましたので、なかなか希望するご回答いただけませんでした。それで、できれば資料を提出していただきたい、このように思います。

一つは、まず滞納件数はわかりました。しかし、実際、滞納件数と滞納額、それから差し押さえの件数、それぞれ項目ごとに出していただきたい。その差し押さえの件数は、滞納件数に全体の滞納に対して割合ですね、何%になっていくのか。両方の数字出されれば計算したらできるかなとは思いますが、出していただきたい。

それと、差し押さえの平均額、最低額、それから預金や動産、不動産の割合、これをぜひ資料として出していただきたいと思います。それと、特に国保分野が影響が大きいと思いますので、国保分野について、この数字を全部入れていただきたい、このように思います。

○委員長（増田武夫） それでは、後日、国保特別会計でも同じ議論なされると思いますので、それまでの間に、今の資料を要求したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員（中橋友子） お願いします。

○委員長（増田武夫） そうしたら、そのようにお願いしたいと思います。

次に誰か。

野原委員。

○委員（野原恵子） 2 点についてお伺いいたします。

98 ページ、5 目一般管理費、13 節委託料、12 の町有地管理委託料です。

今、町内には町有地がありますが、特に市街地の除雪ですとか草刈りなど、住民の暮らしにかかわる、身近にかかわる町有地の管理はどのようにされているのか、お聞きしたいと思います。

もう一点は 118 ページ、3 目戸籍住民登録費、13 節委託料、6 の住基カード作成委託料ですが、この住基カードは 2003 年に本格稼働されまして、住基カードに登録されているのは、住所、氏名、生年月日、性別ですけれども、今までに何枚発行されているのでしょうか。そしてそれは、住民の何%になっているのか、また他町村の利用状況はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（増田武夫） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 町有地の管理の関係でございますけれども、町有地の管理につきましては町が持っている土地につきまして、例えば、旭町の分譲地ですとか、ああいったところにあるのですが、ああいった町有地数カ所の管理を行っております。総体で 1 万 6,800 平米ほどになりますけれども、ここの委託料につきましては、その町有地の管理業務ということで、草刈りを年 2 回から 4 回実施しているものであります。

以上です。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 住基カードにつきましては、平成 15 年から発行しておりますけれども、総発行枚数でいくと 730 枚でございますが、住基カードに関しては有効期限が 10 年ということで定められておりますので、現段階での有効枚数は 616 枚が有効ということで、その普及率で言いますと 2.23%ということとなります。

あと、十勝管内の状況でございますが、十勝管内の総発行有効数は 9,624 枚、発行率で言いますと 2.75%でございます。

○委員長（増田武夫） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今、住基カードの件なのですが、お答えいただいたのですが、幕別町の住民で他町村から利用、来ますよね、その件数をお聞きしたわけです。それで、それにかかわる金額はどのぐらいになるのかということもあわせてお聞きしたいと思います。

また、町有地の管理ですけれども、この管理は草刈りを年2回から4回されているということですが、その状況は実際に刈られているかどうか確認しているのでしょうか。といいますのは、その町有地なのですけれどもね、草刈りを一度もしていないというところもありまして、これは忠類地域なのですが、そういう町有地を管理している場合には、その草刈りを委託した場合には、必ず実際に行われているかどうか確認することが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（増田武夫） 地域振興課長。

○地域振興課長（原田雅則） 99ページの町有地管理委託料につきましては、普通財産の部分についてここに計上してございまして、忠類地域につきましては14カ所ほどそこで見えております。

それで、草刈り作業等業者に委託してやってございまして、確認作業もしております。ただし、平成25年度から、実は今まで一括して公園管理も含めてやっていたものを、それぞれの行政財産の所管のところで、例えばふれあいセンター福寿の芝生ですとか、そういったものについては、そちらのほうの科目で見たりということで、かなり分けて見ているような状況であります。ちょっとその草刈りをしていない場所というのがどこなのかがちょっとわからなかったのですけれども、一応確認はしているつもりであります。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） カードの利用における他町村でということでございますけれども、他町村で幕別の住基なんかを出すといた件数で行きますと2件ということで掌握しているところでございます。

○委員長（増田武夫） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 先ほどの町有地の管理の関係でございまして、私の先ほどの答弁で1万6,800平米と申し上げましたけれども、これについては幕別の部分で1万6,800平米、忠類については先ほどの2万4,000平米ほどになります。あわせて4万平米ほどになりますか。その草刈りを実施しているということで、確認作業はしているのかということなのですから、確認はいたしております。

○委員長（増田武夫） 発行するのにかかった費用。

町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） カードを使っても使わなくてもなのですけれども、例えば住民票を発行するときには手数料として250円の手数料がかかるということでございます。

○委員長（増田武夫） 野原委員。

○委員（野原恵子） そういう意味では、質問がちょっと不十分で申しわけありませんけれども、住基カードにかかわりまして、119ページのところなのですが、住基カードの作成委託料ですとかシステム管理ですとか、そういういろんな住基カードにかかわる予算が計上されておりますよね。その予算を総額に対して、カード1枚幾ら金額がかかっているのか、そういう点での質問であります。

また、町有地の管理ですけれども、草刈りをした後、点検もしているということですから、合併してからずっと草刈りをしていないという町有地があるということで、ぜひその町有地を確認していただきたいと思います。これは忠類地域でございます。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 基本的にカードのつくる費用ということで言いますと、うちでは1,060円ということで、個人負担が500円いただいておりますので、町が560円負担していることになってしまいますけれども、今のご質問で言いますと、相対的なシステムの経費から何からで実際のカードの負担額ということでございますよね。大変申しわけありません。今ここでそれらの数字を持ち合わせておりませんので、後ほど答弁させていただきたいと思います。

○委員長（増田武夫） 野原委員。

○委員（野原恵子） この住基カードなのですけれども、これから10年で廃止になりまして、またこれがマイナンバー法に2016年から移行していくという前段階のこういう政策だったと思うのですね。それで、このマイナンバーになりますと、また情報が年金ですとか雇用ですとか預金ですとか、もっとも情報が盛り込まれていきます。そういう中で個人情報がたくさんになりますよね。そうなりますと、ますます個人の情報がどう守られていくのか、そういう問題にも移行していくと思うのですが、今は住基カードの質問ですので、この住基カードに対して2.23%の利用率、全国的には5%と言われておりますけれども、この住基カードに対して、町としてはどのようなお考えを持っているのか、お聞きしたい

と思います。

○委員長（増田武夫） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 住基システムにつきましては、これはずっとシステムとしては続いていきます。住基カードにつきましては、これは今現在つくっているのは、先ほど来申し上げていますように、10年間の有効期限がありますので、これからまだマイナンバーが導入されるまでの間、一定の期間がありますので、その間に住基カードをつくれる方もいらっしゃると思います。そういう方もこれからつくってもそれは10年間有効ですから、それにつきましては身分証明書としても利用できますし、それはそれで意味のあるものだと思います。

○委員長（増田武夫） 野原委員。

○委員（野原恵子） 10年間で一区切りでまた10年で再発行、利用したい人は10年間また継続していかれるという、マイナンバーに移行していくということね。いや、答弁はそうだったのですけれども、そうですね。部長、違います。10年たったら廃止で…

○委員長（増田武夫） マイナンバー制度ができて住基カードのそれは続いていくのか。

○委員（野原恵子） なくなるのですよね。今までの、済みません。

○委員長（増田武夫） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） マイナンバー制度が導入されますけれども、予定ですが、これは28年の1月から希望される方にカードが発行されるということになります。ですから、それまでの間につきましては、住基カードそのものはずっと続きます。マイナンバー制度になったときに、住基カードそのものにつきましてはマイナンバーに置きかわると、そういうふうにご理解いただければと思います。

○委員長（増田武夫） 野原委員。

○委員（野原恵子） そういうふうに、私、押さえているのですが、そうしますと住基カードとマイナンバーと連動していくと思うのですけれども、そのことに対する政策的な考えですか、町としての考えは、個人情報というふうに積み上がっていくわけですが、どのように押さえているか、お考えを伺いたいと思います。

○委員長（増田武夫） 個人情報の保護の関係ですか。

○委員（野原恵子） そうですね。

○委員長（増田武夫） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） これ、国のほうでマイナンバー制度を導入に向けて進めていることでありますので、町といたしましては、国の制度にのっとって粛々と事務を進めていくと、そういう考えであります。

○委員長（増田武夫） 野原委員。

○委員（野原恵子） 私が心配するのは、その情報が国もそうですし、民間も共有していくという方向性が今考えられておりますので、情報が流出した場合の対策も町としてはこれから考えていかなければならないと思うのですよね。そういう点でも本当に不安を感じるものですから、町としてそういうことに対して考えを持っているのかどうか、その点についても考えをお聞かせいただきたいと思っています。

○委員長（増田武夫） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 情報に関しては、いろいろと心配になられる気持ち、これはあると思います。あくまでも基本的にシステム全体、マイナンバー制度そのもので、制度としてそういう情報漏えいとか、そういうことがないように、そういうような対策は国は国で打ちます。

町としては、一自治体として実際の事務を受け持つわけですが、町としては町が受け持つ役割の中で、しっかりとそういう情報漏えいがないように、そういうふうには努めていくと、そういうことであります。

○委員長（増田武夫） それでは、審議の途中でありますが、この際、13時まで休憩いたします。

12：11 休憩

13：00 再開

○委員長（増田武夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

上着をとっていただいても結構です。

それでは、次の質問ある方、挙手を願います。

はい、谷口委員。

○委員（谷口和弥） 3点質問させていただきたいと思います。

一つは、94 ページ、広報広聴費にかかわってであります。

ホームページにかかわっては、このとおりになっていくのかなというふうに思いましたので、質問させていただきます。幕別町の広報誌と並んで町民に情報提供や町の政策をお知らせする、また幕別町民でない方にも幕別町のことをお知らせする、そういったことでは大変重要な役割を果たしている、そういうものだというふうに認識しています。

資料を見ますと、アクセス数が約 21 万 5,000 件から、これが平成 24 年度、平成 25 年度は約 19 万件と減少している。ちょっとこのことがとても気になっているところであります。24 年度に約 700 万円をかけてリニューアルをして、そして周りの情勢はタブレットやスマートフォンがどんどん利用者がふえる、そういった環境の中でホームページ閲覧者が減少している、そのことについてどのような理由を町のほうとしては考えているのか、そのことを 1 点目にお尋ねしたいと思います。

二つ目、106 ページ、1 項総務管理費、13 目職員厚生費、13 節委託料、細節は 5 職員研修委託料についてであります。資料によりますと、平成 23 年度、平成 24 年度は約 400 回にわたる研修を実施している。平成 25 年度は先ほども説明がございましたけれども、251 回というふうに回数が減少しているところあります。職場研修がどのように内容、項目ですね、決められて実施されているのか、そのことをお尋ねしたいと思います。

3 点目、118 ページ、4 項選挙管理費、1 目選挙管理委員会費になるのだと思います。投票所の利便性のことでお尋ねしたいと思います。

投票所によって投票する、これが投票行為の中心になってきますけれども、誰もが投票所に行って安心して投票ができるようにする、そのことがその努力が求められるのだと思うのですけれども、投票所によっては土足で入れるところと、そうでない靴を脱いでいたところがあると。有権者の中から、町民の中から、なるべく特に高齢者の方ですけれども、靴を履いたままそのまま投票行為ができないかという希望が出されています。そういったところの今の投票所の現状はどうなっているのか、このこと 3 点お尋ねしたいと思います。

○委員長（増田武夫） 企画室参事。

13 : 04 千葉議員退場

○企画室参事（細澤正典） 1 点目のホームページのアクセス数の関係でございます。

決算資料にお示ししている資料のアクセス数、確かに平成 24 年度 21 万 5,151 件、25 年度が 18 万 8,577 件という数字でございますが、このほかに携帯によるアクセス数が本来別数字でございまして、それを申しますと、24 年度が携帯からのアクセスが 1 万 3,459 件、25 年度が 3 万 6,958 件になります。それを合計いたしますと、平成 24 年度が 22 万 8,610 件、25 年度が 22 万 5,535 件という形で、それを合計いたしますと微減状態になっているという状況で、携帯によるアクセス数は倍増しているという状況にあります。24 年度のホームページの更新で、携帯からのアクセスをしやすいホームページづくりをしておりますので、今後、携帯からのアクセスがますますふえていくものというふうに思っております。

ただ、町のホームページ、いろんな情報を掲載しようとする、どこにどの情報があるのかわかりづらくなってしまいうのも、ひとつマイナス面であります。最初に行ったページからどのようなものがあるのかという部分の中で、もう少しコンテンツの整理ですとかアクセスしやすいホームページづくりをしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（増田武夫） 総務課長。

13 : 05 千葉議員入場

○総務課長（境谷美智子） まず、職場研修についてでございます。

職場研修については、委員 251 回と申されていますが、251 人の参加で、研修回数につきましては 15 回の研修において 251 人の参加ということになっております。研修の体制ですけれども、例えば新任期におきましては給料の体系ですとか、福利厚生の関係も含めまして、その他町内の施設見学、公務員として必要なマナーの研修、法制的研修、救急救命研修等、年間の事業計画を立てまして、公務員として必要な知識を得ていくような研修計画を立てております。また特別研修としては、国への派遣ですとか、

道への派遣、あるいは市町村アカデミーへの派遣等、職員一人一人のスキルアップのための研修を計画して実施しております。

それから、投票所の現状なのですけれども、少し前にもこの件、話題になって、総務部長のほうからの答弁もあったかと思うのですけれども、現行、投票所は 23 投票所ありまして、土足が可能な投票所は 2 カ所となっております。

その他、基本的には近隣センター、コミュニティセンターを利用しております関係で、ほとんどが靴を脱いで投票所に入るという形で実施しております。

○委員長（増田武夫） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） ホームページについてであります。

携帯電話の使用を含めれば、遜色ない利用があるということの答弁があったところでありますけれども、そのことはわかりました。それで、答弁にあったように、私もトップ画面がどうかということが大変重要なのではないかなというふうに考えているところであります。個人的な、幕別町のホームページを見ての私の思いということでお話しさせていただきますけれども、町民の目から町の施策を知る、案内を知るということの中では、整理されていて評価されるものがあるのではないかなと思うのですけれども、幕別町のことを知りたいという町外の人が見るに当たっては、一応パークゴルフとナウマン象のを中心にした大きな写真があるわけでありまして、そこだけではインパクトが弱いかな、そんな思いもしているところであります。ホームページを立ち上げて 2 年ほどになる。このホームページの見直しやこういった要望などを受け付ける機構というのは庁舎内におありなのか、お尋ねしたいと思います。

職員研修についてであります。251 人がということで、ちょっと私も単位を間違えて言いました。修正します。251 人が 25 年度は研修を受けているということであります。23 年度には、今出ました接遇マナー、それから法務、救命、そういった項目が 25 年度とは違って開催されているのだと。それから 24 年度は観光、コミバス、そういった項目で受講している方がたくさんいるのだということがわかりました。

その中で、新人さんの研修についてはもちろん接遇マナー、そういったものが別に研修があるのだというふうに思うのですけれども、町民のいろんな思いの中では接遇マナー研修、これはどの役場機構ということではなしに、普通の民間企業の中でも常に心がける中身ではないかなというふうに思ったりもします。その辺のところの考え方、研修における考え方、お尋ねしたいなというふうに思います。

投票所については、23 カ所中 2 カ所が土足可能ということのお話でありましたが、いろいろな条件はあるのかと思いますが、そのことを広げてもらえるよう、広げていけるようにご検討いただきたいということで、質問のほうは 3 点目については理解したということで終わりたいと思います。

2 点お願いします。

○委員長（増田武夫） 企画室参事。

○企画室参事（細澤正典） 現在のホームページシステムにつきましては、難しい、何ていいますか、階層の知識がなくてもホームページをつくることができると。それでテンプレートデザインによりまして簡単にページがつけられることができるということがありますので、基本的には各原課の中でお知らせしたい情報をページをつくっていただいて、企画のほうがそれを承認して載せていくという形をとっております。

委員が言われました、検討する機制的なものというものは現在持っておりませんが、いずれにいたしましても、そのページの持ち方、情報の出し方という部分は企画の中である程度統一して指導といいますか、統一を図ってまいりたいというふうに思っておりますし、状況によりましては、職員の広報モニターという制度が広報の中で意見を聴取できる組織ございます。そこにホームページの中での意見とかも聞くことも可能かというふうに思っておりますので、そこも活用してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（増田武夫） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 接遇についての考え方ということでございますけれども、先ほど課長からの答弁にもありましたように、接遇につきましては、新規採用時点で接遇の研修をやってございます。それから 2 年目なり、また 5 年経過なりにも研修を実施してございますので、その中で接遇についてはやっぱり重点項目と、大切なことだということがございまして、るる取り組んでいるところであります。

今回の、この委託料の中にありますプレゼンテーション研修につきましても、内容的にはプレゼンテーションとは申しましても、どちらかというと接遇に近いような研修でございまして、我々も職員の町

民の方に対する対応、これ接遇というのはこれ非常に大事なことだというふうに考えておりますので、今後においても接遇に関する研修については引き続き力を入れていきたいというふうに思っております。

○委員長（増田武夫） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 接遇のこと、ご答弁いただきましたけれども、本当にたくさん多くのことを学ぶことがあって大変なのだというふうに思います。その中の重点項目の一つに、それも入れていただいていることの中では、町民の皆さん方に愛される役場職員をこれからも目指して尽力していただきたいなというふうに思っているところであります。

ホームページについても、機構はないけれども、仕組みやそれから企画室の中だと、広報モニターそういったことの中でやっているのだということがわかりました。

最後に1点だけお尋ねしますけれども、第3期幕別町障がい福祉計画の中では、ことし、今年度で終わるこの計画でありますけれども、音声ですね、バリアフリー、ユニバーサルデザインを用いたホームページの作成ということの中で、音声読み上げ機能、これを導入するということが計画の中にあります。

○委員長（増田武夫） ちょっと、質問の内容が。

○委員（谷口和弥） それが、今実施されているかどうかということをお尋ねしたかったのですけれども。ホームページ上で、音声読み上げを導入するということが計画の中にいるのが、どうなっているかということの質問であります。

○委員長（増田武夫） ホームページの中で。企画室参事。

○企画室参事（細澤正典） 現在の町のホームページには、音声読み上げ機能がついてございません。ただ、ホームページのシステム上、そういう機能をつけているホームページもございますので、今後どういう形でそれらを活用できるかという部分は検討してまいりたいというふうに思います。

○委員長（増田武夫） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 1点だけお聞きをしておきたいと思います。

1項1目の95ページ、節の10であります。

例規集の管理システムの委託料、これにかかわって、若干お聞きをしたいというふうに思います。ご案内のとおり例規集でありますけれども、私ども議員として当選したときに1冊ずつ町のほうからお預かりをして、私もここに持っていますけれども、今日に至っているわけでありますけれども、正確にはわかりませんけれども、ずっと定期的に条例が変るたびに加除されてきたわけでありますけれども、ここ数年、加除をするから持ってきてくれというようなことが一切ないのでありますけれども、その辺はこれ、どういうことになっているのか、確認をしたいというふうに思います。

○委員長（増田武夫） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 例規集につきましては、数年前に例規集を紙媒体のものから電子媒体のものに変更いたしております。その過程の中で、職員については、今パソコンで見られるようにはなっているのですけれども、議員の方々への配付につきましては、そのときの申し合わせの中でどのような変更したかというところが、今ちょっと定かではないのですけれども、その辺をちょっと調査させていただきたいなというふうに思っております。

○委員長（増田武夫） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 過去のことですから、私の勘違いですとか失念もあるでしょうから、それはそれでいいのですけれども、ただいづれにしても、これ町の条例例規集は、町としての最高の憲法ですから、これやっぱり議員諸侯が最新の条例をきちっとわかるような状況になっていないと、とんでもないことだと私は思うのです。

それで、私の記憶では、今、部長がおっしゃったように、漏れ聞くところによると、そういうことになっているのだらうなというふうには思うのですけれども、ただ、議会のほうに、議員のほうに正式に紙はやめましたと、ですから今後ホームページで開いてくださいと、そこから閲覧してくださいというように少なくとも私は記憶にない。もし、あったとすれば、即刻、私はこの例規集を持っていますけれども、これ預かっているわけですから、投げるわけにもいかない、やっぱり回収すべきだというふうに思うのですよね。

これ、今さら言ってもあれですから言いませんけれども、ただいづれにしても、今の時代ですから、流れとしては、もう紙よりもそういうような電子化になっていくのだらうと思います。そこで当然、自宅にパソコンない人はいないと思いますけれども、ほとんどあると思うのですね。そこからのぞくことはできると思うのですけれども、ただ、過去のこと思い出してみますと、やっぱりいろいろなことの中

で例規集をやっぱり机の上に置いて、それを見ながらやっぱり議論した過去もあるのですよね。ですから、この際、管内のある町で議員にタブレットを配付して、それで例規集にかえているということがあやに私は聞いております。早急に紙をやめたのであれば、やめたような体制をとるべきでないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（増田武夫） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 委員言われますように、昨今では例規集を紙媒体にかえて、タブレット端末を配付しているような団体もあるように聞いております。そういったことも含めて、今後、例規集の関係、それから議案の関係もございますので、そういったことを含めまして、今後、検討させていただきたいというふうに思います。

○委員長（増田武夫） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） そういうふうに向かっていくのだろーと思っておりますのでね、それでこれを一刻も空白というのはよくないだろーと思うのですね。ですから、新年度に向けて、そういうことを実現すべく前向きに検討して行ってほしいと、いただきたいと強く要望して終わります。

○委員長（増田武夫） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（増田武夫） それではないようですので、総務費の質疑を終了したいと思います。

次に、第3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 3款民生費についてご説明申し上げます。

124 ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、予算現額 20 億 1,131 万 9,000 円に対して、支出済額 19 億 6,543 万 1,346 円であります。

1 目社会福祉総務費、本目は福祉施策全般に要した経費であります。

11 節需用費、細節 6 救急医療活動用消耗品は毛布 70 枚、防寒シート 90 枚などの購入であります。

20 節扶助費、細節 2 福祉灯油扶助は 1 世帯当たり 6,000 円分の商品券を交付したものであり、交付数は 1,406 件であります。

2 目国民年金事務費、本目は国民年金事務に要した経費であります。

嘱託職員 1 名分の賃金などであります。

126 ページをお開きください。

3 目障害者福祉費、本目は障がい者の支援に要した経費であります。

8 節報償費、細節 4 障害者職場体験事業謝礼は 14 人分であります。

13 節委託料は、障がい者の自助生活支援及び相談支援に係る各種の委託事業が主なものであります。

次のページになりますけれども、19 節負担金補助及び交付金、細節 5 地域活動支援センター広域利用負担金は、帯広市、音更町、池田町に所在する地域活動支援センターを、町民が利用したことに対する町の負担金であります。

細節 7 北海道障害者スポーツ大会町村負担金は、本大会が十勝管内で開催されたことに伴う運営経費に対する負担金であり、本町は車椅子バスケットボール大会の会場となりました。

20 節扶助費は、障がい者の施設サービス等に係る支援費をはじめとして、日常生活用具の購入や医療機関等への通院等に係る交通費に対する扶助が主なものであります。

4 目東十勝障害認定審査会費、本目は十勝東部 4 町で共同設置しております障害程度区分認定審査会の運営に要した経費であります。

平成 25 年度は、12 回の開催であります。

130 ページをお開きください。

5 目福祉医療費、本目は重度心身障害者及びひとり親の家庭等の方々に対する医療費扶助及びその事務に要した経費であります。

平成 25 年度末の対象者は、重度心身障がい 420 人で、前年度と比較すると 26 人の増であり、ひとり親家庭等は 945 人で、前年度と比較すると 4 人の減となっております。

6 目老人福祉費、本目は高齢者福祉全般に要した経費であります。

本町における平成 26 年 3 月末現在の高齢者数は 7,602 人で、高齢化率は 27.48%となっており、前年度と比較しますと 252 人の増、率にいたしますと 0.89 ポイントの増となっております。

8 節報償費、細節 2 敬老祝金の対象者は 377 人であります。

13 節委託料、細節 5 緊急通報装置保守点検委託料は、本システムの保守点検に要する経費であり、平成 25 年度末の設置台数は 386 台となっております。

細節 6 から次のページになりますが、細節 11 までの事業は、介護保険を補完する各種サービス事業であり、幕別町社会福祉協議会に委託しております。

19 節負担金補助及び交付金、細節 5 地域敬老行事奨励金は、地域内の 77 歳以上の高齢者を対象として敬老行事を行った公区等に対して、対象者 1 人当たり 1,000 円の補助をしたものであります。

平成 25 年度では、114 公区中 85 公区にて地域敬老行事に取り組んでいただいたところであり、前年度と比較しますと 10 公区の増となりました。なお、対象者に対する奨励金の交付率は 82.95%であり、前年度と比較しますと 12.38 ポイントの増となっております。

20 節扶助費、細節 2 老人保護措置費は、老人ホーム入所者に係る措置費であり、細節 3 社会福祉法人等介護サービス軽減費扶助は、社会福祉法人等が介護サービス利用料を軽減した場合に、当該法人等に対して扶助したものであります。

7 目後期高齢者医療費、本目は後期高齢者医療制度に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 療養給付費等負担金は、療養給付費に係る町の負担分で、給付費の 12 分の 1 に相当する額であります。

8 目介護支援費、本目は要支援認定者に対する介護予防プラン作成に要した経費であります。

134 ページをお開きください。

9 目介護サービス事業費、本目は介護サービス事業に要した経費であります。

13 節委託料、細節 5 デイサービス事業委託料は、忠類地区のデイサービス事業を幕別町社会福祉協議会に委託した経費であります。

10 目社会福祉施設費、本目は千住生活館の管理運営に要した経費であります。

管理人賃金や光熱費などの経費が主なものとなります。

136 ページをお開きください。

11 目保健福祉センター管理費、本目は保健福祉センターの管理運営に要した経費であります。

光熱水費や清掃委託などの経費が主なものとなっています。

12 目老人福祉センター管理費、本目は老人福祉センターの管理運営に要した経費であります。

当センターの平成 25 年度利用者数は延べ 4 万 4,605 人で、前年度と比べますと 369 人の減となっております。

なお、当センターには町内 4 路線で月 2 回ずつ福祉バスを運行して、利便性の向上を図っているところであります。

138 ページをお開きください。

13 目ふれあいセンター福寿管理費、本目はふれあいセンター福寿の管理運営に要した経費であります。

140 ページをお開きください。

2 項児童福祉費、予算現額 15 億 1,684 万 5,000 円に対して、支出済額 9 億 8,735 万 9,242 円であります。

1 目児童福祉総務費、本目は児童福祉全般に要した経費であります。

1 節報酬、細節 1 次世代育成支援対策地域協議会委員報酬は、会議を 5 回開催したことに伴う経費であり、子ども・子育て支援新制度や次世代育成支援行動計画などに関してご審議いただいたところであります。

20 節扶助費、細節 2 児童手当は、平成 25 年度の対象児童数が延べ 3 万 8,918 人で、前年度と比較して 632 人の減となっております。

2 目児童医療費、本目は小学校卒業前までの児童に係る医療費扶助及びその事務に要した経費であります。

20 節扶助費、細節 1 子ども医療費扶助は、平成 25 年度末の対象者数が 2,959 人で、1 人当たり扶助費が 2 万 8,860 円となっております。前年度と比較すると対象者数は 48 人の減、1 人当たり扶助費は 1,890 円の減となっております。

3 目常設保育所費、142 ページをお開きください。

本目は、幕別地域 5 カ所の認可保育所の管理運営に要した経費であります。

平成 25 年度当初の入所児童数は 444 人で、前年度と比較すると 8 人の増となっております。

13 節委託料、細節 12 札内南保育園運営委託料は、札内南保育所が平成 25 年 10 月 1 日から民営化と

なったことに伴う 6 カ月分の運営経費となります。

次のページになりますけれども、19 節負担金補助及び交付金、細節 6 札内南保育園建設費補助金は、札内南保育園の新園舎建設に係る補助金であり、設計費用 1,543 万 5,000 円に対する町の負担分として 95%に相当する 1,466 万 3,000 円となっているところであります。

4 目へき地保育所費、本目は幕別地域 5 カ所、忠類地域 1 カ所の保育所の管理運営に要した経費であります。

平成 25 年度当初の入所児童数は、幕別地域 5 カ所では 57 人であり、前年度と比較すると 5 人の減、忠類地域 1 カ所では 43 人であり、前年度と比較すると 8 人の減となっております。

次のページになりますけれども、15 節工事請負費、細節 1 古舞保育所増築工事は児童の午睡室やトイレなどを新たに増築したもので、面積は 88.08 平米であります。

5 目発達支援センター費、本目は発達のおくれ等に対する相談支援及び療育などに要した経費であります。

平成 25 年度の利用状況については、幕別地域の発達支援センターへの通所人員は 61 人で、前年度と比較すると 7 人の増、南十勝こども発達支援センターへの通所人員は 4 人で、前年度と比較すると 2 人の減となっております。

13 節委託料は、開西病院から理学療法士を派遣してもらい、運動発達の向上を目指した指導を行っているものであります。

148 ページをお開きください。

6 目児童館費、本目は児童館 3 カ所及び学童保育所 6 カ所の管理運営に要した経費であります。

平成 25 年度当初における学童保育所の入所児童数は、6 カ所で 236 人であり、前年度と比較すると 25 人の減となっております。

7 目子育て支援センター費、本目は幕別子育て支援センター、忠類子育て支援センターの運営に要した経費であります。

平成 25 年度の利用状況についてであります。施設開放事業では、年間延べ利用人数が 7,493 人で、前年度と比較しますと 595 人の減であり、一時保育事業では年間延べ利用人数が 1,239 人で、前年度と比較すると 125 人の増となっております。

150 ページをお開きください。

3 項災害救助費、予算現額 550 万円に対して、支出済額 5 万円であります。

平成 25 年度は、半焼 1 件の火災に対して被災者に災害見舞金を支給したものであります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○委員（野原恵子） 3 点についてお伺いいたします。

一つ目は 130 ページ、6 目老人福祉費、13 節委託料、7 外出支援サービス委託料です。

この外出支援サービスは本当に高齢者から喜ばれておりまして、利用者がふえていると聞いております。それで、そういう中でも利用されている方から、高齢世帯ですと一人では病院の中で移動もなかなか難しいので、付き添いの方が付き添わなければならない、そういう場合でも外出支援の送迎の中に加えてもらえないだろうか、そういう要望も出ております。

また、家族が同居していても、車がないですとか、病弱ですとか、そういう場合には高齢の方、家族がいる場合にはこの外出支援サービス利用できないのですけれども、そういう高齢の方も外出支援サービスの利用をできるようにしていただきたい、こういう要望も出ております。

また、精神障がいのある方でも一人では通院ができないと。それで、公共の交通機関、利用できないので、このサービスの対象にしてほしい。また、診療時間の関係で朝早く行って、帰日もその支援サービスの時間の枠内で診療が終わるならいいのですけれども、終わらない場合には、帰るときにこの送迎バスを利用できない、そういう状況も生まれていると聞いております。

今、質問いたしました 4 点の解決の方向性をお伺いしたいと思います。

もう一つは 130 ページ、6 目、同じ老人福祉費に関してなのですが、高齢者のごみの回収についてなのですけれども、今、介護保険利用されている方はヘルパーさんがごみステーションまでごみを持っていく、そういうこともできるので、今、介護保険も要支援 1、2 は利用できない、そういう状況が生まれまして、なかなかごみステーションまでごみを持っていくことができない。特に冬などは

雪など降って危険だということもありまして、そのごみを自宅の前まで置いておけば回収できるような、そういう手だてをとってもらえないだろうか。

また、紙おむつなのですが、子どもの紙おむつは透明の袋に入れて出すことのできるのですが、高齢者の紙おむつも子どもと同じような対応できないだろうか、こういう要望も出されておりますので、その点についてお聞きしたいと思います。

もう一点は150ページ、1目災害救助費にかかわってなのですが、今、各地でいろいろな災害が起きております。それで、最近も関東のほうで大きな地震もありました。そういうこともありますし、豪雨とかそういう災害もありまして、避難勧告ですとかそういうのは早目に出す手だてというものも考えていかなければならないと思います。そういうときに速やかに町民に状況を知らせる、それは被害を最小限に押さえることになると思うのですが、今、公用車で赤色灯やスピーカーを設置した公用車は何台あるのでしょうか。それで、こういう大きな災害やなんかあるときなどに、全町に速やかに対処できるような公用車があるのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○委員長（増田武夫） 保健課長。

○保健課長（合田利信） まず、ご質問の1点目、外出支援ということなのですが、現状から申しますと、非常に利用者も伸びてきておりますし、利用回数についても前年と比較しまして182回、こういった状況で非常に利用が高まっているという状況でございます。その中でまず付き添いということなのですが、現状につきましては利用者のご自宅から利用される、例えば病院まで玄関までお送りするということで、乗り合いの関係から次の場所へと移動しなければならないと、そういう中で病院の中まで付き添っていくというのは、現状では非常に厳しいのかなと考えております。

そういった方については病院の関係者、看護師さんとかという中で、病院の中に介助していただくという方法も考えられないわけではないのかなと思っております。

また、同居の家族がいらっしゃる方ということなのですが、これにつきましては、やはりケースごと考えなければならないと。一律に同居の家族がいらっしゃるから、この外出支援サービスの該当になりませんよということではなくて、一つ一つケースごとに考えてなければいけないと考えております。ただ、実際の現状、この1台の中で幕別本町地域ですけれども、約二千何百回稼働しております。その中でいきますと、対象者を同居の家族を含めて全ての方を対象とするというのはなかなか厳しいと思っておりますので、あくまでも個別の中で考えていきたいと思っております。

また、精神障がいの方ということで、今、私どもの要綱の中では、基本的に身体障がいということで、精神障がいの方は一つは該当になってはいないのですが、そういった面も今後どういった形でこのサービスを使っていけばいいのかということは、総合的に考えていきたいと考えております。

また、診療時間ということでありますが、やはり一度にたくさんの方が乗り合いで利用されておりますので、なるべく診療時間の中で、運行・稼働ということが一つの基準となっておりますが、その辺はなるべく診療時間内に間に合うような形で運行を続けたいと思っております。

以上です。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 災害に関する勧告等のできた際の広報についてでございますが、基本的には速やかに情報を知らせることが大切でございます。

それらの方法としましては、町としては広報車や公区長への電話、ファクス、あと登録メールをしている方にはメールを配信したりということでのさまざまな連絡方法をとっているところでございます。

ご質問の、今、実際、公用車の赤色灯等がついている車何台あるかということにつきましては、現在公用車として2台配置しております。それと、広報用の公用車につきましては、4台が広報できるような形で、スピーカー、アンプ等を搭載している車が4台ございます。

あと、高齢者のごみの回収についてですが、自宅前まで回収に伺えないかということでございます。これにつきましては、確かにそういうお声は聞いているところでございますが、現状の直接回収の仕組みそのものを、どうするかといったところの考え方も整理しなければならないということで、今後についてはそれらのお声を聞いておりますことから、十分検討していかなければ、手法等をどうするかと。個別の回収となりますことから、大変難しい部分がございます。そういうことから総体的な手法、現状のごみの回収手法も含めて検討していかなければならないことだというふうに思います。

それと、高齢者の紙おむつも対象にということですが、これについては子どもについては数年前から透明の袋に入れていただけることにおいて回収をしておりますけれども、高齢者の紙おむつについては、まだ実施していないところから、これらについても子ども同様ごみを出しに行くのが大変だとい

ったことも含めて、十分検討していきたいなというふうに思います。

○委員長（増田武夫） 野原委員。

○委員（野原恵子） まず、外出支援サービスですが、高齢者の付き添いの方も一緒にこの送迎バスに乗ることができないのでしょうかという質問です。

それと、家族がいても、その家族のいる方に対してはケース・バイ・ケースというお答えでしたけれども、これはそういう家族が同居していても、病弱ですとかそういう場合、相談に乗っていただきましてこの支援サービスを利用することもできる、そういう押さえでいいのでしょうか。

それと、精神障がいの方ですが、対象にはなっていないということですけれども、今、精神障がいの方も自宅で過ごせるような、そういう方向性で国のほうは在宅でという方向でいっています。そうしますと、通院するですとか、そういう場合には、一人でも通院できない場合には、やはりこういう交通手段がどうしても必要になると思うのです。そういう方も対象になるような手だてを講じていくことが必要ではないかと思しますので、再度質問、その点についてお答えをいただきたいと思います。

また、診療時間ですが、4時までで間に合うように、そういうことで診療時間とかそういうのは医療機関と相談しながら進めていると思うのですけれども、そういう場合でも予定としては4時まで、迎えに来てもらえる時間までに終わらせるような手だてを講じて通院すると思うのですが、そういう場合でも、どうしても間に合わない場合には、相談に応じてもらえる、そういう手だても必要ではないかと思うのですが、もう一度その点についてお聞きいたします。

それと、高齢者のごみの回収ですけれども、幼児と同じように紙おむつの回収は検討していきたい、また、自宅前までのごみの回収も検討していきたい、そういうお答えでしたけれども、実際に高齢の方のごみの回収をしている自治体もあります。そこはごみ業者と検討しながら詰めている、そういうこともありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

また高齢の方は、特に冬などはごみステーションまでごみを持っていくことによりまして転倒されたりだとかそういうふうになりますと、骨折ですとか寝たきりですとか、そういう状況になる可能性も若い方々よりも多いですね。そうしますと、やはり医療費の問題ですとか介護の問題ですとかそういうところに波及していく可能性もありますので、ぜひごみの回収はいろいろな手法で回収していただくような、そういうことも検討をしていっていただきたいと思います。

また、公用車ですけれども、今、赤色灯やスピーカーを設置したのが2台、公用車が4台、計6台で災害の場合は町内をお知らせして歩くことができるということだと思いますが、これも台数を置いているということで、どの地域はどの車が走るのか、そういうことも検討されているのでしょうか。そうしますと、地域を分けて、1号車、2号車、例えばそういうふうに番号をつけますと、1号車はどの地域、2号車はどの地域、そういうふうにしちつと防災計画の中に入れてあれば、スムーズに対応できると思うのですが、その点もお聞きしたいと思います。

○委員長（増田武夫） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） まず、精神障がいの外出の移動の関係でございますけれども、障がい福祉サービスの中に行動援護という事業がございます、この場合につきましても自己判断能力が制限されている人が行動するときという部分がありますので、若干その行動の制限という部分がありますので、利用については制約があるかと思いますが、この事業がありますとともに、それから地域生活支援事業の中で、移動支援事業という事業がございます。屋外での移動に困難がある、障がいのある方について利用できるということになっておりますので、全員の方ということにはならないかと思いますが、ある一定の方につきましては、この制度は利用できるものというふうに考えております。

○委員長（増田武夫） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 外出支援サービスなのですが、まず、車については身障用と通常のワゴンというものがありますので、身障用のリフト付きのワゴンにつきましては、付き添いの方乗車可能というふうに考えております。ただ、通常のワゴン車はやはり乗り合いということで、かなり人数も混み合っている関係から、なかなか付き添いの方、乗っていただくことは難しいのかなと。やはり病院に着いてから、病院の関係者のほうをちょっとご案内しながら、通院のほうしていただければと考えております。

また、同居の家族がいる方については、ケース・バイ・ケースということで、大変ちょっと説明が不足だったのですが、基本的にはやはり同居の家族がいる方でも、これも出稼ぎといいますか、長期間不在となる場合、これはもうやはりやむを得ない事情ということの中では対応していきたいと考えております。

また、診療時間、基本的には多くの方は午前中診療されまして、また次回の診療についても時間帯も

予約されて診療されているところだと思いますが、中にはお医者さんの都合や利用されている方の時間帯が合わなくて午後の場合もあると思いますので、ここは乗り合いということですから、なるべく皆さんが同じ時間帯で利用できるようにすることを基本といたしますが、場合によっては個々のケースも応じていきたいとは考えているところであります。

以上です。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） もう一点、ごみの関係でございます。

私、大変申しわけありません、訂正させていただきたいと思います。24年4月から、高齢者並びに障がい者の方のおむつも回収をしていると、透明袋に入れて出すということによって回収しているということでございます。ということで、その回収をしていると。

あと、実際このごみステーションに対する自宅前までの回収といったところにつきましては、今後やり方全てに関して検討してまいりたいと思います。

あと、公用車の災害時の広報についてでございますが、町のそういう広報車としては4台ございますが、ほかには消防なんかにもそういう広報できる車はございます。そういうものも活用しながら、実際災害起きたときには、その災害の状況に応じて、どういう方向、方面に走らせるかというのを総合的にその災害の現場の中で、状況を確認しながら実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（増田武夫） 野原委員。

○委員（野原恵子） 外出支援サービスはケース・バイ・ケース、相談に応じますということですので、そこは町民との対話の中で明らかにしていきたいと思いますが、そういう部分も利用される方に周知が必要ではないかと考えます。

また、高齢者の紙おむつは子どもと同じように回収しているということですね。であれば、知らない方もいらっしゃるの、周知のほうをきちっとすべきではないかと思っておりますので、その手だても講じていただきたいと思っております。

それと、ごみの回収なのですが、音更町ではごみサポート収集事業ということで、ごみ業者にそこを依頼して、ひとり暮らしの高齢者の方の玄関までのごみの回収もしているということですので、ぜひ参考にして検討していただきたいと思っております。

また、災害時の公用スピーカーの台数ですけれども、消防のほうとも連携をとって台数をふやすことができるというお答えでした。そういう場合でも、台数が、本当に局所的な災害だったらいいのですが、大災害の場合でしたら、その台数が何台あるかということをはっきりと、この地域はこの車が走る、そういうふうにきちっと明記していたほうが、町民にはいち早く知らせることができるというふうに思います。そういう手だても講じていくことが必要ではないかと思っております。

また、災害があった場合に、ライフラインが寸断されたり、そういう場合では、水道のとかそういうものは職員で対応できる、そういう状況になっているのでしょうか。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 大きな災害起きたとき、車を特定しておけばいいのではないかとのお話ですが、確かに全町的な災害が起きたときは、その広報範囲というのは特段に広がるということがございます。そうなったときに、逆に町有車、町の力だけではなく、39の団体とさまざまな防災協定を結んでおります。トラックの業界の方とも結んでいたり、いろんな広報の仕方、またコンビニだとかそういうところも結んでいるところから、そういういろんな協定を結んだところの協力を得ながら、広報なり情報を発信していくということも重要ではないかというふうに考えておりますことから、必ずしもどここの地区に何の公用車ということが、全体の広報の仕組みとしてはどうかなと私どもは考えているところから、今お話ししました手法をもって広報事業は進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員（野原恵子） 終わります。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 発達支援センターのことについてお伺いしたいと思います。

ページ数は、資料のほうで146ページですが、資料の75ページのほうですね。

ことしを入れますと3年目に入ってきましたけれども、それまでの言葉の教室から発展いたしまして、発達支援センターが開設されまして、それぞれ目的に沿って、今までの乳幼児だけではなくて、18歳までを対象にした支援を行うということで、大変期待されてきた中身であります。

この内容が充実していくようにということで、機会あるごとに取り上げさせてきていただいたのです

が、実際に平成 25 年度の事業の報告を見ますと、幼児、それから学齢児童ということで利用件数を出されているのですが、幼児のほうはふえていっているのですけれども、学齢児童のほうは若干利用が減っている状況にあります。

そこで、まず 61 人が利用されているということでありますが、希望されている方が全員利用できているのかどうかということが一つであります。

もう一つは、言葉の教室から発展したわけですから、支援センターにふさわしい職員の体制、配置をずっと求めてきました。お知らせ、広報等で臨床心理士を募集されているというのを見まして、多分発達支援センターのほうに配属されるのではないかなというふうに思っているのですが、そういう体制をとっていかれる状況にあるのかどうかということと、もう一つは言葉の教室のときからそうだったのですけれども、こういう専門の施設でありますから、言語聴覚士も専門的な知識を持ってやっていくという点では大変大事な役割を果たされるのですけれども、その配属といいますか、はどんなふうに考えていらっしゃるのか。

それと、その 61 人の子どもさん、通ってこられてきているのは札内と幕別なののですけれども、割合としてはどのぐらいの割合になっているのか、お伺いします。

また、学齢児童の方のいわゆる支援の中身、これはどこまで、療育までやられているのかどうか伺いたと思います。

○委員長（増田武夫） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） まず、希望どおり通えているのかどうかという部分につきましては、平成 26 年度の現在につきましては、若干申し込みが多くて、検査等に若干お待ちをいただいている状況があるということであります。

それで、次の職員体制、臨床心理士との関係になりますけれども、今、臨床心理士 1 名募集をしております、平成 27 年度に発達支援センターのほうに配属配置をする予定でありまして、臨床心理士が配置になれば現在発達検査を保育士がしておりますけれども、その業務が浮くわけでありまして、その浮いた業務の中で保育士の療育を賄っていく。現在、おおよそ 1 人 12 名程度の療育を実施しておりますけれども、臨床心理士が配属になった折には、1 人 15 ぐらい担当できるのではないかなというふうに考えておりますので、今若干お待ちいただいている部分につきましては、臨床心理士配置後については解消できるものというふうに考えております。

それから、言語聴覚士の部分につきましては、この専門職を配置するというのは、臨床心理士は配置が決まりましたけれども、言語聴覚士についても必要性があるというふうには認識しておりますけれども、これは今後の課題として受けとめているところであります。

それから、札内からの通所の状況でありますけれども、7 割から 8 割というふうに押さえているところであります。

学齢期の支援の関係でありますけれども、現在、療育までは実施しておりませんで、学齢期にはコーディネーターが相談を受けまして、それぞれの関係機関につないでいるという状況であります。

それから、先ほど札内の通所の割合という部分でいきますと、8 割程度という話ししましたが、86.2%という数字でございます。訂正をいたします。

以上でございます。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 3 年目に入りまして、本当に頼られる施設として実績を積まれてきたことが、たくさん必要とする方たちが、そこを利用したいということになっているのだろうというふうに思います。

もう一方では、そういった支援を必要とする子どもさんたちも現実にふえてきているという両面があるのではないかなというふうに思うのですよね。こういう支援を必要とする児童生徒にとっては、時期を逸しないで対応していくということが大変大事なことだと思うのですが、若干待ってられるということなのですが、若干というのは月数にしてどのぐらいなのか、伺いたしたいと思います。

それと、言語聴覚士の必要性は受けとめていらっしゃるということではありますが、将来的に配置するのかどうかというところまでは見えなかったのですけれども、発達支援センターという以上は、言葉から発達のいわゆるおくれであるとかをキャッチするというのが一番大きいのではないかなと思うのですよね。ゼロ歳から子どもさんが成長してきて、ちょっと支援が必要かなというのは、言葉の出ぐあい、そこがいろんな障がいを見つけていく、そういうことであらうかと思うので、このやっぱり言語聴覚士の役割も非常に大事だと思うのですよね。

言葉が、今まで 3 年前までは言葉の教室ということで指導されてきたのですけれども、言葉がやっぱ

り出ないというお子さんは、言葉だけの問題、吃音とかありますけれども、それだけではなくて、やっぱりそこには心理的に多動であったり、あるいは学習障がいということも含めて、そういったことにつながるケースが多いのだと思うのですよね。そういったことを専門的にきちっと見きわめながら、適切な指導もし、適切な機関につなげていくということが、ここの発達支援センターの役割だと思います。

そうすると、やはり過去には先生に試験を受けていただいていたというようなことも、何度かご答弁いただいていたことはあるのですけれども、実質的には現場を持ちながらかなり難しいことだと思いますので、最初から専門の方をきちっと入れていくという姿勢に立たないと、せっかくの施設が生きないといえますか、もっともっとそういう人を配属することによって役割を果たしていけるというふうになると思うのですが、どうでしょうか。

それと、学齢期につきましては、コーディネーターを、つまり相談を受けて、いろんな手だてをとって専門施設につないだりしているのですね。つまり、支援センターで学齢期の方に対応しているのは相談活動のみということではないかと思いますが、これはやはり例えば南十勝でありましたら、療育も実際やってらっしゃいますよね。そういう施設に進めていこうとするのかどうか、その辺の考えも伺いたいと思います。

あと、札内と幕別の通所をされている方の割合を伺ったのは、実は札内地域から身近にこういう施設が欲しいのだという声が結構あるのです。もともと言葉の教室、南小学校にあったものが、こちらに移ったという経過も歴史的にはありまして、それでこういうここに通う方たちは子どもさんたちでは来られないわけですから、やはり保護者がついてくる、あるいは保護者も一緒になって支援の専門の方からのお話を伺って、療育に当たるということが大事になってくるわけですね。

そうしますと、ここ8キロ程度のことはあるのですけれども、やはりこういう施設こそ地域の中に設置していくということが大事ではないかなというようにもなっておりまして、今、庁舎の建設がありまして、今、設置されているのは保健福祉センターですが、この保健福祉センターの利用のあり方も検討されているとは思いますが、そういう検討の中に、こういう施設をやはり住民の足元にきちっとそれぞれ保障していくというような考えは持てないものかどうか、伺いたいと思います。

○委員長（増田武夫） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） まず、今、お待ちの方の状況ということでありますけれども、待機状況につきまして、今、検査を待っている方が17名おります。

○委員（中橋友子） どのぐらいの期間待つのか。

○委員長（増田武夫） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 言語聴覚士の採用についてでありますけれども、これ委員がおっしゃるように、早期に発見して早期に対応していくと、これ非常に大事なことで、町としましてもこういう専門の方はできるだけ採用の方向に向けて考えていきたい、それは基本的には思っております。ただ、そういう人材を探すこと、また、なかなかその辺は全体の職員のあり方の中で、これは検討していかなければならない重要な課題の一つだと思っております。

とりあえず、まず臨床心理士については、今回、募集をかけて、新年度から配置できるのではないかなと今のところは思っております。そういうふうに一歩一歩、これ発達支援センターについても業務をなるべく質を上げながら対応していくように努力したいと思っております。

札内地域において、そういう対象者が多い、これ私のほうでもわかっていることでありまして、そういう地域性、それも一つの課題であるなというふうには思っております。ですから、それもあわせてしっかりとこれからまた考えていかなければならないと、そういうふうには思っております。

○委員長（増田武夫） 学齢期の療育。福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 学齢期の関係でございますが、今は相談を受けて、必要に応じて療育機関等をご紹介しているということでありますけれども、今後におきましては、臨床心理士配置した中で学齢期の療育等についても実施できるかどうか、今後の体制の中で、また将来的な部分も含めて、その辺をいつから学齢期という部分については、今後検討してまいりたいと思っております。

待機期間でありますけれども、一番今長い方で二、三カ月であります。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） はい。いろんな点で改善されてきてまして、取り組みが強化に向かっているのだなというふうに思いますが、確認をさせていただきますが、まず学齢期の子どもさん、18歳までを対象とされるということでありますから、この方たちの将来の施設の対応としては、相談業務だけではなくて拡大をしていくと、療育も行っていくという押さえでよろしいですね。

それと、大事なわけけれども、なかなかいないということなのですが、いないとおっしゃっても、言語聴覚士ということをも銘打って募集はされていませんよね。募集されているのは、あくまでも今回臨床心理士ということでもありますから、ですから、いないのだというのではなくて、募集してみなかったらわからないのではないかという思いもあります。

それで、やはりこの議会でも、引きこもりのことだとかいろいろいつも問題になって、何とか町としても手だてをとれたらいいねという角度から、いろんな議員の方からの提言もありました。私はその引きこもりもいろんな理由もありますから、一概にこの手だてをとったからなくなるというふうには思いませんが、しかし、ここの施設も学校に入る前の機敏な対応によって、あるいは学校に入るときの手厚い態度、対応によって、そういった引きこもりなども解消できるというふうに考えるのですよね。ですから、そういった本当に今の社会的課題といっても私は言い過ぎではないと思うのです。そういうことに対応する、できるまちづくりとして、やはりきちっとした専門の人たちを早く配置することとあわせて、地域性のことも検討していただけるようでありますのでね、その辺もトータルとして今3年たった現状を見ながら、発展できる方向に何とか持っていく、そういう施設になっていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○委員長（増田武夫） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 委員おっしゃられたように、発達支援センターはことしで2年半ぐらいを経過しております。

一歩一歩発達支援センターの職員も研修を受けて、レベルアップを図りながら的確な対応ができるように努めたいと思っておりますし、またさらに専門的な職員につきましては、繰り返しになりますけれども、今後またそれを増員するような方向で、それ、いつの年度になるかはちょっと明示できませんけれども、そういう方向で考えながら機能を高めて、そうしていきたいと、そのようには思っております。

○委員（中橋友子） はい、わかりました。

○委員長（増田武夫） 民生部の関係で、ほかにありますか。

（ありの声あり）

○委員長（増田武夫） そうしたら、ちょっと一人あるようですが、ここで10分間、20分まで休憩いたします。

14：10 休憩

14：10 成田議員退場

14：20 再開

○委員長（増田武夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

民生費について、谷口委員。

○委員（谷口和弥） それでは、2点質問させていただきたいと思います。

一つは124ページ、社会福祉費、1目社会福祉総務費、福祉灯油扶助についてであります。

昨年は利用者が1,408世帯、24年度が1,248世帯であったわけですから、大幅に利用がふえたという数字がここに出たわけであります。25年度も大変灯油が高騰する中での冬場を迎える中で、平成24年度に続いて2年連続で福祉灯油、これを町が実施したということは大変喜ばれたと、私はそのように認識をしているところであります。

それで、町のほうではこのふえた理由について、どのように分析なさってらっしゃるのか、認識してらっしゃるのか、そのことをお尋ねするのが1点目であります。

二つ目、140ページ児童福祉の2目児童医療費、子ども医療費扶助についてであります。

町単独事業として小学生の外来入院医療費の無料化を実施して、丸々1年分の決算が出るのが今回で2回目ということになるわけであります。ことし3月の一般質問で、野原議員が中学生の医療費の無料化についての実現を求めて質問をしました。この議会の中でも同様の質問が別な議員からされているところの中で、この小学生の無料化のことについては、町のほうとしては医療費助成制度の拡大は、少子高齢社会において子育て支援として有用なものであるということを認識しているということの答弁があったところであります。この小学生までの無料化については、私も全く意を同じくするものですが、1点ここでお尋ねしたいということは、中学生までの医療費無料化ということをするのであればということの中で、これまでの決算の中からどれぐらいの費用が予算として見込まれれば実現できるというふうに予測している、そのようなことなどの検討があれば、お答えいただきたいというふうに

思います。

以上、2点です。

○委員長（増田武夫） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 福祉灯油の平成24年度から25年度にかけての利用者がふえたことの要因でありますが、一つは福祉灯油券の関係でありますけれども、中には共同購入で帯広の業者から灯油を入れている家庭もございます、そこには対象にまづならなかったというのが1点でありますから、その部分で一つ対象者がふえたのと、もう一つは今回灯油からそれ以外の燃料をお使いの、まきだとか電気だとか、いわゆる全世帯の非課税者を対象にしてということでのご利用者がふえたということでもあります。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 中学生までの医療費の無料化についてでございますけれども、どのぐらいかかるのかというお話ですが、25年度の医療費の数字をもって試算いたしましたところ、約1,370万円ほどかかるということでございます。

○委員長（増田武夫） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） ふえた理由については、そういうご答弁があるものというふうに思っていました。そういうことなのだというふうに思います。

それで、そういう中で数がふえたわけでありまして、このやり方の中で利用ができなかった、なおかつ利用ができなかった、利用したくてもできなかった、そういった世帯があったのかどうか、お伺いしたいというふうに思います。

そして、子育て支援策のその1,370万円の予想、私たちが既に実施している、私たちもというのは私たちの会派も実質的に実施している、そういった自治体の中からの試算の中では、数字を持っております、それに近い数字、もう少し言うと小さい数字。要するに大体小学生の1年生から6年生の分が、それまでの決算の資料の推移でいくと3,000万円ぐらいなのかな。さらには、単純な言い方ですが、中学1年から3年で半分になるわけで、人数が、そしてなおかつ体は頑強になっていく、そういうことの中では、当然小学生よりも受診率は低いだろうというふうに思うわけでありまして。

そういう予算であれば、さらに中学生までの無料化について検討していただきたいと思うのだけれども、その辺の議論が今どこまでいっているのかということも、決算でありますけれども、必要な範囲で、できる範囲で答えていただければなというふうに思います。お願いします。

○委員長（増田武夫） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 福祉灯油の利用できなかった家庭があるかという部分でありますけれども、今回、商品券、町内で使える商品券を配付したということで、利用できなかった世帯はないものと考えております。

ただ、この制度で辞退をしたいというお申し出のあった世帯はありましたし、また商品券で灯油を買いたいのですけれども、JAが利用できないというご意見も聞いてはおります。

以上であります。

○委員長（増田武夫） 副町長。

○副町長（高橋平明） つい先日の一般質問の中にもあったわけでありまして、義務教育終了まで医療費の無料化について町長の答弁にもありましたように、前向きに今検討しているところであります。

ただ、実施時期についてはまだ今いつやるかということも決まっておりませんし、内容についてもまだそこまでの検討には至っていないというのが現状でありまして、ただ、今、庁舎内でやっております人口減、これの対策のチーム、プロジェクトチーム、言ってみれば定住対策も含めてなのですから、そういった全体的を見渡した上の中で有効策として用いられるのではないかなということで検討を加えている最中でありまして、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（増田武夫） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 医療費のことについてはわかりました。検討を進めていただきたいと思います。

そして、もう一つの検討、福祉灯油でありますけれども、受け取れない対象がいなかったということは大変いいことだなと思いました。

あと、私どもの中で聞いている声としては、今もちょっと触れられていましたけれどもね、灯油は条件でないと、灯油は使っていないと。だけれども、商品券も例えば札内地域の中では意外と使えるお店が少なくってということの中では、その使い道についていろいろ苦労なさったというケースなどは耳にしているところであります。

平成 26 年度についても灯油高は条件としてあるわけで、今後さらに続くということであれば、今後も続けていただきたのですけれども、今年度もまたもっと使いやすくなることを検討していただきたいということを希望して質問は終わりたいと思います。

以上です。

○委員長（増田武夫） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（増田武夫） それではないようですので、3 款民生費については質疑を終了させていただきます。

続いて、4 款衛生費について説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 4 款衛生費についてご説明申し上げます。

152 ページをお開きください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、予算現額 6 億 268 万 2,000 円に対して、支出済額 5 億 9,000 万 3,681 円であります。

1 目保健衛生総務費、本目は保健衛生全般に要した経費であります。

1 節報酬、細節 1 嘱託医師報酬は、内科医師等 7 名と歯科医師 10 名に係る経費であります。

13 節委託料は、妊婦の一般健康診査に係る委託料であります。

16 節負担金補助及び交付金、次のページになりますけれども、細節 11 妊婦健診助成金は、保険診療外の自己負担金に対して 2 万円を限度に町が単独施策として支給しているものであります。

細節 12 不妊治療費助成金は、北海道の事業にタイアップして行っているものであり、1 回当たり 7 万 5,000 円を支給するものであります。

平成 25 年度実績は延べ 15 人となっております。

2 目予防費、本目は感染症予防のための予防接種などに要した経費であります。

11 節需用費、細節 70 医薬材料費は、予防接種に係る医薬品等であります。

13 節委託料、細節 13 子宮頸がんワクチン接種委託料、細節 15 ヒブワクチン接種委託料及び細節 16 小児用肺炎球菌ワクチン接種委託料については、平成 25 年度から定期接種になっております。

なお、子宮頸がんワクチン接種については、現在も積極的な勧奨は行っておりません。

156 ページをお開きください。

3 目保健特別対策費、本目は健康に関する啓発事業や各種健康診査などに要した経費であります。

13 節委託料は、細節 9 人間ドック委託料をはじめとした各種健診に係る委託料であり、特に細節 14 がん検診推進事業委託料は、指定年齢の対象者に健診無料クーポンを配付し、受診の動機づけを図っているところであります。

158 ページをお開きください。

4 目診療所費、本目は幕別地区 5 カ所及び忠類地区 2 カ所の診療所の管理運営に要した経費であります。

平成 25 年度の開設日数及び受診者総数は、幕別地区の診療所が 137 日、延べ 528 人、忠類診療所が 265 日、延べ 9,634 人、忠類歯科診療所が 234 日、延べ 4,145 人となっております。

18 節備品購入費は、忠類診療所及び忠類歯科診療所の診療器具の更新に係るものが主なものとなっております。

5 目環境衛生費、本目は、省エネ、新エネ推進に要した経費及び葬斎場、墓地の管理運営に要した経費であります。

次のページになりますが、11 節需用費、12 節役務費及び 13 節委託料は、葬斎場の管理運営に係る経費が主なものとなっております。

19 節負担金補助及び交付金は、太陽光発電システム導入に係る分が 72 件、ペレットストーブ導入に係る分が 3 件となっております。

6 目水道費、次のページになりますけれども、本目は水道事業会計への補助金、十勝中部広域水道企業団への出資金、簡易水道特別会計への繰出金に要した経費であります。

2 項清掃費、予算現額 3 億 5,216 万 5,000 円に対して、支出済額 3 億 5,153 万 6,651 円であります。

1 目清掃総務費、本目はごみの収集及び処理に要した経費であります。

11 節需用費、細節 30 印刷製本費は、ごみカレンダー 1 万 3,000 部、ごみ袋 99 万枚の製作に係る経費であります。

13 節委託料、細節 1 ごみ収集委託料は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ及び資源ごみの収集運搬に係る経費であり、細節 2 地下水等水質検査委託料は豊岡ごみ処理場の廃止に伴う地下水等の水質に関する影響の有無を検査するものであります。

検査結果としては、問題点はありません。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 十勝環境複合事務組合負担金は、幕別地区のごみを 1 市 8 町村で共同処理していることに係る本町の負担分であり、細節 6 南十勝複合事務組合負担金は、忠類地区のごみを 3 町で共同処理していることに係る本町の負担分であります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 衛生費の説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 1 点質問させていただきたいと思います。

156 ページ、2 項保健衛生総務費、3 目保健特別対策費の委託料にかかわってであります。

この中で、資料にもありましたけれども、後期高齢者の健診及び特定健診でありますけれども、後期高齢者については 7.3%という低い数字、ちょっとずつふえてはいるのですけれども、なかなか受診率が上がらない、そういう現実が示されていました。特定健診については 26.4%出ありましたけれども、24 年度に比べて下がっている、なかなか受診が広がっていかないということの数字が示されていたところであります。各種がん検診は受診率が上がっているということも同時に示されておりましたけれども、この二つの健診、どのような対策で受診率アップ、これは必要なことなのだと思うのだけれども、受診率のアップをしようとしているか、町としての取り組みを確認させていただきたいと思います。

○委員長（増田武夫） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 確かに後期高齢者健診、昨年度 7.3%ということで、十勝全体 14%近いということですから、その半分と。この数字は町としても現実的に受けとめなければならないということで、今年度、平成 26 年度になるのですが、後期高齢者健診につきましては、一定の年齢の方を対象としまして受診券を事前に交付させていただいております。

こういった、ことしの新しい取り組みの効果を踏まえまして、次年度以降、この対象年齢を拡大するなど、さらに受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

特定健康診査なのですが、こちら 5 年間の計画の中でなかなか伸びていかないということもありますが、これも 26 年度のことになるのですが、40 歳になられました国民健康保険の第 1 号被保険者の方に対しまして、本来 1,500 円の受診料がかかるのですが、無料ということで受診券をこちら、送付させていただいております。40 歳になりまして、特定健診の対象となることからこの健診の動機づけですね、あわせて自分の健康管理をしていただきまして、次の特定健診につなげていただければと考えております。

また、これも今年度の取り組みの検証を踏まえまして、今後は対象年齢を拡大するかどうか検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（増田武夫） 関連、中橋委員。

○委員（中橋友子） 後期高齢者のほうの健診率アップ、なかなか目標に行かないということで、今、受診券の発行でことしは取り組んだと。周知の方法なのですが、受診券は対象の方にどのようにして渡されて、そして受診の機会、それをどのようにつくられて、そして今年度は上げていくという計画を立てられたのか、伺いたいと思います。

○委員長（増田武夫） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 受診券につきましては、年度、ことしは 5 月に入ってからなのですが、対象となる方につきましては全員に受診券のほう送付させていただきまして、受診機会というのはもちろん集団健診、あと個々の病院でも扱っておりますので、そういった病院の案内も含めまして受診につなげるようご案内を差し上げたところであります。

以上です。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今までよりは期待ができるのではないかなと思うのですけれども、一番、後期高齢者医療制度の中で受診率アップにつなげている具体的な事例の中では、やはり直接医療機関とつながるような、受診してくれるところとつながるような手だてをとっているところがどんどん進んでいるとい

うふうになります。

いかんせん、10%を切っている町というのもたくさんあるのですけれども、幕別のような規模で目標は15%を超えよう、そして20%でもいこうというようなときに、この制度始まって5年を超えているのですけれども、なかなか四、五%、行ってもこの7%台から上がっていかないという、そういう状況ずっと続いてきておりました。

だから、直接つながるような方法を求めてきていたわけです。地域に、例えば忠類地域だとか小さな村更別だとか、ああいった診療所のあるところなどは、期間を決めてこのときに後期高齢者の方たちの健診、受け付けますよという形で広報活動も旺盛にされて、そして実際にそこにつなげるという確認までしながら上げているというようなところがあります。そういった手法もぜひ、今回の結果がどうあらわれるかということもありますが、この年度で少なくとも10%を超えるような、その決意を持って臨んでいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（増田武夫） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 確かに受診率の高い市町村は、これ高齢者の人口によっても取り組み方が違うのですが、私どもできるだけ高齢者の方と直接お会いしながらこの健診の重要性、こういったことを説明していきたいと思っております。

私どもでいきますと、出前講座、年間90回ほどありますので、こういった機会も活用しながら受診率が向上するように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ぜひ、期待をしたいと思います。人口の多い帯広なども幕別の倍以上の健診率というような数字も出ておりますので、頑張っていただきたい。

もう一つ、40歳の方からも健診のカードを渡されているということですが、これもどのような手法で渡されているのですか。

○委員長（増田武夫） 保健課長。

○保健課長（合田利信） こちらも今年度末、来年の3月31日までに40歳になる方含めまして、年度初めに全員の方に受診券を送付させていただいております。

また、年度途中で国民健康保険に加入される方もおりますので、そういった方も含めて加入時に受診券をお送りさせていただいております。

以上です。

○委員（中橋友子） 郵送ですか。

○保健課長（合田利信） こちら郵送ですね、申しわけございません。はい。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数では161ページ、これは環境衛生になります。負担金補助及び交付金、新エネルギー導入の促進補助金であります。資料によりますと、今年度は太陽光システムが72件、ペレットストーブ3件、年々設置される方がふえてきて、自然エネルギーを促進するという点で有効に制度が働いてきているというふうに思います。

それで、これまでの総件数と、できればこの設置によっていわゆる電力がどのぐらい生み出されているというふうに押さえていらっしゃるのか。自然エネルギーがどれだけ活用されていくかという点でお伺いしたいわけです。

いろんな町で自然エネルギー普及しているのですけれども、自然エネルギーで自立できる町になる、要するに自分の町の電気は自分の町でつくるといような視点から、こういう取り組みを大いに進めているところがありまして、実際にニセコ町でありますとか、そういうところでは100%を超えたというデータなども見ております。うちの町はこれによってどのぐらいいったのか、伺いたいと思います。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 新エネルギーの太陽光のシステムの今までの総件数でございますが、平成18年からですが、236件に対して補助をしているところでございます。

それとあと、効果ということでございますが、なかなか効果をどうはかるかといったところが大変難しい部分でございますが、例えばCO₂の削減量で申し上げますと、削減効果として1件当たり年間1,832キロ程度のCO₂の削減効果があるということでございます。太陽光発電については、売電と買うこと、相殺がございますので、一概にこうとは言えませんが、ただ、そこから発生されたエネルギーについては、結局はCO₂の削減につながるということから、1件当たり大体1,800キロ程度のCO₂の削減

効果があるというふうに考えられます。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） CO₂の削減も非常に大事だと思います。大事だとは思いますが、やはりこの事業は新エネルギーの促進、つまり太陽光発電で発電をさせると。電気がどのぐらいつくられているのかというようなことは、やっぱりこういう政策を打って事業をやる以上は、そういうデータというのは持たないといけないと思うのですよね。そのデータの積み上げによって、どこまで広げていくのだという次の政策にもつながるわけですから、そういったデータは押さえていらいっしょらないのであれば、これからやはりきちっと押さえて、その事業を進めていく必要があるのではないのでしょうか。

○委員長（増田武夫） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 町のエネルギー政策の中では、新エネにつきましては、発電量ということではなくて、目標を一般の住宅では400戸を目標にということで、そしてそれを促進するために補助制度を設けたところでございます。

ですから、町が補助対象としたのは、今までで236件ですが、補助を受けないで自分で独自に太陽光発電を入れられている方もいますので、全部合わせるとおそらく300件を超えているのではないかと考えております。

今、課長が申し上げましたのは、こういうエネルギーを取り組む、その省エネも含めて、二酸化炭素の削減というものは非常に大切だということで説明申し上げました。大変恐縮ですが、その電力量までにつきましては、ちょっと今のところは押さえておりません。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 押さえていないことは、よくわかりました。これからそういうことも押さえていく必要があるのではないですかということで、問いかけました。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 今まで設置した件数、236戸でございましたけれども、最大出力、要は規格出力というのでしょうか、で計算しますと、1,134キロワットが出力でございますけれども、実際使われているというのでしょうか、実際の発電量、これはキロワットアワーというまた単位があるのですけれども、そちらのほうは、要はそこまでの記録はもらっていませんから、そういう面で実際の出力というのは、私どものほうではつかみ切れないといったところでございます。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 手法としてできないことは求められないと思いますから、やはり町がこういった事業に平成18年から取り組んだわけですが、それぞれ目的があって取り組むわけですね。特に、新エネルギーの幕別町が立てたビジョンのころは、やはりCO₂の削減であるとか、そういった力点が、電力をどうやって生み出すかというよりは、むしろそういうことのほうが大きかったのではないかと。省エネも含めましてね、計画を持ってやっていましたね、やりましたね。ですが、それと同時にこういった発電、太陽光を町民の税金、町の税金を使って促進させるということは、それだけに限らず、今の課題からいったら自然エネルギーをふやしていこうと、電力不足とか、今、電気料金の値上げなども非常に大きな問題になっているのですけれども、こういうことも受けながら、この町でみずから電気を生み出すというような方向性も持たなくてはいけない時期に来ているのだと思うのです。

そのときに、今までやってきた政策、それからこれから続けるであろうこういった太陽光発電システムなんかのデータなどもきちっと押さえながら引き上げていくと、その割合を高めていくということになれば、またある意味で町の無駄な電気代を払わなくて済むということにもなりますでしょうし、そうなってくると、ここでの使えるお金もまたふえてくるでしょうしというようなことも考えれば、そういう視点での研究も必要だというふうに思いまして、提言といいますか、そういうことを申し上げて終わりたいと思います。

○委員長（増田武夫） 小川委員。

○委員（小川純文） 163ページの2項清掃費、1目清掃総務費、12節の役務費の細節15番の公共施設等ごみ処理手数料ということで約790万円ほど決算書に計上されているわけですが、これはどこの公共施設のこういったごみで、どういう処理でこれだけかかっているのかというのを、まずご説明いただきたいと思います。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） ここに載っております公共施設のごみ処理委託料でございますが、幕別地域にありますなり、忠類地域にもございますが、町内の公共施設56公共施設のごみを処理しているもので

ございます。

それとあと、そのごみ処理については、一般的な一般廃棄物と産廃に係るごみ処理と、それとあと資源ごみに係るごみ処理、それについて収集をしているということでございます。

○委員長（増田武夫） 小川委員。

○委員（小川純文） それであれば、ごみといえば一般的には町の、町民やなんかは町の分別のごみ袋を買ってごみに出すという形でありますけれども、公共施設でありますから、そういう収集はできないと思うので、全部事業系のごみに回っているのかなと思いますけれども、例えばこれには今ペーパーやなんかもシュレッターをかけていますけれども、簡単にごみに出せない、事業系の要するにペーパー類はそれ専門にやっているところに出さなければならないのでないかと、例えば給食センターであれば、生ごみとかそういう出たものも事業系のごみとして処理されているのか、そういう部分でこのように金額が累積をされているのか。

それと合わせて、例えば公共施設も今そんなにごみ箱というのは一般来庁用には置いていないと思いますし、いろんな催事があってもごみはできるだけ持ち帰り、自分のごみは自分でお持ち帰りくださいというふうに結構なってきたと思うのですけれども、その中でもこれだけになる要因というものについては、そこら辺の説明、再度詳しくお願いします。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 公共施設のごみにつきましては、一般廃棄物のごみ収集といたしまして、量で申し上げますと、一般廃棄物のごみ収集が 10 万 1,000 キログラム。産業廃棄物として処理される部分、これが 2 万 1,600 キログラムという状況でございます。

それと資源ごみはまた別途回収しておりまして、それら資源ごみ、要は新聞だとか雑誌だとか段ボールだとか、カップ、ペットボトルとか、そういうものですが、そういうものが 2 万 7,800 キログラムということで収集をしているところでございます。

委員おっしゃいましたように、公共施設等で出ているごみ、これは公共施設といいましても、学校や体育施設やいろんなコミュニティセンターだとかいろんな公共施設がございますので、全ての方がみずからごみ発生したものを自宅で処理していただければ、確かに公共施設のごみの量というのは減るかというふうに思いますけれども、多岐にわたる施設だということで、なかなかそこまでは、協力はしていただきたいのですけれども、難しい状況でございます。

ただ、庁舎につきましては、同じようになるべく各階のごみ箱のところに、ごみについては、特に資源ごみですが、持ち帰って分別して処理していただきたいということでのお願いについては、平成 23 年に職員全てに対して周知をしているといった状況でございます。

以上です。

○委員長（増田武夫） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（増田武夫） それではないようですので、以上で、衛生費についての質疑は終了したいと思います。

次に、第 5 款労働費に入らせていただきます。

5 款労働費の説明をお願いいたします。

経済部長。

○経済部長（田村修一） 5 款労働費についてご説明申し上げます。

166 ページをお開きください。

5 款労働費、1 項労働諸費、予算現額 3,777 万 9,000 円に対しまして、支出済額 3,024 万 9,044 円であります。

1 目労働諸費、本目につきましては、労働者対策に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、援農協会や幕別地区連合会など労働関係団体への補助金が主なものであります。

21 節貸付金、勤労者福祉資金貸付金につきましては、労働者の福利厚生を図るため、運用資金を労働金庫に預託して貸し付けるものでありますが、平成 25 年度の新規貸し付けは 2 件、60 万円、貸付残高は 5 件で 221 万 6,000 円となっております。

2 目雇用対策費、本目につきましては、雇用対策にかかわる経費であります。

町の単独事業に加え、国の事業を活用して、総額約 2,500 万円の雇用対策事業を実施いたしましたところであります。

7 節賃金は、高校、大学の新卒者で就職未内定の方を町の臨時職員として採用し、社会人としての基礎的資質を身につけることを目的として、3 名の方を雇用したほか、国の緊急雇用創出事業により特別支援保育支援員を 5 名雇用したものであります。

13 節委託料、季節労働者対策といたしまして、細節 5 から細節 7 の町道の清掃や除雪などのほか、細節 8 は老朽化した職員住宅の解体業務を実施し、延べ 83 名、654 人工の雇用を確保したものであります。

細節 9 は、国の緊急雇用創出事業により、有機農業のブランド化に向けた取り組みにより雇用創出を図ったものであります。

以上で、労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

小島委員。

○委員（小島智恵） 167 ページ、2 目雇用対策費、2 点あるのですけれども、7 節、細節 2 臨時職員賃金のところなのですけれども、資料 86 ページなのですが、民間企業などへの就職促進を図ったとされているのですけれども、実際、平成 25 年度の就職が決まった方、ゼロ名、そして過去の平成 23 年度までの過去の実績を見ましても、決まった方がゼロ人となっているのですけれども、実際、民間企業の就職に結びついていないと思うのですけれども、効果、どのように見ていらっしゃるのか。

あともう一つ、今、ご説明ありました有機農業等普及促進委託料ですけれども、有機農業ブランド化ということなのですけれども、もう少し詳しく、起業されたかと思うのですけれども、詳しくどういった事業なのか、また効果のほどはどのようになっているのか、教えていただきたいと思います。

○委員長（増田武夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） ご質問の緊急雇用対策事業、まず学卒者の緊急雇用対策事業であります、6 カ月間の期間内に雇用に結びついたという実績はございませんが、その後の調査によりまして、23 年度からの実績で申し上げますと、23 年度は 5 名の方が中間的就労の場といえますか、本事業を利用させていただきましたが、その後、現段階では 3 名の方が就職をしているところであります。

24 年度につきましては、3 名の方が本事業をご利用いただきまして、その後、3 名とも就職に至ったということでございます。

25 年度につきましては、3 名の方が本事業をご利用いただきまして、そのうち 1 名の方が就職という状況でございます。

2 点目の有機農業等普及促進事業であります、これは道の緊急雇用対策事業、これは 100%道の補助事業でございます。

事業の内容につきましては、これは起業支援型地域雇用創造事業というものでありまして、起業してから 10 年以内の事業者を対象として、地域に根ざした雇用創出に資する事業を町からの委託により実施をしているものでございます。

事業の内容といたしましては、有機農産物の生産、販売事業、また新規雇用した方の人材育成事業、また有機農産物の消費者の理解を得るための啓発事業、また販売流通促進のためのパッケージですとかパンフレットなどを製作してブランド構築事業、また販路開拓事業等でございます。

この事業につきましては、新規雇用者の方は 3 人、3 名の方が正式雇用されているという状況でございます。

以上です。

○委員長（増田武夫） 小島委員。

○委員（小島智恵） 1 点目の雇用に実際のところ結びついているようですので、その辺の数字をここに載せていただけたら理解しやすかったのですけれども。

実際、社会人の素養を身につけるということで、やはり職場内でちゃんと採用に結びついていくように指導というのはきちとなされているのか。

あと、有機農業なののですけれども、実際どういった作物といえますか、やられているのか。

あと新規雇用 3 名ということなのですけれども、今のところ順調に事業が進められているのか、お伺いします。

○委員長（増田武夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） 学卒者の緊急雇用対策事業であります、町で特段時間をとって研修をしているということではないのですが、採用に当たりましては、週のうち 1 日は自分のスキルアップですとか就職活動に充ててくださいというご説明をして、事業を実施しているというところであります。

また、今まで、これ私たちの反省なのですけれども、特段詳しく情報提供していなかったというところもありますので、今年度につきましては、若者の就職のためのサポートセンターですとかさまざまな機関もございますので、そういったところの周知についても実施しているところでもあります。

2点目の有機農業等普及事業であります。まず作物につきましては、これは幕別町内の有機農業の方が起業した事業でありまして、例えば有機作物のゴボウですとか豆類、そういったものの加工販売、またパンなどの有機小麦を利用したパンの生産販売などを行っているところでもあります。

以上であります。

○委員長（増田武夫） 小島委員。

○委員（小島智恵） この有機農業の事業なのですけれども、今のところ、事業のほうは順調に進められているということでしょうか。

○委員長（増田武夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） 申しわけございません。現在のところ順調に進んでおりまして、10月に行われます町の産業まつりにおいても、試食等のPR活動をしていただくということにもなっております。

○委員長（増田武夫） ほかにありますか。

（なしの声あり）

○委員長（増田武夫） それではないようですので、労働費の質疑を終わりたいと思います。

次に、6款農林業費に入らせていただきます。

6款の農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（田村修一） 6款農林業費についてご説明申し上げます。

168ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、予算現額19億8,635万1,000円に対しまして、支出済額17億6,910万6,395円であります。

なお、繰越明許費といたしまして、9,377万1,000万円を翌年度に繰り越しいたしております。

1目農業委員会費、本目につきましては、農業委員会委員の報酬及び費用弁償並びに事務局運営経費が主なものであります。

2目農業振興費、本目につきましては、農業振興にかかわる各種補助金、事務経費等が主なものであります。

170ページになります。

19節負担金補助及び交付金、細節12の農業経営基盤強化資金利子補給費補助金は認定農業者が借り入れたスーパーL資金360件に対しまして、利子補給したものであります。

細節14のふるさと土づくり支援事業補助金は、堆肥購入、堆肥切り返し及び緑肥・種子購入にかかわる補助金であります。

細節16は、忠類地域にかかわる中山間地域等直接支払交付金、細節17は町と町内の農協で構成いたします幕別町農業振興公社に対する運営補助金であります。

172ページになります。

細節28新規就農者支援奨励金及び細節30青年就農給付金につきましては、いずれも新規就農者を支援するもので、細節28は町の単独事業で3人へ、細節30は国の事業で3組5人へ交付したものであります。

細節31経営体育成支援事業補助金は、農業機械や施設を有志により導入する場合、有志団の自己負担分に対しまして補助するもので、6経営体に補助したものであります。

21節の農業ゆとりみらい総合資金貸付金につきましては、農業施設整備、家畜導入など19件の貸し付けを行ったものであります。

3目農業試験圃場費、本目は試験圃の管理運営に要した経費であります。平成25年度におきましては、収量、品質、品種比較試験など15課題の試験を実施いたしております。

174ページになります。

4目農業施設管理費、本目につきましては、農業担い手支援センター及び味覚工房にかかわる管理運営経費であります。7節は味覚工房指導員等の賃金、11節需用費の細節40は地域微気象観測機器通称マメダスの日照器、温湿度計の修繕が主なものであります。

18節備品購入費の細節2味覚工房調理機器につきましては、急速冷凍庫などの更新が主なものであり

ます。

なお、味覚工房の平成 25 年度の利用状況は、利用者数が 1,145 人で前年度比 84 人、7.9%の増で、利用率は 99.6%、1 日平均利用者数は 4.9 人でありました。

5 目畜産業費、本目につきましては、畜産振興にかかわる経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 4 乳牛検定事業、次のページになりますが、細節 5 和牛生産改良組合、細節 6 酪農ヘルパー組合など、畜産関係団体への補助のほか、細節 11 生乳生産基盤確保支援資金利子補給、細節 12 雌雄判別精液購入事業、細節 13 優良和牛繁殖雌牛保留対策事業など町単独の事業補助のほか、細節 14 及び 15 の道営草地整備事業負担金が主なものであります。

道営草地整備事業におきましては、平成 25 年度幕別、忠類両地区において 246.79 ヘクタールの草地整備改良などを実施いたしました。未施行分 3,784 万 6,000 円を平成 26 年度へ繰り越したところでございます。

6 目町営牧場費、本目は幕別地域 1 カ所、忠類地域 3 カ所の町営牧場の管理運営に要した経費であります。

25 年度の預託実績は、乳用牛 830 頭、肉用牛 64 頭、馬 7 頭の合わせまして 901 頭で、前年比 41 頭の減となりました。

また、地域別の内訳といたしましては、幕別地域が 347 頭で前年比 45 頭の増、忠類地域が 554 頭で 86 頭の減となっております。

178 ページになります。

7 目農地費、本目は土地改良施設の管理運営並びに国営及び団体営事業の償還に要した経費であります。

180 ページになりますが、13 節委託料、細節 7 は幕別ダムの操作点検にかかわる委託料、細節 12 農業体質強化基盤整備調査設計委託料は、幕別中央地区暗渠排水整備にかかわる調査設計委託料であります。

14 節使用料及び賃借料、細節 5 は明渠排水路の床ざらい等のための重機の借上料であります。平成 25 年度におきましては、9 地区 18 カ所、3,780 メートルを実施いたしました。

15 節工事請負費、細節 1 明渠補修工事は、10 地区 16 カ所ののり面等の補修、細節 2 上統内排水機場修繕工事は非常用自家発電機の分解整備、細節 3 駒島地区農道舗装工事は、町道駒島 6 線延長 460 メートルの舗装工事、細節 4 農業体質強化基盤整備工事は、幕別中央地区の暗渠整備 481.2 ヘクタールを実施したものであります。

182 ページになります。

細節 6 農業水利施設保全合理化整備工事は、上統内排水機場及び幕別ダムの水管理設備等を更新したものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 国営事業償還金は、幕別地区の償還金、細節 4 は公団営事業、いわゆる東西線にかかわる事業の償還金、細節 5 は小規模暗渠排水及び支線明渠の整備に対する町単独の事業補助、細節 8 は、町内 14 地区に対する農地・水保全管理支払交付金の町負担分であります。

28 節繰出金は、忠類市街地を処理区域とする農業集落排水特別会計への繰出金であります。

8 目土地改良事業費、本目につきましては、土地改良事業の負担金及び事務的経費であります。19 節負担金補助及び交付金の細節 5、6、8、9 は道営畑総事業負担金、細節 7 は町道東宝線にかかわる道営農道整備事業負担金であります。

なお、細節 6 から細節 11 の道営事業負担金におきまして、未施行分、合計 5,592 万 5,000 円を平成 26 年度に繰り越したところであります。

2 項林業費、予算現額 7,395 万 6,000 円に対しまして、支出済額 7,111 万 7,227 円であります。

184 ページになります。

1 目林業総務費、本目は林業振興にかかわる経費であります。7 節賃金、8 節報償費及び 19 節負担金補助及び交付金の細節 11 は、有害鳥獣駆除に要した経費であります。

なお、平成 25 年度における有害鳥獣の捕獲数は、町内のハンターに依頼した分に加え、町直営分も含めると、鹿 420 頭、キツネ 85 頭、カラス、ハト 182 羽となっております。

19 節負担金補助及び交付金、細節 8 から 10 までにつきましては、民有林振興にかかわる補助金であり、細節 8 は森林組合に対する補助金、細節 9 は除間伐 39.38 ヘクタール、細節 10 は公費造林 95.21 ヘクタールを補助対象として事業が実施されたものであります。

細節 11 は、国の事業により町内ハンターの有害鳥獣捕獲活動に対して補助したものであります。

2 目育苗センター管理費、本目は忠類育苗センターの管理運営に要した経費であります、アカエゾマツ、トドマツの苗木生産業務にかかわる幕別町森林組合への委託料が主なものであります。

平成 25 年度におきましては、アカエゾマツ 9 万 220 本、トドマツ 18 万 4,100 本、計 27 万 4,320 本の苗木を出荷し、4,380 万円の売払収入を得ております。

以上で、農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりました。

この際、25 分まで休憩したいと思います。

15 : 13 休憩

15 : 25 再開

○委員長（増田武夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農林業費に対する質疑、挙手を願います。

中橋委員。

○委員（中橋友子） まず、168 ページの農業振興費、ここで新規就農、資料のほうであります、90 ページ、新規就農者支援、本年度の実績は 3 人ということであります。

これまで昨年度は 5 人、前々年度は 1 人ということですが、なかなか支援を受けて意欲を持って臨んでも、実際にはなかなか定着しないというような状況があるやに聞いておりました。こういった方たちが現在もずっと残って、幕別町の次の担い手になっていただいているのかどうかということです。

それと、幕別町の農家戸数が減る傾向に全体としてあるのだと思うのです。現在の畑作、畜産含めてそれぞれ農家戸数が何件あって、昨年度に比べてふえているのか、減っているのかということです。

それと次、ページ数は 176 ページ、町営牧場であります。

この町営牧場の入牧状況が資料で示されておりますが、これも残念ながら前年度より後退して減っております。減っている、先ほどの説明ですと忠類地域が 154 頭の減ということでありましたが、幕別町の中では、畜産農家の占める割合というのは、やはり忠類のウエートは高いと思います。そこで減数になっているということはこういった理由で預けられないでいるのか、預けなくてもきちっと自分のところで、年間通して飼育することが可能だということであるのか、そういった状況についてお伺いしたいと思います。

○委員長（増田武夫） 経済部参事。

○経済部参事（廣瀬紀幸） まずご質問の 1 点目、新規就農者支援奨励金についてでございます。

こちらのほうは、農業者の高齢化や後継者の不足のため農業の担い手が減少している状況から、幕別町新規就農者の育成に関する条例に基づきまして、これに該当する方に新たに農業をはじめようとする該当意欲ある方に助成を行うものでございます。

平成 25 年度におきましては、平成 17 年度、平成 18 年度に忠類地域で就農された方に対する、農地等に関します固定資産税相当額の助成、もう一件が平成 23 年度、こちらも忠類地域の方ですが、平成 23 年度に新規就農された方に対しまして、こちらにつきましては農地、また農機具等の賃貸借料、こちらのほうの 2 分の 1 の助成を行っているところでございます。

そして、この方たちにつきましては、全員既に就農されております。

また、過去におきましては、この条例に基づきまして幕別地域では 7 件の方、そして忠類地域では 4 件の方、新規就農者の認定ということで行ってございます。このうち、幕別地域の方につきましては 3 件の方が離農、内 2 件は離農、もう一件は経営者の方が亡くなったということで、やむなく離農ということになってございます。

以上です。

○委員長（増田武夫） 農林課長。

○農林課長（川瀬吉治） 2 点目の農家戸数の数字であります、平成 22 年の農業センサスの数字を申し上げます。農家戸数は 605 戸です。その 5 年前の平成 17 年が 659 戸ということですので、54 戸減少しております。

乳牛の飼養農家につきましては、平成 22 年度は 130 戸、平成 17 年度が 147 戸で 17 戸の減少です。肉牛飼養件数につきましては 89 戸で、増減はありません。

3 点目の入牧の減少の要因でありますけれども、全体的には草地が余っていて、自分のところで飼う

ことができるというようなどころもありますけれども、そのほか伝染病がありまして、受け入れすることができない農家があるですとか、そういうような要因を分析をしております。

以上です。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 農業センサスの数字はわかりました。もう少し直近の数字が町として押さえてられたら示していただきたいと思います。

牧場のほうなのですけれどもね、当然病気が発生したら、その牛は預かることができないというのはそのとおりだと思うのですが、このところ円安の影響ありまして、濃厚飼料等大変高くなっておりますよね。過去にもそういうことがありまして、当然、後日、畜産農家が預託しないで飼うということになれば、そういうことも当然かかってくるわけですが、そのときに、前回そういう事態になったときに、入牧料の応援をして預かる態勢をとったこともあったかと思えます。

今、入牧料は幾らになるのか、そしてそういうことが負担になってちょっと預けるのを見合わせるという事態はないのかどうか。

それと、今の時期、濃厚飼料がこういうふうになっているときに、新たな手だてを打つ必要があるのではないかと思います。どうでしょうか。

○委員長（増田武夫） 農林課長。

○農林課長（川瀬吉治） 入牧料の金額につきましては、1頭230円となっております。

平成20年、21年、ちょっと記憶が定かではありませんけれども、入牧料の減免を、230円を200円という数字でしたことがございます。それに伴って、入牧した頭数が増加したかといいますと、その増加分には転じなかったというような状況がありますので、それだけではないというような要因があるかと思われま。

済みません。農家戸数の直近の数字、ただいま手元に持っておりませんので、大変申しわけありません。

○委員長（増田武夫） 小島委員。

○委員（小島智恵） 185ページ、1目林業総務費、8節報償費、細節3の有害鳥獣駆除出動謝礼なのですが、資料100ページによりますと、熊の関係なのですが、平成25年度捕獲数としてはゼロというところなのですが、最近、主に農村部のほうで熊が出没したという話がよく耳に入ってくるわけなのですが、そういった出没した数字というのは出てきてはいないのですが、最近の傾向として人の住んでいるところへ出没するケースがふえてきているというふうには押さえているのか、また周辺住民への情報提供などを速やかに行われているのか、お伺いします。

○委員長（増田武夫） 農林課長。

○農林課長（川瀬吉治） 近年、熊が人里に出てくるという事例は多々あります。ことしは特に多くて、ちょっと件数は何件とは申し上げられませんが、その都度農協のファクスを通じて警戒していただきたいというようなお知らせをしております。

なぜ農業者だけでいいのかというお話しされると思うのですが、仕事で山里付近を一人で例えば草取りをするですとか、トラクターに乗っていない作業をするという場合に警戒していただきたいということでお知らせをしております。

そのほか、学校や保育所には出没の情報の提供をして警戒をしていただいております。

山菜とりに入る場合ですとかそういう場合は、当然野生動物がいるところに入っていくというのを理解して行っていていただいていると思いますので、それはご本人の自衛というか、自分を守る手だてをしていただければと思います。

以上です。

○委員長（増田武夫） 小島委員。

○委員（小島智恵） 警戒のお知らせをされているということなのですが、ここでは農林業被害の防止という目的ではあるのですが、危ないですので、町民の安全確保という視点も大事ではないかという思いもあるのですが、最近、全国的には猟友会の会員が減少したり、高齢化でなり手不足という問題も聞いてはいるのですが、本町の場合、鹿、キツネの捕獲数見ますと440頭というところで、ハンターの確保はある程度できているのかなという思いもあるのですが、そのハンターの確保のところ、現状どうのようになっているのか。

また、比較的若い年齢層の方も会員になっていただくということも大事だと思うのですが、その辺のところもお聞きしたいと思います。

○委員長（増田武夫） 農林課長。

○農林課長（川瀬吉治） ハンターにつきましては、全国的な傾向と同じでございまして、高齢化に伴いまして減少をしております。高齢化でやめていかれる方が多くて、新しい方がなかなかハンターになっていただけないというような現状があります。

町といたしましては、ライフルでの駆除だけではなくて、くくりわなを畑の周りに設置をして鹿等の被害対策を行っておりますので、それにつきましては、免許を取る講習会の費用の助成ですとか、わなの貸し出し等を行って、鹿対策についてライフルだけではない対策を行っております。

以上です。

○委員長（増田武夫） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（増田武夫） それではないので、以上で、農林業費の質疑を終了いたします。

次に、7款商工費に入らせていただきます。

7款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（田村修一） 7款商工費についてご説明申し上げます。

188 ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、予算現額6億1,538万1,000円に対しまして、支出済額5億8,483万2,874円であります。

1目商工振興費、本目は商工業振興や中小企業融資にかかわる経費であります。

8節報償費、細節3につきましては、町内業者の施工により住宅の新築及びリフォームを行った方に商品券を交付する事業であります。前年度に比較いたしまして44.3%の増となっております。

平成25年度の対象工事の実績は新築12件、リフォーム103件の計115件で、工事費ベースで申し上げますと、新築2億4,634万4,000円、リフォーム1億6,157万9,000円で、計4億792万3,000円となっております。施工業者数は新築7社、リフォーム28社でありました。

平成25年度からリフォームにかかわる対象工事費を100万円以上から50万円以上に引き下げたことから、リフォームにかかわる対象工事が前年度に比較いたしまして63件、8,018万4,000円の増となり、施工業者につきましても13社増加したところであります。

19節負担金補助及び交付金、細節3につきましては、商工会への補助金、細節4、5につきましては、中小企業融資にかかわる保証料及び利子補給の補助金、細節10は商工会が実施いたしましたプレミアム商品券発行事業に係る補助金ですが、3,000万円相当分の商品券が発売されております。

21節貸付金につきましては、中小企業融資のための原資を町内各金融機関に預託して貸し付けを行うものでありますが、25年度の新規貸し付けは68件、3億1,586万円で、25年度末の融資残高は265件、9億5,125万2,000円となっております。

2目消費者行政推進費、本目は消費者行政にかかわる経費ですが、7節の消費生活相談員賃金が主なものでありますが、25年度の相談件数は111件で、このうち24件、金額にして267万8,000円が相談業務により救済されているところであります。

3目観光費、本目は観光物産振興にかかわる経費であります。

190 ページになります。

13節委託料、細節5及び細節10はアルコ236、道の駅・忠類の指定管理にかかわる経費ですが、細節10につきましては、協定書に規定するリスク分担に基づき、燃料単価増、修繕料にかかわる町の分担額を支払ったものであります。

18節備品購入費はアルコ236の客室及び宴会場のカーペットを更新したものであります。

19節負担金補助及び交付金は、細節3の観光物産協会に対する補助が主なものであります。

4目スキー場管理費、本目は白銀台スキー場及び明野ヶ丘スキー場の管理運営に要した経費であります。

7節賃金の細節4嘱託職員賃金、次のページになりますが、11節需用費の細節21電気料、細節40リフトの修繕、13節委託料、細節8の明野ヶ丘スキー場にかかわるリフト管理委託料が主なものであります。

平成25年度につきましては、降雪量が少なかったため、白銀台スキー場は営業日数が2月17日から3月15日までの27日間で、例年の3分の1程度、明野ヶ丘スキー場は営業できなかったという状況でありました。このため、明野ヶ丘スキー場にかかわるリフト管理委託料の支出が契約に基づく最低補償

額のみであったほか、各種経費が減少したことにより、本目全体で 785 万 4,236 円の不用額が生じたところであります。

5 目企業誘致対策費、本目につきましては企業誘致にかかわる経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 企業開発促進補助金は、企業が事業所を新增設した場合において、投資額の一定割合及び固定資産税相当額を補助するものでありますが、25 年度におきましては、平成 20 年度から平成 25 年度までに事業所の新增設を行った 8 社に対して補助しております。

また、細節 4 工業用地取得促進補助金につきましては、工業用地を取得した企業に対しまして、取得額の一定割合を補助するものでありますが、2 社に対しを補助しております。

194 ページになります。

細節 5 の雇用促進補助金につきましては、事業所の新增設により前ページ細節 3 の起業開発促進補助金が該当となって、町民を常時雇用して 1 年を経過した場合、1 人につき 20 万円補助するもので、1 社に対しまして 7 人分補助しております。

21 節貸付金につきましては、工業団地内に事業所を新增設する企業が、新增設に伴い用地を取得する場合に、金融機関が貸し付ける用地取得資金の原資とするものでありますが、平成 25 年度は新規貸し付けはありませんでしたが、平成 25 年度末における融資残高は 11 件、6,084 万 3,000 円余りとなっております。

以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 190 ページ、3 目の観光費、19 節負担金補助及び交付金の細節 3 の観光物産協会補助金についてなのですが、幕別の特産品の販路の推進はどのようにされているのか、またネット販売サイトなども作られているのか、そしてその販路の拡大を図っているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（増田武夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） 観光物産協会における販路の拡大であります。観光物産協会といたしましては、さまざまなイベントを通じて町の特産物の PR をしたり、また札幌で行われます 9 月の末から今月開催されておりますけれども、大通公園で行われておりますオータムフェア、そういったところでの町の物産の PR 販売活動、また東京の代々木で行われております北海道フェア、そういったものに出店、委託販売などを行いまして販路の拡大といいますか、町の物産の PR に努めているところでございます。

また、ネット販売につきましてはまだ現在は取り組んでいない状況でございます。

以上であります。

○委員長（増田武夫） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） オータムフェストでは、では、どのようなものを販売しているのかということと、またネット販売も、今この時代ではもうネットの時代ですので、できれば逸品などの詰め合わせなども考えていく手法もいいのではないかと思います。その点についてはいかがですか。

○委員長（増田武夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） まず 1 点目のオータムフェストについてであります。オータムフェストにつきましては、町内でつくっておりますコロッケ、ユリネのコロッケですとか町内で製造しているチーズ、また豆類、あとは焼酎、そういったものを販売しております。

またそれ以外にも、飲食ブースとしましては牛の串焼きですとか、コロッケも販売以外にもここで飲食ブースとしても販売をしているという状況であります。

以上です。

○委員長（増田武夫） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） では、どのくらいの売り上げがあったのか、お聞きいたします。

○委員長（増田武夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） これは観光物産協会の事業でございまして、町で収入しているわけではございませんが、観光物産協会の収入になります。昨年度のオータムフェストの売り上げ、総額で申し上げますと 135 万 4,908 円の売り上げとなっております。

詰め合わせにつきましては、今年度、試行的に今週の日曜日にツール・ド・北海道というのがござい

まして、その場で幕別町の物産を副賞として差し上げたのですけれども、そのときにいろいろチーズですとかスープですとか、そういったものを詰め合わせにしてお送りするというのも試行的にやっております。

そういったことも含めまして、今、詰め合わせについては研究しているという段階でございます。以上です。

○委員長（増田武夫） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） ページ数が 191 ページ、4 日スキー場管理費、7 節賃金、細節 3 スキー場管理人賃金と 4 番の嘱託職員賃金ですけれども、今シーズンは雪不足で、スキー場の開設がもう 2 月の中旬からと、もう非常に珍しい時期だったのですけれども、スキー場管理人の賃金と嘱託職員の賃金が予算では 326 万 3,000 円の嘱託職員が 824 万 4,000 円と。さすがに、これ減っているわけなのですけれども、実際に支給される賃金は月単位で支給されるものなのか、日給で、その賃金の支払い体系ですね、それはどういうふうになっているのか、まず 1 点です。

それと、スキー場の関係では、これ牧場の牧夫さんからスキー場に多分、忠類の場合は、移行する形態だと認識しておりますけれども、こういう雪が少ない場合の報酬がもう丸でないという時期がないのかどうか、その辺をお聞きします。

○委員長（増田武夫） 地域振興課長。

○地域振興課長（原田雅則） 主に賃金につきまして、忠類の白銀台スキー場にかかわるものでございますので答えたいと思いますが、臨時職員につきましては日額で積算しているのですけれども、支払いは一月一月で支払い、こちらの一般の事務職と同じような形で支払いをしております。

あと嘱託職員につきましては、今、委員おっしゃった要に牧場 11 月途中ぐらいまで牧場で、それ以降はスキー場ということでやっておりまして、今回いろいろ雪が遅かったという点もありましたけれども、いろんな仕事をこちらのほうでも、町のほうの仕事をやっていただいて賃金を支払いしていないことはないということでございます。

○委員長（増田武夫） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） スキーで全く収入がないのかどうかだけは聞きたかったのですけれども、ないということでしたので。しかし、予算に対して大分これは落ち込んでいますよね。仕事をある程度見つけてやっていただいているという部分はわかるのですけれども、これ、減額の金額がちょっと大きいものですから、その辺の配慮というものはどういうふうに考えているのかだけお聞きします。

○委員長（増田武夫） 地域振興課長。

○地域振興課長（原田雅則） 嘱託賃金の予算に対して少なかった分でありますけれども、実は 1 名 60 歳で定年する予定で、その方の分の退職金分がその中に含まれておりました。でも、その年度内に、実はその定年を延ばすというふうに要綱を改正いたしまして、その分で支払いが生じなかったということになってございます。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 189 ページ、商工振興の住宅新築リフォーム奨励事業商品券 577 万円の決算でありました。

ご説明いただきましたけれども、平成 25 年度から上限 100 万円の工事から 50 万円にかえたということで、事業者が随分ふえたということであります。これ上限を下げることによってリフォームのいろんな職種、いろんな場面に適用することができて、事業者の職種も広がったのではないかというふうに思うのですが、その点はいかがでしょう。

○委員長（増田武夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） 住宅リフォームの関係でございますが、25 年度の職種別の受注状況を申し上げますと、103 件合計でございましたが、そのうち一般建築が 48 件、塗装業が 35 件、設備業が 18 件、外構業が 2 件の合計で 103 件の状況となっております。

以上です。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 当然こういう工事でありますから、携われた 28 社、町内業者であります。一般建築、塗装、設備、外構という、それを担われる方たちが受託されたというふうに思うのですけれども、やはり例えば、以前から提案しておりましたけれども、ちょっとした改装、塗装ですとかもちろんそうなのですが、玄関のドア 1 枚かえましたよとかというふうなところを拾い上げていくということになれば、さらにもっとこの事業者というのはふえていくというふうに思いますし、この 577 万円も商品券で

ありますから、全部地元の事業者、商店等に生かされていくという、そういう点では非常に 24 年度から比べて 25 年度の事業の功績は大きかったのではというふうの思うのですよね。

ただ、これ時限立法でやっておられますし、また制度も改正したばかりですから、これからすぐどんなふうにしていくかということは、まだちょっと早いのではないかなと思うのですが、そういう今までの流れを考えると、より広くたくさんの業者に、より広く町民の方が利用できる、そして地元の方に生かされるというような方向性を持ってこの事業推進していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（増田武夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） この事業であります、平成 22 年から 24 年度の 3 年間で 1 期といたしまして、現在は 25 年度から平成 27 年度までの 2 期目ということで事業を進めております。

現在、実際にこの事業を利用していただいた方にもアンケートをとってご意見を伺っております。そういったデータを収集するとともに、また事業者の方とも今後は協議をして、次の事業をどうするのか、それはやるやらない今の段階ではまだ未確定ではありますが、今後については検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（増田武夫） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） ページ 189、細節 10 商工プレミアム商品券についてお尋ねいたします。

500 万円、これはこととして終わりだと聞いておりますが、今、商工サービス部会では何とかこれを継続してほしいという会議を持たれていると聞いております。

また、町民の多くの人に聞いても、ぜひこれはやっていただきたい、継続してほしいということを聞いております。

プレミアムですから、今までは 10% です。ぜひ 15 なり 20 なり数字を上げて、そしてこれは継続すべきだと思いますが、そういう考えはないか、お尋ねいたします。

○委員長（増田武夫） 経済部長。

○経済部長（田村修一） 商工会のプレミアム商品券の関係ですけれども、委員言われましたとおり、昨年度いっぱい一旦終了という形で、私ども商工会の商業部会ですとか、あるいは商工会の理事会の中でご相談させていただいてきた経緯はございます。

そういう中で、参加店がなかなかまとまらないというようなお話もあったところで、今年度は終了したままになっておりましたけれども、商工会の中でまたいろんなイベントも組み合わせて、もう一度やってみようかというようなご相談があるという話も聞いております。

その際には、私どもお話を伺って、どういう形になるかというのをまた協議しながら、できるのであればやるし、内容的なものもこれから含めてご相談させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（増田武夫） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） この事業をやるということは、もちろん商店、これがあってやれることですが、やはり町民が望んでいるというここに力を入れてぜひやってほしいと、私もぜひやってほしいと思っております。そういう町民でぜひ話をまとめて検討してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（増田武夫） 経済部長。

○経済部長（田村修一） この後、商工会のほうからもいろんなご相談があるかと思いますが、まずはそのお話を伺ってどういう形になるのか、できるものなのかできないものなのかも含めまして検討させていただきたいと思っております。

○委員長（増田武夫） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 関連でお聞きしたいと思います。

今のやりとりを聞いていますと、商工会のほうからも申し入れというのでしょうか、この事業の継続というのでしょうか、復活というのでしょうか、継続するというごお願いをしているということを知っています。

今の部長の答弁を聞きますと、そういう方向に向かっているというふうに理解をしているところでもありますけれども、そこで、今、同僚委員からお話ありましたように、個店も、そしてまた消費者も 5 年間続いた事業ですから、ことしもやるのかと、やらないのかという問い合わせもあるというふうに聞いております。そういった意味では、非常に好評なのだろうというふうに思うのです。

それでやはり 5 年間ということだったのですけれども、ご案内のとおりことしの 4 月から消費税がアップになりまして、かなり消費は落ち込んでいるというふうに私は押さえていますし、聞いております。

そこで、商工会サイドのお話をちょっと聞きますと、一番理想というのでしょうか、時期的なものですけれども、私も6月、9月、補正として出てこないというふうに見ていたのですけれども、今定でもそうですけれどもね、それで、商工会というか、商店サイドの話を聞きますと、やはりプレミアム商品券をやるに当たって、いつ売り出してもいいというものではなくて、やはり早い時期に年末商戦に向けて、早い時期にきちっとお客さんに周知をして、ことしもやるのだよということを周知することによって、消費者も計画を立てて、やるのであれば、ことしはこれを買おうというような算段をするケースが多いそうなのです。

それで、今定例会で上がってきませんでしたので、これ12月、あるいはまた今、11月の末に臨時会を予定されているということを聞いているのですけれども、時期的に非常に詰まってきたのですけれども、私はこれ、物理的に町が本当にやるということであれば、そういう腹を持っているのであれば、もっと早い時期に予算を計上して、するべきではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（増田武夫） 経済部長。

○経済部長（田村修一） まだ、私ども正式にそういうお話を伺っておりませんし、その段階で、今、予算を上げるとか上げないとか、どういう形でやるかということもまだお伺いしていませんので、今この場で、いつやるとかやらないとかというお話はできないものかなと思いますので、ご理解ください。

○委員長（増田武夫） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） いや、何をもって正式というのかわかりませんが、少なくとも商工会サイドでは検討して役員会を開いたりして、お願いをしようということに進んでいるということは聞いています。

中身についてはまだあれなのでしょうけれども、そういう方向で進んでいるということを私は前提に思っていますので、そういう質問をしたわけでありすけれども、これ今言ったように、何をもって事務方同士でのすり合わせではそんなものは正式でないというのであれば、それはそれでいいのですけれども、やっぱりやるということはそういう堅苦しいというか、もちろんやる気のないものをやれと言っているのではなくて、そういう経過があつて進んできているということを前提に、もしやるのであれば少しでも早い時期、いい時期にやっぱりやるべき、適時にやるべきでないかということですから、正式に聞いていないので決まったわけではないということは、ちょっと私としては遺憾な答弁だというふうに思っています。

○委員長（増田武夫） 経済部長。

○経済部長（田村修一） 何度もになりますけれども、まだ具体的なお話も伺っておりません。

仮に商工会のほうからそういうもの、具体的なお話あった段階では、またご相談させていただいて、補正が必要であれば、しかるべき時期にまたご相談したいというふうに考えております。

○委員（千葉幹雄） いや、そんな四角四面なことを言わないで…

○委員長（増田武夫） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（増田武夫） それではないので、以上で、商工費の質疑を終了いたします。

次に、8款の土木費に入らせていただきます。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 8款土木費について説明をさせていただきます。

196ページをお開き願います。

8款土木費、1項土木管理費、予算現額3億428万円、支出済額2億8,870万576円、不用額1,557万9,424円の主たるものは、平成24年度からの繰越予算で購入いたしました忠類地域の除雪機械購入費の執行残でございます。

1目道路管理費、本目は町道の維持管理に要しました費用でありまして、町道の管理委託料除排雪機械借上料及び除雪機械購入費が主なものであります。

13節委託料のうち細節1の町道管理委託料は、幕別地域及び忠類地域の年間の町道管理に要した経費であります。

細節2は、幕別地域の町道に係る清掃業務の委託料、細節6は、札内駅自由通路のエレベーター保守点検に要した経費であります。

14節使用料及び賃借料のうち細節5は、除排雪機械46台のほか関連機械の借上料であります。

次に、2 目地籍調査費、本目は地籍調査用事業に要しました経費でありまして、事務的経費のほか、198 ページに行きまして、13 節委託料の細節 6 につきましては、栄、美川、弘和の各一部 44.22 平方キロメートルと忠類朝日及び忠類日和の各一部 0.62 平方キロメートルの調査に要した費用であります。

18 節備品購入費の細節 1 につきましては、平成 15 年度に導入した地籍調査成果維持管理システムの更新に要した費用であります。

次に、2 項道路橋梁費、予算現額 2 億 9,299 万 9,000 円、支出済額 2 億 6,645 万 7,549 円であります。

1 目道路橋梁総務費、本目は土木課所管の経常的な管理経費であり、7 節賃金は 107 カ所ある樋門の維持管理に当たる管理人の賃金であります。

13 節委託料は、道路台帳及び普通河川台帳の修正に係る業務委託料、14 節使用料及び賃借料の細節 5 は、泉源通など 4 路線の用地借り上げに要した費用であります。

2 目道路新設改良費、本目は町道の改良舗装整備に要した経費であり、事務的経費のほか、200 ページに参りまして、13 節委託料は、工事に伴う用地確定業務や翌年度以降に整備する道路の調査設計などのほか道路ストック総点検の一環として、舗装路面の性状調査に要した費用であります。

15 節工事請負費では、歩道段差解消工事ほか、15 路線の道路事業を実施しており、国庫補助事業で実施したものが明野 6 線道路整備工事の 1 路線、町単独事業で実施したものがあかしや団地道路 2 号道路整備工事など 14 路線であります。

202 ページに参りまして、17 節公有財産購入費では、札内中央西 3 号通の町道整備に伴う用地買収費であります。

22 節補償補填及び賠償金につきましては、町道整備に伴う水道管移設及び立木伐採などの補償費であります。

次に、3 目道路維持費、本目は町道維持補修に要した費用でありまして、14 節の使用料及び賃借料は、稲志別線など 6 路線の道路側溝土砂除去に要した機械借り上げの経費であります。

15 節工事請負費の細節 1 は、主に道路の補修工事で、五位高台線横断管補修工事など 92 工事、細節 2 は主に区画線設置工事など 7 工事、細節 3 は災害の採択要件に至らない雨などによる復旧工事で途別新川線路面清掃工事など 3 工事であります。

次に、4 目橋梁維持費、本目は町管理の橋梁維持管理費でありまして、15 節工事請負費は、五位橋補修工事など 8 工事を実施したものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は十勝中央大橋の維持補修に係る管理者負担金であります。

以上が道路橋梁費であります。平成 25 年度の道路事業費の実績は、道路改良が 1,145 メートル、道路舗装 861 メートル、歩道整備は再築も含めると 307 メートル、車道オーバーレイが 1,389 メートルとなっております。

次に、3 項都市計画費、予算現額 5 億 3,947 万 7,000 円に対しまして、支出済額 5 億 3,712 万 9,096 円となっております。

1 目都市計画総務費、本目は都市計画に係る経費でありまして、1 節報酬は都市計画審議会 3 回の委員報酬であります。

13 節委託料は、都市計画変更業務委託、都市計画システム改修業務委託、19 節負担金補助及び交付金は、帯広圏広域都市計画協議会のほか、各種協議会などの負担金であります。

204 ページに参りまして、28 節繰出金は、公共下水道特別会計への繰出金であります。

次に、2 目都市環境管理費、本目は公園及びパークゴルフ場などの管理及び施設補修に要した費用であります。

13 節委託料のうち細節 5 の公園清掃管理委託料は、公園及びパークゴルフ場のほか、フラワーガーデンや果樹の管理に要した費用であります。

細節 6 は、さつき通堤防緑地の草刈りに要した経費、細節 7 は依田公園など 8 カ所の浄化槽の管理に要した経費、細節 11 は、公園 97 カ所、パークゴルフ場 10 カ所など維持点検管理に要した経費、細節 12 は主に就労センターに委託する公園、トイレの清掃や公園花壇の草取りなどに要した経費であります。

206 ページに行きまして、15 節工事請負費のうち細節 1 は、木製遊具、スプリング遊具などの補修に要した経費、細節 2 は、浄化槽やパークゴルフ場、公園のトイレ、それから芝生などの修繕に要した経費であります。

16 節原材料費は、パークゴルフ場の肥料や芝の種、公園の花の苗などの購入に要した費用であります。

次に、3 目都市施設整備費、本目は街路、公園などの都市計画施設の整備に要した経費であります。

13 節委託料は新緑公園ほか 10 公園の公園施設の改築工事に係る実施設計、札内西大通道道路事業で取

得した土地に係る評価及び補償物件調査に要した費用、15 節工事請負費、細節 1 は、泉町おしどり公園ほか 13 公園の遊具などの改築、更新に要した費用、細節 2 は白人公園の屋内ゲートボールコート人工芝の張りかえ、ナウマン公園人道木橋上部かけかえなどに要した費用であります。

17 節公有財産購入費は、札内西大通道路事業で取得した土地に係る購入費、22 節補償補填及び賠償金は、札内西大通道路事業で取得した土地に係る立木などの物件補償に要した費用であります。

次に、4 項住宅費、予算現額 3 億 1,575 万 7,000 円に対しまして、支出済額は 3 億 1,371 万 5,825 円となっております。

1 目住宅総務費、本目は住宅関係に係る事務的経費が主なものであります。

208 ページに参りまして、7 節賃金は、住宅料の徴集に係る嘱託職員の賃金などが主なものであります。

2 目住宅管理費、本目は町営住宅 896 戸の維持管理及び修繕などの経費であります。

1 節報酬につきましては、公営住宅委員会の 2 回改選に伴う委員報酬、7 節賃金は町営住宅 21 名分の管理人賃金、11 節需用費、細節 40 は公営住宅の営繕工事に要した費用で、修繕件数は 440 件、15 節工事請負費は、公営住宅の修繕に要した経費であります。

210 ページに参りまして、3 目公営住宅建設事業費、本目は町営忠類白銀町団地の全面的改善事業に要した費用であります。

13 節委託料は、全面的改善事業の工事管理に要する費用、15 節工事請負費は、忠類白銀町団地 1 棟 4 戸の全面的改善工事、通路舗装工事、駐車場整備工事等に要した費用であります。

4 目道営住宅関連整備事業費、本目は札内青葉町の道営青葉団地に関連する事業に要した費用でありまして、13 節委託料、細節 5 は道営住宅に係る敷地の用地確定測量、細節 6 は子育て支援施設に係る工事管理委託料、15 節工事請負費、細節 1 は子育て支援施設建築工事、細節 2 は子育て支援施設の外構工事、細節 3 は白人団地道路 14 号道路の整備工事、細節 4 は千住線道路工事に要した費用であります。

以上で、8 款土木費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 206 ページの住宅総務費、公営住宅にかかわりまして町営住宅の入居状況、また改修に向けての計画等について決算を通して伺いたいと思います。

公営住宅はいつときよりは需要と供給の関係では、以前のようにかなり待たないと入れないという状況が解消されてきているのではないかと思うのですが、平成 25 年度はどういう状況であったでしょうか。

また、住宅の改修につきましては、幕別町の公営住宅ストック総合活用計画というので示されておりまして、随時古いところから改修、修繕など行ってきております。特に札内の春日町、またあかしや団地についての改修計画等がここに載っているわけですが、その計画に照らして 25 年度はどのような仕事をされたのか伺います。

○委員長（増田武夫） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） まず、公営住宅の入居状況についてのお答えをしたいと思います。今年度、3 月末現在でございますけれども、全体の管理戸数 819 戸のうち、779 戸の入居がございます。差し引きますと、40 戸余りのあきがあるという状況になっております。

あと、昨年度の公募の状況でございます。

昨年度につきましては、これまで 24 年度までと比較しますと、応募が少ない状況でありまして、全体で 0.4 倍の応募ということになっております。そこから想定しますと、待機者数といたしましてはお 1 人の待機者がいらっしゃるのではないかなというふうに踏まえております。

こうした要因となりましたのは、昨年度にありました道営青葉団地 22 戸新たに整備されております。そうした影響もあって、多分にして応募の倍率が 1 倍を切ったということになったのではないかなというふうに推定をしております。

あと、あかしや団地の整備の状況でありますけれども、あかしや団地については長寿命化計画の中でもまだ近々に整備をしないということで、それまでの間については維持保全を図っていくというようなことで、入居者の方々から日々悪い箇所の要望事項がございますので、そうしたところを中心として会議に諮っているという状況であります。

細かいことを言いますと、切りがないぐらいたくさんあるのですけれども、やはり設備関係を中心と

して給排水ですとか灯油の関係ですとかあるのですけれども、近々にでも実は灯油の関係でも、漏れがあったですとかというトラブルも生じておりますので、そうしたところを中心とした対応を図っているというところであります。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 公募 0.4 倍ということは、最近になかった数字ではないかなというふうに思います。道営住宅の 22 戸の増設、ここは全員入られたのだと思うのですけれども、そういった影響等を考えると、これからも徐々に緩和していくのかなというふうには推定されます。

ただ、ここは今町営住宅しか管理していませんので、例えば道営住宅、あかしやにもありますし、あるいは文京町にもあります。特に文京町のサポート付きの住宅、シルバーハウスですけれども、ここは相変わらず希望される高齢者の方たちが町内に随分いらっしゃるのですよね。できればああいうところで安心して暮らしたいということなのですから、その入居戸数というのが本当に限られておまして、そういう状況の人は 8 戸だけになるのでしょうか。

あの住宅は当時建ったときには十勝管内幕別だけなのですよということでありました。ですから、帯広からもどこからでも来て入られるということもありまして、なかなか地域の人たちの念願がかなわないというところがあるのですけれども、その辺はどのように認識されているのか。ああいう住宅こそふやしていく必要があるのではないかなというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

それと、あかしやのほうなのですから、耐用年数が 70 年あるということで、あそこは昭和 51 年から 54 年までの間に建設されたところであります。先ほど言いましたストック総合活用計画では、この住宅についての診断、1 次診断、2 次診断されていまして、その診断の結果というのが全面改修ということになっているのですよね。部分的な修理ではもういかないのだということが、ここからくみ取れるのですけれどもね。

さらに、ではいつ手がけるのかということなのですが、ストック活用プログラムの中では平成 26 年度 24 戸、27 年度 16 戸、28 年度 24 戸、その次 16 戸というようなことで、具体的に戸数まで挙げて全面改修のための計画が示されて、私たちいただいているのですけれどもね。耐用年数まだまだあるのだから個別の修理でいいのだということの段階が過ぎているから、こういう計画になったのではないかなと思うのですが、その辺の今のやっていることと計画とのギャップ、これはどのようにお考えなのでしょうか。どのようにギャップを詰めていかれるのでしょうか。

○委員長（増田武夫） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） まず初めの文京町にありますシルバーハウジングの件でございます。

道営住宅ではございますけれども、全体 44 戸のうちの 15 戸が委員おっしゃるような格好の住宅というふうにされております。こちらについてはバリアフリー対応になっておりまして、高齢者ですとかという方々がやはり中心になって住まわれているというふうに押さえております。

直近でちょっと確認をしましたところ、やはりあきがないというようなことで、委員おっしゃるように希望される方についてなかなか入居しづらいというような状況が多分にしているのかなというふうに考えております。

しかしながら、町においてというようなことになりますけれども、これは長寿命化計画の中でも大きな方向性の一つとして、やはり高齢化社会に対応した住戸整備をしていくといった考え方にありましては、バリアフリー住宅を整備していかなければならないというふうに考えておりますので、来年度以降、そうした考え方に基きまして住戸整備のほうは当たっていきいたいというふうに考えております。

あと、あかしや南団地の関係でございます。これも長寿命計画の中につきましては、まず耐用年数の切れた住宅、これは木造住宅になりますけれども、札内にありますと、春日の東団地ですとか、泉町東団地といった耐用年数、木造ですと 30 年なのですが、そうした住宅、かなり以前から老朽化が進み、入居者の方々からもそうしたことが原因となったさまざまな苦情といいますか、お困りの話を聞いております。そうしたところをまずやはり何とか改善を図っていくには、建てかえしかないのではないかなということと、先ほどお話を申し上げましたバリアフリー住宅、そうしたものを一定程度確保するためにも建てかえをやはりする必要があるのではないかなというようなことから、まずは耐用年数の切れたそうした住戸をバリアフリー対応の住宅にかえていくというようなことをするために、あかしやのほうの住宅については、まだ耐用年数が残っておりますので、そちらを先送りをした形で木造の住宅の建てかえに踏み切ったという考えでございます。

あと、この間についての対応につきましては、あかしや、やはり先ほど申し上げましたように、日々お困りの声を聞いておりますので、そうしたところについてきちっと対応していきたいというふうに考

えています。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 文京町のシルバー住宅の人気の秘訣といえますか、やはり支援員がいらっしゃるところが他の住宅とは全然違うケアなのですね。お元気ですかということで午前と夕方、また何かの時には緊急が支援員のところにつながって、対処していただけると。

全面的な介護ということでは全然ないのですけれども、しかしその安心度といえますか、そういうものがしっかり保障されているという点では、これから求められる公営住宅といえますか、一般のところも含めて、ここでこの地域で住み続けられる高齢者を保障していく、そういう町になるという点では、非常に大事な住宅というふうに思っています。

15 件ということで、なかなか地元の人が入れないということがありますので、バリアフリーとあわせてそういった対応ができる住宅も今後検討が必要ではないかと思います。どうでしょうか。

あかしの住宅のことについてであります、確かに春日も古いのですね。これ、よくわかっています。本当に床が抜けるような、あるいは屋根もまだまだ古い状況のままありますので、ここが優先されるということについては理解できることです。

ただ、あかしの場合は 4 階建てという他に違う建て方なものですから、エレベーターもない中でだんだん高齢者が住み続けられなくなっているのが実態なのです。足引きずりながら階段上がっていくというようなことで、住みかえも奨励されてはいるのだとは思いますが、今まではなかなか簡単にいかないということをお聞きしております。

それで、私は計画にのせたのだからちゃんとしなきゃという、そんなことをいうつもりはないのですけれども、やっぱり期待はあるわけですね。隣がほとんど変わらない道営住宅が、変わらないときに建った道営住宅が、もうすっかり高齢者でも誰でもエレベーターに乗って住み続けられるふうに全面改修されましたから、全棟。そうすると、隣の町営住宅にいらっしゃる方たちもいつかはと、いつかはという期待がありましてね、住んでいらっしゃいます。

春日については、この計画の中では、ここ全面改善ということで挙げられておりますので、それは当然そういうふうに行くのでしょうかけれども、あわせてその 4 階建てであるという特別な建物ということも位置づけて、しかも 2 次診断で全面改修ということを判断されて、26 年からの計画にのせたわけですから、それはやっぱり優先度といえますか、その耐用年数を過ぎたものを先にやって、次は優先的にいくぞというようなそういう考え方を持っていないと、何のための計画だったのかなということにもなっていくます。これ、平成 20 年のものですから、それからもう 6 年も経過していますので、いろんな状況の違いは出てくるのだと思うのですけれども、ぜひこの計画に沿った改修の進め方をきっちと検討していただきたい、このように思いますが、いかがですか。

○委員長（増田武夫） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 初めに支援員がいらっしゃるシルバーハウジングの関係でございます。

確かに高齢者の安定した生活を確保するというような観点におきましては、さまざまな居住環境の提供というのが重要なことであるというふうに認識をしています。公営住宅の中で、こうした形で生活していただくことがいいのか、また介護施設であるですとか、さまざまな環境に応じてその高齢者の方々に応じた環境が必要であるというような認識をしています。

ただ、現状の長寿命化計画の中におきましては、そこまでの整備計画についての位置づけがございませんので、次回見直しの中でそうした点につきましても検討課題として押さえていきたいというふうに思っています。

あと、あかしの件についてであります。

確かに委員おっしゃるように、前の総合計画の中にはありましては、委員おっしゃるような年次で計画ということでありました。現在の長寿命計画の中におきましては、まず行うのが、先ほどから申し上げましたような春日東団地、その次に泉町東団地、済みません、春日東団地の建てかえに着手をするというようなことです。これについては 28 年度から着手をするというようなことで、現在もその準備を進めているところであります。

あと、あかしや南については、一応後期計画になりますけれども、平成 30 年度というようなことで位置づけをしているところでありますので、それに向けた整備のあり方について今後検討してまいりたいというふうに考えています。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） たしか文京のシルバーハウジングの支援員は、建物は北海道で建てましたけれども、

支援員は町がきちっと政策として位置づけられてやっている。

道の描いた事業に町がその部分だけ実施しているということなのだろうと思うのですが、そういういろんな手法があると思いますので、これは後の特別会計のほうにもなってくるのですけれども、いろんな介護施設ができて、それぞれ整備はされているのですけれども、とにかく収入が高くないと入れないというネックが崩れないのですよね。幕別、札内にもどんどん施設できてきていますけれども。そういうことを考えていけば、やはり地域できちっと住み続けられる手法の低家賃で、そして声もかけていただけるといふようなところは理想的ではないかなというふうに思いまして、これは同じような質問になりますので、提案として発言をさせていただきました。

あかしのほうは 30 年ということでもありますけれども、全体の計画の推進もありますので、住民要望に応えて、一日も早い改修が実っていくように求めて終わりたいと思います。

○委員長（増田武夫） 野原委員。

○委員（野原恵子） 204 ページの 2 目都市環境管理費、15 節工事請負費の公園遊具補修工事なのですが、実は旭町の公園に新しい遊具設置されました。子どもたちも遊んでいてよかったかなと思って見ていたのですけれども、子どもの行動というのは意外な行動をするもので、滑り台から勢いよく滑って行って、入り口から出て道路にまで滑って行ってしまふ、そういうことが子どもの遊びから見て今回わかりまして、町で柵を伸ばしてもらって歯どめにしてもらおうというふうに改修されたのです。

それで、新しく遊具を設置したり点検したりするときには、壊れているところを点検するだけではなくて、子どもがどういう動きをするのか、そういうことも含めて設置していくことが必要ではないかと思います。

それで、近年公園に新しく遊具が設置されました。その公園も、子どもの動線がどう動くのか、そういうことも含めて点検していくことが必要ではないかと思うのですが、お答えいただきたいと思います。

○委員長（増田武夫） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 遊具の設置時につきましては、当然、国土交通省のほうの定めがございます。遊具の設置基準、そして遊具によっては子どもさんが外に飛び出さないように柵を設ける、例えばブランコですとかというような場合は柵を設けるですとか、あと遊具と遊具の距離を一定程度離して設置をするというようなことが決められておりますので、一応設置時においては、そのような安全基準に基づいて間隔をあけて設置をしているというものでございます。

○委員長（増田武夫） 野原委員。

○委員（野原恵子） それはそうだと思うのですが、子どもの行動範囲というのですか、どういう動きをするのかということで、その基準に合わせて設置する場合でも、子どもが飛び出さないような設置の方法はあると思うのですよね。そういう工夫というのですか、対策を考えた設置の仕方をしていくべきではないかという質問です。

○委員長（増田武夫） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 子どもさん、なかなか動きが予測できませんので、最大限というようなところになりますと、遊具の考え方もかなり広い面積を持ってというようなこともあると思います。実際のところ、そこら辺については、今後においても私たちのほうでも研究・検討していきたいというふうに考えています。

○委員長（増田武夫） 野原委員。

○委員（野原恵子） 私はもし事故なんか起きたら大変だと思ったのですよね、その遊具を見たときに子どもの動きを見て。ですから、そういうことも想像してきちっと保育関係の方と相談しながら遊具の設置だとか遊具の選定とかということをしていくべきではないかということです。対策をこれから考えていっていただきたいということで質問を終わります。

○委員長（増田武夫） 芳滝委員。

○委員（芳滝 仁） 関連で出ましたので。街区公園は公区が管理をしていただいているわけですよね、その公区内の公園は。遊具だとか設置をされる、補修をされるというようなときに、公区の役員さんなりそういう方々と話を、協議をしながら仕事をしてもらいたいというふうな話が、議員報告会のときに出ておりまして、議員報告会の折に町民からそういう話が出ておりました。

設置されるのは町の仕事でされるのですけれども、街区公園はその公区で管理をしていただくものですから、その人々、公区の役員方とやはり調整しながら設置なり、今おっしゃったようなことも含めて、安全を図りながら進めていただきたいということが出ておりました。

私どもの近くの公園も新しくなったのですけれども、なかなかうまく話し合いがいかなくて、公区としてまだ引き受けていない部分があるのだとかという話もありましたので、その辺はやっぱり丁寧に話をしながら進めていただきたいということを申し上げておきたいと。返答はいい。

○委員長（増田武夫） 小川委員。

○委員（小川純文） ページ数が 203 ページの道路橋梁費の中の 3 目道路維持費の 15 節工事請負費で、細節が道路補修工事ということで、ここに補修工事、線引き工事、緊急工事と三つありますけれども、町道に関しましては本当にもうかなりの、今では現在で 880 キロあるということで、非常に路線数も多いですし、また最初から町道でつくった道路と道なり国でつくって、その後、管理が町になった町道というものがいろいろ形態があると思いますけれども、一番利用される幕札線については、今後道営の道道に昇格して改修が行われるような計画が今立っていますけれども、それ以外の幕別町内で幹線でありますと結構年数もたちますけれども、中央広域農道だとか、その後にできました東西線、要するに途別新川線ですか、そういう幹線道路が特に既存の道路がなかったところに新設でつくっている場所というのも、この 2 本の道路については非常に多い部分がありまして、結構路盤、路線の中で傷んでいる部分が発生してきていると思いますし、近年この議会の中でも、定例会の最初の特に事件の報告という中では、団地内の道路だとかいろんなものが、特に春先の雪解け時等々に欠損をしていて事故が発生して、損害賠償が発生したという報告も得られる、出てくる状況であると思います。

その中で、これも去年よりは若干多くなってきてまして 6,000 万円近くになってきていますけれども、若干不用額も出てはいるのですけれども、本当にこれだけの距離数の町道の補修工事をしていく中で、厳しい予算で、財政状況でありますから、そう何でもかんでもというわけにはいかないかもしれませんけれども、やっぱり道路というのは最低限のライフラインの一つでありますし、ひどくなってから補修をすると何倍もかかる。これ特に幹線の町道についての早期な対策が必要でないかと思う中におきましては、この補修工事費の額が本当にこれで適切なのか、もう少し今後予算をつけていくべきなのか、そこら辺の現状と今後に向けての見解をお聞きしたいと思います。

○委員長（増田武夫） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） ただいまの道路維持費の工事請負費の関係でございますけれども、これにつきましては、全体的に支出済額が 25 年度におきましては 5,900 万円ほどということでございますけれども、確かならなかった道路をつくったところ、今言ったように途別新川線ですとか、広域農道とかございますけれども、その辺についても私どもも当然パトロールしておりますし、前回の岡本委員さんの一般質問でも答えさせていただいておりますけれども、その中でそういったパトロールも強化しながら、そういった事故が未然に防げるような形でいろいろ関係機関にも、うちの定期的なパトロールも含めて、それ以外にもいろいろ関係機関をお願いをしているところでございます。

確かに未然にいろんなところを修繕していけば、隅から隅までやれば、全然パトロールする必要もなく事故も起きないのかもしれませんが、これにつきましても総合計画の 3 カ年の中で協議をさせていただいておりますので、その辺については、その中で予算といいましょうか、そういう形になっておりますので、今後についても当然メンテナンス関係が今後増大してくるということも想定されますので、その辺については今後とも意を持って当たっていきたいというふうに思っておりますし、そういったいろんな路線も見ながら、今後当たっていきたいというふうに思っております。

○委員長（増田武夫） 小川委員。

○委員（小川純文） パトロールやなんか、結構特にこのごろは 10 年に一度の雨だとかそういうのが非常に連日テレビで言われるわけでありまして、先日も一般質問の防災のお話が出ているときに、本当に 10 年に一度ぐらいの瞬間的な雨が降ったと。そういうものについては、一番壊れやすいのが川と本当に道路の関係だと思いますので、やはり点検は本当にされていることは重々承知しておりますけれども、さらなる点検とそれに対する予算措置等などでライフラインの維持により一層努めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（増田武夫） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（増田武夫） それではないので、以上で、土木費の質疑を終わりたいと思います。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会したいと思います、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（増田武夫） それでは、異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって散会することに決定いたしました。

〔散会〕

○委員長（増田武夫） 本日は、これで散会いたします。

なお、あすの委員会は午前 10 時から開会いたします。

16：45 散会

平成25年度

各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成26年 9 月18日 開会 10時00分 散会 16時57分

2 場 所 幕別町役場 5階議場

3 出 席 者

① 委 員 (17名)

小林純文	寺林俊幸	東口隆弘	藤谷謹至	小島智恵
岡本眞利子	藤原 孟	牧野茂敏	谷口和弥	芳滝 仁
田口廣之	前川雅志	成田年雄	中橋友子	野原恵子
増田武夫	千葉幹雄			

② 委員長 増田武夫

③ 説明員

町 長	岡田和夫	副 町 長	高橋平明
議 長	古川 稔	教 育 長	飯田晴義
代 表 監 査 委 員	柏本和成	監 査 委 員	乾 邦廣
会 計 管 理 者	田井啓一	総 務 部 長	菅野勇次
経 済 部 長	田村修一	民 生 部 長	川瀬俊彦
企 画 室 長	伊藤博明	建 設 部 長	佐藤和良
忠類総合支所長	姉崎二三男	札 内 支 所 長	羽磨知成
教 育 部 長	森 範康	企 画 室 参 事	細澤正典
総 務 課 長	境谷美智子	地 域 振 興 課 長	原田雅則
糠 内 出 張 所 長	妹尾 真	町 民 課 長	山岸伸雄
税 務 課 長	中川輝彦	保 健 課 長	合田利信
学 校 教 育 課 長	川瀬康彦	生 涯 学 習 課 長	澤部紀博
農 林 課 長	川瀬吉治	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	坂口惣一郎
水 道 課 長	須田明彦	図 書 館 長	林 隆則
保 健 福 祉 課 長	稲田和博	経 済 建 設 課 長	天羽 徹
ほか、関係主幹、係長及び係			

④ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 野坂正美	課長 萬谷 司	係長 佐々木慎司
---------	---------	----------

4 欠席委員 斉藤喜志雄

5 審査事件 平成25年度幕別町一般会計ほか8会計決算認定

6 審査結果 一般会計質疑

7 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員長

増田 武夫

議 事 の 経 過

(平成26年 9 月18日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（増田武夫） それでは、昨日に引き続きまして、決算審査特別委員会を開会いたします。

事務局より報告をさせます。

○事務局長（野坂正美） 斉藤委員より、欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。

○委員長（増田武夫） 本日は気温が高くなることも予想されますので、適宜上着を脱いでいただいて結構です。

それでは最初に、昨日の委員会で、中橋委員から国保税の差し押さえ件数等に係る資料請求があり、執行部から資料の提出がありました。

お配りいたしておりますので、報告をいたします。

それでは、早速、9 款消防費に入らせていただきます。

9 款消防費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 9 款消防費につきましてご説明申し上げます。

214 ページをごらんください。

9 款 1 項消防費、予算現額 8 億 4,770 万 1,000 円に対しまして、支出済額 5 億 9,908 万 6,000 円であります。

なお、繰越明許費といたしまして、消防救急無線デジタル化共同整備事業に係る分担金 2 億 4,785 万 1,000 円を翌年度に繰り越しいたしております。

1 目の常備消防費は、東十勝消防事務組合分担金で、消防議会及び消防本部職員人件費等の共通経費並びに幕別消防署職員の人件費、交際費等に係る費用であります。

2 目非常備消防費は、非常備消防団員の報酬や消防団の運営交付金等、通常団費と言われる経費の分担金であります。

3 目水防費は、災害に対応するべく計上した経費であります。本年度決算においては支出はありません。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（増田武夫） それでは、質疑がないようですので、以上をもって終了いたします。

次に、10 款教育費に入らせていただきます。

10 款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（森 範康） 教育費につきましてご説明を申し上げます。

216 ページをお開きください。

10 款教育費、1 項教育総務費、予算現額 5 億 876 万 3,000 円に対しまして、支出済額 5 億 377 万 4,622 円であります。

1 目教育委員会費は、教育委員 4 名の報酬及び費用弁償並びに交際費、会議等の負担金であります。平成 25 年度は、14 回の教育委員会会議を開催したほか、研修会や各種会議への参加、学校訪問などを実施しております。

2 目事務局費であります。

1 節報酬は、奨学資金選考委員会及び就学指導委員会の開催に伴う委員報酬であります。

4 節共済費のうち細節 14 社会保険料は、臨時職員、嘱託職員等 46 名分の経費であります。

218 ページになります。

15 節工事請負費は、教育委員会事務所及び渡り廊下屋根の防水補修工事であります。

19 節負担金補助及び交付金のうち細節 6 の奨学資金交付金は、申請者 68 名に対し認定者は 56 名で、支給月額 4,000 円であります。

細節 7 の教育振興会交付金は、学校教育振興のために、町内の小中学校で組織しております教育振興会に交付したものであります。

細節 11 は江陵高校に対する運営費補助金、細節 12 は幕別高等学校教育振興会に対する補助金であります。

3 目教育財産費は、小中学校とわかば幼稚園並びに教員住宅 84 戸の維持管理経費であります。

11 節需用費のうち細節 40 の修繕料は、学校施設の修繕が約 8 割を占めているところであります。

220 ページになります。

15 節工事請負費のうち細節 2 小中学校等整備工事費は、糠内小学校大規模改造工事、忠類中学校屋内体育館床改修工事及び白人小学校ほか 3 校の遊具改築工事などが主なものであります。

4 目スクールバス管理費、細節 5 スクールバス運行委託料は、12 路線の委託運行経費であり、12 路線のうち 8 路線は、町有車両を貸与しての運行委託であります。

5 目国際化教育推進事業費であります。

222 ページになります。

7 節賃金は、嘱託職員である国際交流員 2 名分の賃金であります。

2 名の国際交流員は、町内 5 校の中学校を分担して訪問し、英語担当教諭とのティーム・ティーチングにより英語指導を行うほか、幼稚園や小学校にも訪問し指導をしているところであります。

6 目学校給食センター管理費は、幕別、忠類学校給食センターの管理運営に係る経費であり、7 節賃金は、日額臨時職員 19 名、嘱託職員 4 名分であります。

11 節需用費は、光熱水費のほか、細節 60 の給食材料費が主な経費であります。

224 ページになります。

13 節委託料は、細節 7、5 路線に係る給食配送委託料が主な経費であり、15 節工事請負費は、平成 10 年度に購入した食器洗浄機の更新に要した経費であります。

なお、平成 25 年度の稼働日数と給食提供数は、幕別学校給食センターが年間 210 日で、1 日平均 2,508 食、忠類学校給食センターは年間 208 日で、1 日平均 236 食であります。

給食は、小中学校以外に幕別学校給食センターは、糠内保育所をはじめ、へき地保育所 4 カ所に毎日、町立わかば幼稚園、私立幼稚園の 2 カ所に週 2 日提供しているほか、平成 25 年度から、中札内高等養護学校幕別分校に 3,048 食を提供したところであります。

また、忠類学校給食センターは、忠類保育所と駒島へき地保育所の 2 カ所に毎日提供をしております。

2 項小学校費、予算現額 2 億 1,767 万 8,000 円に対しまして、支出済額 2 億 910 万 3,453 円であります。

1 目学校管理費は、小学校 9 校の管理運営に要した経費であります。

226 ページになります。

7 節賃金の細節 2 は、学校事務補助職員 3 名の賃金、細節 6 は、支援を要する児童に対し、個に応じた教育を行うための小学校 7 校の特別支援教育支援員 26 名の賃金であります。

13 節委託料の細節 1 は、学校内外の清掃管理等の業務を行うため、小規模校を除く 6 校の小学校に配置している用務員等に要する経費であります。

細節 2 は校舎床の特別清掃、細節 3 は 6 校の校舎警備委託料であります。

228 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金のうち細節 5 の学校管理費交付金は、各学校の環境整備等に要するもの、細節 6 の学校運営費交付金は、学校行事や特別活動などに要する費用を交付しております。

2 目教育振興費であります。

18 節備品購入費のうち細節 1 の義務教育教材は、授業等で必要となる教材備品の経費であります。

細節 2 の教育用コンピューターは、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したコンピューター 126 台分の償還金であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 は、小学校 7 校のスケートリンク整備に対する交付金であります。

20 節扶助費のうち細節 1 から 5 及び 7 は、就学援助に要した経費であり、申請者 345 名に対し認定者 301 名、総児童数に対する認定率は 19.5%で、前年度の 20.2%に比較して 0.7 ポイント減少しております。

3 項中学校費、予算現額 4 億 1,191 万 1,000 円に対しまして、支出済額 4 億 359 万 5,111 円であります。

1 目学校管理費は、中学校 5 校の管理運営に要した経費であります。

7 節賃金、細節 2 の学校事務補助職員は 4 名分、細節 6 の心の教室相談員は 1 名分で、心の教室相談員は、幕別中学校及び札内中学校で相談を受けております。

細節 7 は、支援を要する生徒などに対し、個に応じた教育を行うための中学校 2 校の特別支援教育支援員 5 名分の賃金であります。

230 ページになります。

13 節委託料のうち細節 1 の学校管理委託料は、学校の清掃、管理等を行うべく、中学校 5 校に配置している用務員等の経費であり、細節 3 は 4 校の校舎警備委託料であります。

2 目教育振興費であります。

8 節報償費、細節 3 は全道・全国文化・スポーツ大会参加奨励金で、個人 657 名と 96 団体分であり、細節 4 は、部活動指導員 68 名分の謝礼であります。

232 ページになります。

18 節備品購入費、細節 1 の義務教育教材は、授業等で必要となる教材備品の経費、細節 2 の教育用コンピューターは、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したコンピューター 135 台の償還金であります。

20 節扶助費、細節 1 から 5 及び細節 8 から 10 までは、就学援助に要した経費であり、申請者 218 名に対し認定者 203 名、総生徒数に対する認定率は 22.4%で、前年度の 21.4%に比較して 1.0 ポイント上昇しております。

なお、小中学校合わせての就学援助率は 20.6%で、前年度と同率であります。

3 目糠内中学校屋体改築事業費につきましては、全額平成 24 年度から繰り越し実施したものであり、平成 26 年 3 月 7 日に供用を開始したところであります。

4 項幼稚園費、予算現額 3,475 万 2,000 円に対しまして、支出済額 3,413 万 6,052 円であります。

1 目幼稚園管理費は、わかば幼稚園の管理運営に要する経費であり、7 節賃金は臨時職員及び嘱託職員である園長の賃金が主なものであります。

なお、平成 25 年 5 月時点の園児数は 34 名で、前年度と同数であります。

234 ページになります。

2 目教育振興費であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3 私立幼稚園入園料保育料補助金は、町単独事業であります。就園奨励費扶助の対象とならなかった保護者の園児 93 名に対し、入園料 7,000 円を限度として補助をするとともに、24 名の園児に対し、保育料月額 3,500 円を補助したものであります。

20 節扶助費は、公立及び私立幼稚園に就園する園児の保護者に対し、所得階層に応じて入園料及び保育料の一部を扶助するものであり、対象園児数は 229 名であります。

5 項社会教育費、予算現額 3 億 589 万 7,000 円に対しまして、支出済額 2 億 9,895 万 7,397 円であります。

1 目社会教育総務費は、社会教育委員 15 名の報酬及び嘱託職員である生涯学習アドバイザー 2 名の賃金、各種団体に対する負担金、補助金などに要した経費であります。

236 ページになります。

9 節旅費、細節 1 の費用弁償は、社会教育委員会及び平成 26 年度からの 5 カ年を計画期間とする第 5 次幕別町生涯学習中期計画策定に係る審議会委員の費用弁償が主なものであります。

細節 3 特別旅費は、中学生のオーストラリアへの海外研修及び小学生の国内研修。国内研修は宮崎県日向市と埼玉県上尾市の 2 カ所ですが、児童生徒の引率に要した経費であり、海外研修は 3 名分、国内研修は 6 名分であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 7 は、オーストラリアを訪問した中学生 2 年生 16 名分、細節 11 は、日向市 20 名分、上尾市 11 名分の児童の研修参加に対する補助であります。

2 目公民館費は、糠内、駒畠公民館及びまなびや相川と中里に係る管理運営に要した経費が主なものであり、7 節賃金は、公民館及びまなびやの管理人 4 人の賃金、8 節報償費は、しらかば大学の講演謝礼に要した経費であります。

238 ページになります。

3 目保健体育費は、スポーツ推進員 12 名の報酬やパークゴルフ場のクマゲラハウス、プールなどの管理人の賃金、全道・全国大会への参加奨励金、体育団体に対する補助金のほか、社会体育施設の管理運営経費であります。

8 節報償費、細節 3 全道・全国大会参加奨励金は 26 団体と個人 84 名、合わせて 36 名分であります。

240 ページになります。

13 節委託料は、細節 5 の町営リンク 2 カ所の造成委託料のほか、運動公園野球場及び陸上競技場などの管理に要した経費が主なものであります。

15 節工事請負費の細節 1 は、依田公園野球場のグラウンド及び芝の整備に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金のうち、242 ページになります。

細節 7 は、ソチオリンピックに出場した高木菜那選手を応援するパブリックビューイングなどを開催した実行委員会への補助であります。

4 目町民会館費は、町民会館と札内福祉センターの管理運営経費であり、13 節委託料、細節 8 は、町民会館の耐震診断に要した経費、15 節工事請負費は、町民会館の燃料貯蔵地下タンク内面の被覆工事に要した経費であります。

なお、平成 25 年度の利用者数は、町民会館が 1 万 3,978 人、札内福祉センターが 2 万 8,068 人であります。

5 目郷土館費は、文化財審議委員会の開催に要した経費のほか、ふるさと館及び蝦夷文化考古館の管理運営経費であります。

244 ページになります。

7 節賃金は、ふるさと館の臨時職員 1 名及び嘱託職員である生涯学習アドバイザー 1 名の賃金であり、8 節報償費、細節 6 は、郷土文化研究員 2 名に対する謝礼であります。

15 節工事請負費は、歴史の散歩道の看板 2 カ所の設置に要した経費であり、歴史の散歩道の指定はこれまでに 89 カ所になったところであります。

6 目ナウマン象記念館管理費であります。

記念館の管理運営に要した経費が主であり、7 節賃金は、臨時職員 4 名分の賃金であります。

なお、平成 25 年度の利用者数は 1 万 1,131 人であります。

246 ページになります。

7 目スポーツセンター管理費は、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター及び忠類体育館の管理運営経費であります。

7 節賃金、細節 2 は、トレーニング補助員 2 名と代替職員 1 名分、細節 4 は、トレーニングアドバイザー、トレーニング指導員各 1 名分の賃金であります。

248 ページになります。

15 節工事請負費は、農業者トレーニングセンター及び武道場の床のウレタン塗装工事に要した費用であります。

なお、平成 25 年度の利用者数は、農業者トレーニングセンターが武道館を含めて 3 万 3,817 人、札内スポーツセンターが 10 万 1,542 人、忠類体育館が 1 万 1,269 人であります。

8 目集団研修施設費であります。

平成 23 年 4 月から運用を開始した集団研修施設こまはたの管理運営経費であります。

なお、平成 25 年度の利用者数は 31 件、2,370 人であります。

250 ページになります。

9 目図書館管理費であります。

7 節賃金は、臨時職員司書 7 名、臨時職員 1 名、移動図書館車運転手 1 名の賃金であります。

252 ページになります。

18 節備品購入費、細節 1 及び 2 は、本館及び分館に購入した図書資料 4,930 冊と映像資料 123 点の費用であります。

細節 3 の図書館システムは、平成 26 年度から稼働いたしました新システム購入に係る償還利子であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 6 は、町民文芸「まくべつ」第 29 号の発刊に要した経費であります。

なお、平成 25 年度末の蔵書冊数は、前年度より 4,136 冊増加し、22 万 8,880 冊となり、貸出冊数は、20 万 8,121 冊で、町民 1 人当たりの貸出数は 7.5 冊と、前年対比 0.4 冊の増であります。

10 目百年記念ホール管理費であります。

百年記念ホールの管理運営及び忠類地区の生涯学習講座等に要した経費であります。

8 節報償費は、忠類地区で実施した生涯学習講座の 6 講座と文化講演会に係る講師謝礼であります。

13 節委託料、細節 1 は、百年記念ホールの指定管理業務に要した経費、細節 5 は、百年記念ホールの

舞台音響、つり物、照明などの特殊設備の改修計画を策定するために要した経費。

254 ページになります。

細節 7 は、パソコンのソフトをウィンドウズ 7 としたことに伴う予約システムの移行に要した経費であり、18 節備品購入費は、予約システム移行によるサーバーの更新であります。

19 節負担金補助及び交付金は、NPO 法人まくべつ町民芸術劇場への交付金、文化団体への活動費補助が主なものであります。

なお、百年記念ホールの平成 25 年度利用者数は 10 万 7,520 人で、前年度対比 3,943 人、3.5%の減であります。

以上で、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○委員（野原恵子） 2 点について伺いいたします。

222 ページ、学校給食センター管理費の 11 節需用費、給食食材費にかかわって質問いたします。

今、アレルギー食のことなのですが、前年度の決算でもこのことには質問をしておりますけれども、現在アレルギーを持っている児童数ですね、そして除去食の状況、代替食の対応、それとお弁当を持ってきた児童の数、人数ですね。それで、除去食は、どういうものにアレルギーを持っている子どもがいるのか、そこのところをお聞かせください。

もう一つです。224 ページの 19 節負担金補助金及び交付金の 5 全国学校栄養士協議会負担金、ここにかかわってお尋ねいたします。

今、学校の栄養教諭、この制度がスタートいたしまして 9 年になります。幕別町で栄養教諭の配置の人数、そしてその栄養教諭の方々が、学校給食はもちろんですが、学校にどのような対処をしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（増田武夫） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） まず、1 点目のアレルギーに関するご質問に対するご答弁を申し上げます。

まず、最初のアレルギーを持っている児童生徒数の人数になります。平成 26 年 4 月現在のデータですが、人数が 127 人となっております。それから、アレルギーに対する対応ですが、幕別町につきましては、給食に対する除去食、または対応食につきましては、今までもお答えしているとおり、現在もやっております。ただ、牛乳アレルギーに対しましては、代替としましては、豆乳で対応しております。この対応している人数が 6 名、現在おります。

それから、アレルギーを持っている児童生徒さんがお弁当対応している件についてですが、人数が 6 名、現在おります。それからアレルギーの内容ということなのですが、さまざまなアレルギーありますが、主なものが乳製品、それから魚、長いも、ナッツ類、ごま、小麦、これらに対するアレルギーを持っている児童生徒が主なものです。

以上です。

○委員長（増田武夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 私のほうから栄養教諭の関係につきましてお答えいたします。

配置人数につきましては、忠類小学校に 1 名ということでございます。

学校への対応というところでございますけれども、給食の食育指導が中心になっております。

拠点校が忠類小学校、あと忠類中学校の昼時間に今お話ししました給食時間に合わせた食育指導、あと南幕ですね、明倫小学校、糠内小学校、糠内中学校、こちらのほうも牛乳だとか朝食だとか食事のマナーとか、そういったことも含めまして食育の指導というところでお伺いしているところであります。

○委員長（増田武夫） 野原委員。

○委員（野原恵子） アレルギーを持った子どもが、昨年から比べまして、一昨年の決算、平成 24 年度の決算では 112 名でしたから、1 年間で 16 名ふえている、こういう状況を見ますと、やはりアレルギーを持つ子どもが年々ふえてきている。数字から見て、そうではないかと思えます。また、牛乳対応と、それからお弁当を持参している子どももふえております。そういう中では、やはりアレルギーの除去食、代替食、これは保護者にとっては本当に切実な問題ではないかと、私は思っております。

それで、アレルギーを持っている子どもたちも、軽度の方と重症の方といろいろな子どもの状況によってはあると思うのですが、給食は本当に子どもにとっては 3 食の中の一つであります。それで、今、家

庭環境の問題の中から、もちろん家庭がしっかりと食生活を子どもたちに健全な食を与えるというのは、もう当たり前のことだとは思いますが、今こういう社会状況の中では、給食に頼る部分も多々あると思います。そういう中では、健全な子どもの体をつくる、そういう意味では給食にも大きな役割があると思います。そういう中では、今、除去食、代替食の対応を考えていかなければならないと思っております。そういう点で、今後の取り組みをお聞かせ願いたいと思います。

また、平成 24 年度の決算では、アレルギー源を除くパンの購入など、業者と相談するなど検討したいと答弁されておりますが、その検討がどのようになっているのか、お聞かせください。

また、学校の栄養士、学校栄養教諭ですが、忠類に 1 名ということで、児童数の多い学校給食センターには配置されていない、この現状は変わっていないという結果だと思います。

また、栄養職員が認定講習などを受けまして、栄養教諭の免状を取得するという、そういうことも制度の中でうたわれております。その対策はどのようにされているのか、お聞かせください。

○委員長（増田武夫） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） まず、アレルギーの取り組みという件なのですが、現在、給食センターで行っている対応としましては、各学校と連携しまして、それぞれ毎月各学校のほうにアレルギーに対する食材に含まれている内容を連絡しまして、そして各学校におきまして対応していただいております。アレルギーを含む献立等を食べない、そのような形で対応しているところです。

そして、今言われました代替食または除去食につきましては、管内何町村かやっているわけなのですが、本来一つの方法としまして考えられますが、やはり現状の幕別センターの設備の状況、さらには人員配置を見たときに、なかなかスペースの面の部分で現状の施設の中ではできないのが現状となっております。

それから、前回の質問で、パン、米粉パンの件だと思うのですが、米粉パンにつきましては、業者のほうと協議いたしましたところ、米粉パンにもやはりグルテンという小麦の成分が含まれております。ということで、米粉パンを出せば対応できるのかという部分については、なかなかその部分でも対応できないと。さらに、現在、利用しております業者につきましては、米粉パンにつきましては、製造していないということをお聞きしましたので、その点につきましてはちょっと対応できないのかなということになっております。

それから、栄養教諭の件ですが、今の現状を申し上げますが、現在、幕別センターには 2 名の栄養教諭がおります。その中で、今後、栄養教諭の配置ということで、今現在、内部のほうで検討している状況です。その検討内容についてなのですが、やはり実際栄養教諭が配置されますと、学校のほうに配置されることになります。そしてさらに、学校と給食センターをかけ持ちながらやるということになります。そのようなことで、課題としましては、やはりかけ持ちで行うということが給食センター、私のほう側から見れば、やはり一番大事な衛生面での管理がどうなのかと、そういう部分をクリアしながら今後考えていかなければならないと感じております。

以上です。

○委員長（増田武夫） 野原委員。

○委員（野原恵子） パンの場合は対応していただいたのですが、米粉ということではアレルギーがあるということで、難しい、製造していないということでしたけれども、パン以外の対応、そういうことも必要ではないかと思いますが、食材ですね。

それと、施設の関係でアレルギー食は難しいということでした。施設は、現状の施設ではそうなのですが、給食センターの敷地は、対策を考えれば敷地は可能だというふうに思います。そういう点でアレルギー食の施設を考えていく、そういうこともこれから必要になるのではないかと思います。その点をお聞かせください。

それと、除去食、代替食、それは今難しいということでしたけれども、そうした場合には、子どもたちは小学校 1 年生、毎年入ってきますよね。現状ではその重篤なアレルギーの子どもはいないということだと思うのですが、子どもたちがかわってきます。そういう中で、重篤なアレルギーを持った子どもが入学してくる可能性もこれから考えられると思います。そういう場合に、アレルギーでショックを起こした場合の対応として、今エピペンがありまして、その対応も考えていく必要があると思うのですが、その対策として、教職員ですとか、そういう方々がどのような対応をされているのか、また講習なども受けているのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

また、栄養教諭なのですが、これは道職の採用だと思うのです。ですから、町独自で採用し、学校に配置するというのも必要なこと、考えていかなければならない課題だと思いますが、その点はいかが

でしょうか。

○委員長（増田武夫） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） まず、アレルギーの対応ということで、施設の面での関係になります。除去食、代替食に対応するためには、それぞれアレルギーの献立をつくる別ラインということで、2本なり3本つくらなければならない。そういう面で、スペース的に足りないということになります。ただ、現在ある敷地につきましては、ありますが、ただ、現状の施設を見たときに、やはり増築なり改築、やっぱりその辺の考えを見た中で、今後やはり中長期的な部分で対応になってくるのではないかなと思っております。その前に、現在やっている学校と連携しながらの方法、これにつきましては毎年、各学校の担当者との担当者会議の中で、それぞれ現状の方法が果たしてどうなのかという部分を含めまして、現在、それぞれの学校とも協議しております。そういうことも考えながら、今後、施設の関係も含めまして、やはり中長期的な形で協議していくような形になると考えております。

○委員長（増田武夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） アレルギーの関係でございます。学校の対応ということでございます。

学校の対応につきましては、今年の3月に文部科学省から学校給食における食物アレルギー等の対応に関してというような通知が来てございます。これにつきましては、文部科学省監修のもと、平成20年度に公益財団法人日本学校保健会、こちらのほうが発行しているものでございます。こちらにつきましては、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」ということで、これをしっかり使って対応するようにということで、道教委、そして幕別教育委員会を通して各学校に活用の促しを周知しているところであります。

各学校におきましては、アレルギーを持っているお子さんにつきまして、保健調査票、あと家庭環境の調査票、あと学校生活管理指導表等の提出を求めているところでございます。家庭等の情報をきちんと共有して対応できるというような形にしてございます。

それと、学校では北海道教育委員会開催のこういうアレルギー、エピペンの研修会に参加させたり、あと校内組織でそのアレルギーに対応する対策チームをつくってございます。特に気をつけなければならない子につきましては、給食の献立、あと配膳におけるチェック、これも担任がしているところでございます。

それから、緊急時を想定した実践的な研修、体制、こちらのほうも各学校構築してございます。学校医によるアナフィラキシーの対応ということで、エピペン接種の講習をしているところでございます。平成25年度は1回、平成26年度につきましても1回実施してございます。これ、教員のみならず役場の職員、町長部局、保健師等も入りながら講習を受けているところであります。

それと、アレルギーに対する危機管理マニュアル、こちらのほうも整備してございます。

それと、個別対応のプランということも作成しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（増田武夫） 教育部長。

○教育部長（森 範康） お話ありましたように、幕別町学校給食センターに道職員2名が配置されております。町独自での採用というお話でありましたけれども、私どもとしてはこの2名のうち1名を栄養教諭として、なるべく早い時期に、給食センターの調理体制も考えながら配置するよう努力はしてまいりたいというふうに思っております。

それ以外に、昨年度から農協青年部の皆さんが中心となりまして、町内の小学校において食育教育をしていただいております。乳牛の搾乳状況であったり、畑の作物の状況を見た後に、子どもたちと一緒に給食を摂取しながら食べ物の大切さを学んだりという状況であります。

以上であります。

○委員長（増田武夫） 野原委員。

○委員（野原恵子） 施設の面ですけれども、中長期的に考えていくというお答えでしたけれども、今実際にそういう状況の子どもたちにとっては、お弁当を持ってくるということは、給食を食べられないというそういう状況でお弁当を持ってくるということです。今は6名の方ですが、これからふえていく可能性も考えていきますと、やはり施設の充実というのは求められていることだと思います。

それで、今、給食センターは耐用年数はあと何年あるのでしょうか。

それと、栄養教諭ですけれども、栄養教諭の場合は1名を配置していく、一人一人からそういう対応をしていくということは大事だと思うのですが、今の学校の数では1名では十分ではないということで、やはり長期的に計画を持って配置していくというその計画が必要だと思うのです。その点もお聞かせ

願いたいと思います。

○委員長（増田武夫） 教育部長。

○教育部長（森 範康） 栄養教諭の関係でございますけれども、1名では足りないのではないかとのお話でありました。私どもとしては、まずは1名、学校に動けるような体制をつくり、その中で学校の先生方とも連携しながら、子どもたちに食事の大切さとかを学んでいただけるような体制をまずはつくりたいというふうに考えております。

以上であります。

○委員長（増田武夫） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） 給食センターの施設の耐用年数ということですが、幕別センターの場合は、鉄筋コンクリートづくりとなっております。耐用年数50年といたしまして、現在16年経過しております、34年残っているような形になっております。

以上です。

○委員長（増田武夫） 野原委員。

○委員（野原恵子） 中長期的なことという、34年というそういう結びつけてしまうのですが、そういう点では34年間この増設は考えられないということに結びついてしまうのではないかと思います。もっともっと手前に引き寄せて、それでやはり新しくそういう施設をつくっていく、そういう方向性を考えていかなければならない状況に来ているのではないかと思います。その点、もう一点お聞かせ願います。

また、栄養教諭のことですが、1名を配置してそのような対応をしていくということは推察できます。これから先、どのように人員を配置して充実させていくのか。1名では十分ではないと考えますので、栄養教諭を各学校に配置している自治体もあります。そこではやはり食育、教育と結びつけて対応しているという実践もありますので、長期的に長いということではないのですが、もっと手前に引き寄せて、栄養教諭の配置を計画的に配置していくという計画を持たなければならないと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（増田武夫） 教育部長。

○教育部長（森 範康） 幕別給食センターが耐用年数まだ34年残っているということでありまして。繰り返しになりますが、6名の子どもたちが弁当を持ってきて、クラスのみんなと食べているという状況は解消してあげるべきではないかと、同じものを食べさせてあげるべきではないかというお話が根幹かと思っておりますけれども、現状の施設ではやはりかなり、所長がお話ししましたとおり、施設内の設備、ライン関係でもありまして、難しいという状況をご理解いただきたいというふうに思います。

それから、栄養教諭につきましても、まずは1名配置させていただいて、そこからそれぞれの学校の食育の授業の確立をしていくという考え方でありまして、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（増田武夫） 野原委員。

○委員（野原恵子） お答えはわかりましたけれども、また質問しても平行線かなと思うのですが、提案といたしまして、施設の充実、それを手前に引き寄せて充実を求めていきたいと思っております。ということは、そういうアレルギー食をつくれる施設を確保していく、そのことを検討していただきたいということ、栄養教諭は1人では不十分だというのが私の考えですので、その栄養教諭の配置を、人数をふやしていく、そのことが子どもの食育にかかわる栄養教諭が配置されることによって充実させるということにつながりますので、その点を検討していただきたい、そのことを質問いたしまして終わります。

○委員長（増田武夫） 成田委員。

○委員（成田年雄） 219ページ、事務局費の中のいじめ問題等検討対策委員会交付金というのがありますけれども、これにいじめ問題はあったのか、なかったのか。または、この交付金の使われ方というのは、どういうものに使われたのか、ちょっと伺います。

○委員長（増田武夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） まず、いじめ問題等検討対策委員会についてであります。こちらにつきましては、構成員で学校の校長、教頭、あと一般教員だとかPTA関係者、教育委員会職員17名で構成しているところでございます。

○委員長（増田武夫） もっと大きい声で。

○学校教育課長（川瀬康彦） 済みません。最初から説明いたします。いじめ問題等対策委員会交付金についてでございます。こちらにつきましては、活動で、いじめ防止の標語募集、それとあと講演会の開催とかかわら版、こちらのほうを作成しております。いじめ防止標語募集なんかは、広報等でおなじみ

だと思います。こちらに係る景品のほうに、子どもたちが応募するものですから、そちらのほうにあてがわれるものとして9万5,000円を交付しているところであります。

あと、いじめの認知件数ですね。少々お待ちください。大変失礼いたしました。いじめの認知件数でございます。平成25年度、小学校2校、件数は4件、中学校は2校、件数は4件、合計4校の8件ということになってございます。

以上でございます。

○委員長（増田武夫） 成田委員。

○委員（成田年雄） もう一つ、いじめ問題があったのか、なかったのか。

○委員長（増田武夫） 今、4校8件だそうです。

○委員（成田年雄） 4校8件。これはね、新聞でしか読めないのですよね。これ、議会になぜ報告してくれないのかなと思って。確かに総務委員会では報告しているみたいだけれども、学校の教師のいじめ、体罰問題は、これ不祥事として町民のみんなにわかりやすく発表してもらわなければいけないと思うのですけれども、その辺はどういう対策。

○委員長（増田武夫） 教育部長。

○教育部長（森 範康） 先ほど、平成25年度はいじめ件数につきましては、4校8件とお答えしました。これらこの状態につきましては、全て年度中に解決しております。担当教諭及び校長が主体となって、子どもたちと話し合っ解決を図っているところでありまして、これまで体罰につきましては、総務文教委員会でご報告をさせていただいております。いじめにつきましては、これまでもご報告はしておりますけれども、全て解決しているという状態であります。

以上であります。

○委員長（増田武夫） 成田委員。

○委員（成田年雄） 解決しているというけれども、それは教育委員会だけの話でしょう。教育委員会と学校内の話だけであって、町民には一言も聞こえてこないのですけれども、その辺はどういうふうな対応するのかというの。まして、聖職と言われる学校の教師がさ、体罰だとかいじめ問題に全然自分たちさえやってなければいいというような発想ではだめではないのかな。教育委員会は何をやっていたの、これ、どういう指導をしていたのか、ちょっと伺います。

○委員長（増田武夫） 教育部長。

○教育部長（森 範康） 体罰につきましては、当然、服務規程に違反する、法令に違反することであり、処分の対象となります。いじめにつきましては、子ども同士の感情の問題が主となるものであります。教員に対しましては、校長会議、教頭会議、そのほかの学校訪問の中で、まずは体罰を絶対しないことということは伝えておりますし、いじめにつきましても学校のクラス運営の中でそれぞれの子どもたちの様子をしっかりと確認し、その芽が大きくならないうちに解消するように指導しているところであります。

以上です。

○委員長（増田武夫） 成田委員。

○委員（成田年雄） どうも学校に責任をとらせるような、学校、何というのだ、校長だとか学校内で責任をとらせて、あなた方の教育委員会というのは、何をするとするのですか、これ。もし、処罰の対象だったら、処罰した時点で発表しなければいけないのではないのかな。それをまた、道教委が決めなければ、町村、地方の教育委員会ではできませんとか、そのような返答が来るのではないかなと思うのだけれども、今、教育委員会自体が必要とされない時代なのです。何もあなた方がしなくたって、道教委でやればいい話で。何の責任も持たないで、あなた方が何か行事をやっていればそれでいいような発想では、これはいつまでたっても学校教育は、いじめ問題はなくなる。昔は、いじめっ子と言われた私ですが、それなりに愛情を持ったいじめ方をしていました。ある東京の、もう七十何歳かな、拓大出身の応援団長さんが亜細亜大学に編入になったときに、亜細亜大学の……

○委員長（増田武夫） 委員に申し上げます。本町の行政に関することで質問願います。

○委員（成田年雄） まあ例えばの話をしただけです。そこで、いじめはなくなるとは思いますけれども、いじめを克服するその悪い教師は、もう、すぐこの幕別町から出ていってもらおうという発想はできないのかな。その辺はどうですか。

○委員長（増田武夫） 教育部長。

○教育部長（森 範康） 常に教育委員会、私たち職員も含めて、校長、教頭、以下学校の先生とも連携をしながら、子どもたちがいじめに遭わないように。もし、いじめという問題が起きたときに、私たち

も一緒になりながら、その解消に努めているところであります。

以上です。

○委員長（増田武夫） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 同じく 219 ページ、1 目教育総務費、2 節事務局費、細目 6 奨学資金交付金について質問させていただきたいと思います。

説明やそれから資料にもありましたように、平成 25 年度、68 件が申請し、56 人が認定となっている。12 人が申請が通らない、却下となっている、そういうことが示されているところでありました。この 12 名の生徒の却下となった理由、内訳人数をお尋ねしたいと思います。

○委員長（増田武夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） こちらにつきましてお答えいたします。申請者は 68 名でございました。生保基準対比 1.5 以上というところで、3 人の方が該当でないということになりました。ただ、そのうち 1 人が経済事情というのがございまして、それで認定ということで 1 人認定しているような形になりまして、ここの生保基準上、あと経済事情上では 66 人が候補者となりました。次に、学業成績でございます。こちらにつきましては、3.0 以上の方が対象となりますので、10 人が 3.0 未満で対象とならなかったということで、56 人という形になってございます。

○委員長（増田武夫） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 改めて、その 12 人のことの内訳を確認しますけどね、学業で通知表の 3.0 に満たなくて却下された方が 10 人ということでありましたけれども、この 10 人の方は経済事情は生保基準の 1.5 以下であったにもかかわらず、学業で 10 人が却下されたというふうな、今、答弁であったというふうに聞いていいですか。

○委員長（増田武夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 説明が悪くて大変申しわけございません。生保基準が 1.5 以上の方でございまして、この方が 10 人いまして、学業成績で……

○委員（谷口和弥） ちゃんとわからないな。

○委員長（増田武夫） さっきの説明と違いますね。

学校教育課長

○学校教育課長（川瀬康彦） もう一度、説明し直させていただきます。生保基準対比 1.5 以上の方が 3 人いまして、68 人申請の中 3 人いましたので、3 人を対象外とさせていただきます。そして、生保基準の対比 1.5 未満の方が 65 人となりました。そして、経済事情を加味しまして、1 人が該当となり、66 人ということになりました。その中で学業成績が 3.0 未満で 10 人減ることになりまして、56 人ということになってございます。1.5 未満の方で 10 人いたということになります。

○委員（谷口和弥） 10 人から基準に何人が何と答えてもらったほうがわかりやすいです。

○委員長（増田武夫） 要するに経済的な問題で 2 人、それから成績で 10 人無該当となったということによろしいのですね。

暫時休憩いたします。

11:00 休憩

11:01 再開

○委員長（増田武夫） 休憩を解きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 申しわけございません。生保基準は満たしてございますけれども、3.0 未満と、学業成績 3.0 未満 10 人ということでございます。

○委員長（増田武夫） 3.0 未満が 10 人だそうです。成績で 10 人だそうです。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 成績で 10 人が却下された。つまり、生保基準の 1.5 ということは基準値におさまっているのだけれども、成績が至らず 10 人が却下されたということだということの答弁の中で、質問を続けさせていただきたいというように思います。

この間、この就学資金交付金については、共産党会派としては、学業で選別をするということについて疑問の声を上げてきたところであります。そのことが 25 年度も解決というか進展されないまま決算を迎えたということの中では、残念な思いでいっぱいあります。やる気があるかないか、それがこの

成績で判定されるのだということの答弁が近年続いているところでありますけれども、この成績で選別すること、結果的に出る成績でやる気がある、勉強やる気があるないということの判断をすることについて大変疑問に思うわけなのですけれども、そのことについて教育委員会の考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（増田武夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 当該奨学資金につきましては、給付型ということでございます。こちらにつきましては、ある程度の要件、それも必要なだろうというふうに考えているところでございます。また、選考委員会の委員さんのご意見もございまして、やはり給付ということを勘案しまして、学業成績、これも考慮するのは妥当ではないかという意見をいただいているところでございます。

この目安の部分で3.0と、ここも妥当であろうというところで判断しているところでございます。

○委員長（増田武夫） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 3.0が妥当だという、そういう意見の中でやっているのだということでありましたけれども、私も要件は必要なのだと思うのですよ。でも、それはあくまでも学業ではなくて、経済的な事情がどうか、この一本でいいのではないかというふうに思っているのです。日本の国内のことでもありますから、当然、私たちは日本国憲法のもと日常生活を送るわけであります。憲法の中では、26条でもって、教育を受ける権利が保障されているわけであります。「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」この能力に応じてという言葉の意味も、学力の有無ですとか、知能の高低とか、そういった単純なものではなくて、能力に応じてという意味、その人が教育を受けることによって人として発達させる能力、そういったことなのだということが、国会の資料の中でも言われているところであります。そして、我が町には、子どもの権利条例もあるわけでありますけれども、そのもととなった、理念を引き継いだ国連の総会で採決された子どもの権利に関する条約の中でも、教育の無償化の拡大や必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとるということも、その理念の中でうたわれていることであります。今の学業で、その成績でもって選定をするということは、このどれにも当てはまらない。町独自の、少し言い方あれですけれども、斜めから見て、そして選定基準を設けた、そんなように私は受け取れてならないのですけれども、そのことについていかがでしょうか。

○委員長（増田武夫） 教育部長。

○教育部長（森 範康） 繰り返しの話になりますけれども、3.0という基準は、25年度もそのまま続けさせていただきました。この奨学資金制度自身が、町独自の制度であります。それは個々の自治体の判断があってもいいのではないかというふうに私は考えております。なお、これからの話ですけれども、平成26年度から国の奨学資金制度が始まりました。本町におきましても、現行の奨学資金制度と国の制度との整合性を合わせるために、これから本町の内容について検討していく状態でありますので、また、それぞれの制度の整合性を図るために、これから検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（増田武夫） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 平成26年度からの国の制度というものが、ちょっと私は承知してないので、そのことについて述べるということは今は避けさせていただきますけれども、やはり町独自の施策であるから、町の考えがあっても、今、そういう教育部長の答弁だったかと思うのですが、やはりそのところでは、さっきも言いましたけれども、これまで少し違った物の見方の中での正しい判断ではなかったのではないかなというふうに思っているものですから、再度言わせていただきます。

幕別町にある子どもの権利条例、本当に私は先日も教育部長に大変すばらしいものを持っているということの評価を伝えさせていただいたところでありますけれども、ここで、子どもの権利について、この4条以降の四つの条項でもって、特に大切なものとして四つに分けて、子どもの権利を保障することうたっているわけであります。第5条においては、「あらゆる差別及び不当な扱いを受けないこと。」この権利をうたい、述べ、その第7条では、「学び、遊び、及び休息することにより、のびのびと育つこと。」こういう教育を受ける権利についてもいっている。そして13条における町の責務、第13条、「町は、子どもの権利を保障するために、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働することとともに、子どもに関する施策を実施しなければなりません。」それから3項目めで、「町は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他講じなければなりません。」ということもうたっているわけであります。そういった条例の理念からいえば、今の教育部長の答弁は、ふさわしくない

答弁ではないのかな、そのように思うのですけれども、教育部長の考えをお聞かせください。

○委員長（増田武夫） 教育長。

○教育長（飯田晴義） 確かに、教育を受ける権利というのは、憲法であり、条例であり、保障がされているわけであります。ただ、それは権利を有しているということであって、我々はその権利をなるべく尊重してやれることはやってあげる、そういう責務も同時にあるわけでありまして、これ無制限にやれば何らかの問題はないわけでありますけれども、おのずとその財源も決まっているわけで、そういう権利をいかに生かし、尊重してあげようかと中の一つとして、奨学資金もあるわけであります。奨学資金については、もともとは寄附者、寄附をいただいて、その寄附者の意向というものは、勉強したいのだけれども経済的な理由で進学できない子に何とか手を差し伸べてあげてほしいのだというところから始まったわけでありまして、その気持ちを我々も十分に尊重しながら、今の制度の運用をさせていただいているところでありまして、先ほど課長から答弁もありましたように、奨学資金の選定委員会においても、そういったことは十分理解した上で、町の考えについては、そういう考えの中でやっていくのがよろしいのではないかなという、そういったご意見もいただいているわけでありまして、いずれにしても、我々は権利というものを尊重しながら最大限できることはやらせていただくという考えでやってきていますし、26年度においても国の制度が途中から発足したわけでありますので、従来どおりやらせていただきました。来年以降の話ということになりますけれども、先ほど教育部長から答弁申し上げましたように、国が、今までなかった給付型の奨学資金制度を立ち上げた、創設したと。事業主体は北海道、都道府県でありますけれども、ですからそうすると、それを一つのベースにしながら、町としていかにすき間を埋めるのか、あるいは上乘せするのかという観点の中で、寄附者の意向も十分尊重しながら制度の組み立て直しを今検討しているという状況であります。

○委員長（増田武夫） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 最後までこのやりとりは今年も一致しなかったかなと、そういうふう思うところであります。寄附者の意向を大事にされてきたということもわかるのですけれども、そのことがすぐわからないものに既になっていたのではないかなというような正直な実感であります。26年度以降の道が主体となる制度の中で、幕別町の高校生がしっかりと援助が受けられる、そういったものになることを心から祈って質問のほうは終わりにしたいと思います。

○委員長（増田武夫） あと教育の分野で、質問用意されている方。

（ありの声あり）

○委員長（増田武夫） それでは、この際、25分まで休憩いたします。

11:11 休憩

11:25 再開

○委員長（増田武夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育費の質問です。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） ページが249ページ、7目スポーツセンター管理費、13節委託料、それともう一点、14節使用料及び賃借料。

まず、1点目の13節委託料なのですが、農業者トレーニングセンター委託料、札内スポーツセンター委託料と二つの社会体育施設は委託料が載ってございますけれども、忠類体育館においては委託料が載ってございません。平成22年、23年度決算では、417万円計上されておりましたけれども、記憶によりますと、学校公務補の管理に移行するというような記憶がございましたけれども、現在の管理方法は、どういうふうになっているのか。

それと2点目、農業者トレーニングセンターのウレタン塗装工事の内容についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長（増田武夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） 忠類体育館の管理委託の関係でございますけれども、かつては忠類体育館に隣接しております忠類中学校の体育館がございましたけれども、それぞれ別々に管理委託をしておりました。忠類体育館の利用の状況からして、平日の午前中につきましては、子どもたちの利用が極めて少ないというふうなこともありまして、平成25年度から平日の午前中に限り学校の校務補が携帯電話を

持って、両方の平日の午前中だけですけれども、その間については、校務補が対応に当たるということで行っておりまして、今現在は忠類体育館と忠類中学校は一つの委託業務として発注いたしております。

それから、トレセンのウレタン塗装の関係でございますけれども、アリーナとそれから武道場等を行いました。これは年数たつことによって、表面の塗装がとれてきまして、滑りぐあいが変わってしまうものですから、運動する上において危険性を伴うということがありますので、そのウレタンの塗装のし直しといいますか、そういうことをさせていただいたところでございます。

○委員長（増田武夫） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 忠類体育館の委託は、忠類中学校の体育館の委託と一緒にしていると。夜の管理、そうすると決算ではどこに出ってくるのか。

それと、校務補が昼間行っている管理で体育館の管理として支障は出ていないのか。

それと、農業者トレーニングセンターなんですけれども、このウレタン工事というのは、実は雨漏り対策のことかなと思っていたんですけれども、農業者トレーニングセンターの屋根の形状から落ち葉や何かがたまって、冬に凍結して雨漏りが発生すると。それが繰り返しているという状況をちょっと耳にしたものですから、その落ち葉の管理というのですか、その施設管理で業者に頼む以前に、職員あたりでも枯れ葉の処理とかできないものかという観点から、ちょっと質問したんですけれども。

○委員長（増田武夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） まず、トレセンの雨漏りの関係でございます。今月だったでしょうか、先月だったでしょうか、大雨降りまして、そのときに雨漏りをして、通常ですとこんな形をした屋根になっていますので、水を排水口で受けるということになるんですけれども、その屋根のほうに長年の間に、土だとかいろんなごみ類だとか、そういうものが屋根に堆積いたしまして、結果的に排水口が詰まってしまったというふうな状況がございました。排水口を通すために、業者の人をお願いいたしまして、結果的には、一方的に圧力かければいいのかというものでもないらしいですね。ですから、そこら辺は職員でやるという手もあったのかもしれませんが、業者の方にそこら辺の判断をお任せしてやっていただいたということでございます。

これまで、屋根の管理につきましては、正直に申しまして、職員が上に上がって見るということはおしておりませんでした。ただ、これからは、1年に1回もしくは2回か、わかりませんが、いろんな施設の排水口の点検はやっぱりしていかなければ、施設の躯体自体に影響していきますので、していきたいというふうには思っております。

それから、忠類体育館の公務補に携帯を持たせて対応しているということでございますけれども、先ほど言いましたように、一番管理人がいないことによって一番問題になる可能性があるというのは、やっぱり子どもたちだと思うんですけれども、先ほど言いましたように子どもたちの利用が極めて少ないものですから、今現在としては、支障があるというお話は聞いてないところでございます。

○委員長（増田武夫） どの管理ですか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） 先ほど、忠類体育館の平日の午前中の話をさせていただきましたけれども、それ以外につきましては、午後及び夜間におきまして管理人が常駐いたしております。

○委員長（増田武夫） 決算書のどこに出ってくるか。

学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 決算書 230 ページになります。2項中学校費、1目学校管理費、13節委託料、この中の学校管理委託料、こちらのほうで計上しております。

○委員長（増田武夫） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 忠類体育館に関しては、もう築、結構な年数です。1回一般質問したんですけれども、ちょっと記憶が定かではないですけれども、耐震化もされてないと。委託料 417 万円を浮かした経緯がございましたけれども、これ将来的にどういうふうな方向性、考えを持っておられるか、1点聞きたいと思います。

農業者トレーニングセンターについては、雨漏りの関係、全て業者に頼むのではなくて、職員で管理できるものは管理していただきたいと思いますと考えています。

○委員長（増田武夫） 教育部長。

○教育部長（森 範康） 忠類体育館、今後の方向性でありますけれども、学校施設含めて、特に学校校舎もそうなんですけれども、昭和 50 年代建築のものが数多くあります。その中で優先順位を決めて、今後の計画を確立していきたいというふうに考えております。

それから、トレセンの雨漏り、ほかの施設もそうですけれども、職員が上がってドレーンの周りの落ち葉、土砂の撤去については、これからは重点的に進めていきたいというふうに思います。先ほど課長が申し上げましたように、7月でしたか、7月の大雨のときにアリーナの部分に水滴が落ちてきました。私も2階に上がり、3階に上がりました。3階に上がるには、はしご3メートルほどのものをかけなければ上がれない状態でして、私もかなり足が震えて上に立つことはできませんでした。そういうところにつきましては、やはり専門家である業者をお願いしながら、職員も含めて今後管理していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（増田武夫） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） やっぱりけがしたら大変なので、その辺は十二分に配慮していただきたい。忠類体育館につきましては、平成25年の利用が1万1,269と、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンターと比べましても、人口的な割合からいいましても利用数が多いと。また、トレーニング指導による講習等は、札内農業者トレーニングセンター等は、トレーニング機器はございますけれども、忠類体育館はトレーニング機器はございません。それで、このトレーニングの内容につきましても、忠類体育館ではトレーニング機器を使ったトレーニングができないという状況にございます。将来的な部分も含めて検討していただければと思います。

以上です。

○委員長（増田武夫） 小島委員。

○委員（小島智恵） 2点ございますけれども、217ページ、7節賃金、細節7子どもサポーター賃金ですけれども、資料118ページになりますが、不登校の件数なのですけれども、小中学校合わせて前年度の平成24年度では4校15件と少し減少傾向にあったのですけれども、平成25年に入り、5校21件とふえておりまして、特に中学校のところで見ますと、8件から19件へと2倍以上急増している状況でありまして、これは、もうよくない傾向だということで感じているのですけれども、急増した要因をお聞かせいただきたいと思います。

それともう一点なのですが、249ページの13節委託料、細節7農業者トレセン防風ネット設置委託料なのですけれども、ここ数年の過去の決算書を見ましても、毎年3万四、五千円台で出てきているわけなのですけれども、毎年なのですが、実際トレセンを見に行きますと、こういったネットのようなものが見当たらなかったのですが、これどういったものなのか。また、毎年これは必要なものなのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（増田武夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 不登校のふえた要因というところでございます。不登校の原因というところで、無気力な子が去年に比べてふえているということもございます。それとあと、家庭の生活環境の急激な変化と、そういった理由で、中学校においてはふえているというところで要因に挙げられるのかなとふうに思うところであります。

○委員長（増田武夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） トレセンのところの防風ネットの話かと思いますが、あそこはトレセンとクマガラハウスの間、建物の間があいておりまして、そこが猿別川のほうから来る風の通り道になってございます。冬期間、雪降ったときに、その風が吹くことによって、トレセンの駐車場に吹きだまりができるということがありまして、それを防ぐために防風ネットを毎年設置しているということでございます。構造といいますか、物といたしましては、単管パイプにネットを張っているという簡易なものでございます。

以上です。

○委員長（増田武夫） 小島委員。

○委員（小島智恵） 要因としては、子どもたちの個々の精神的なものに深くかかわってきますので、なかなか一朝一夕で解決ということにならないものも多くあるのではないかと察することもあるのですけれども、まっく・ざ・まっくの人員が2名から3名体制に増員されて対応に当たられていると思うのですけれども、この3名体制になりましてなのですが、低賃金の中、大変な仕事をなされていると思うのですけれども、その3名体制という形で対応に当たるのは、この人数に対しては妥当な人数だと考えられているのか、お伺いします。

あと、防風ネットですけれども、お聞きしたいのは、毎年毎年計上されているのですけれども、一度設置して、それで対応できるのではないかというふうには思うのですけれども、これについてはどうな

のか、お伺いします。

○委員長（増田武夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 3名体制、その妥当な人数かというところでございます。こちらにつきましては、まず賃金のほうについては、平成26年度、時給上げているところございまして、あと児童生徒の学習支援等でも多くなっておりますが、3名でこなせる範囲だということ考えているところでございます。

○委員長（増田武夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） 防風ネットも毎年設置し直ししなくてもいいのではないかとございまして、トレセンの外から見た場合の話ですけれども、あそこに防風ネットがあること自体が結果的には、全体的な美観と言っていいのですかね、見た感じとしてはあることがやっぱりいいのかということになったときには、やはりないほうがいいたろうと。それから、設置場所が、トレセン側から東側のほうに向かって設置しているのですけれども、結果的に、トレセンなりクマガラハウスの施設の利用者にとっては、結果的には邪魔になるだろうということがございます。ですから、その2点から、毎年つけたり外したりしているという状況でございます。

○委員長（増田武夫） 小島委員。

○委員（小島智恵） 子どもサポーターの件は、了解いたしました。

いろいろ美観だとか、利用者に邪魔になるのではないかと防風ネットなのですけれども、何かほかに方法とかないのでしょうか。一度設置して、毎年毎年つけては外してではなくて、経費もかかるのですけれども、そういうことではなくて一度で何とかする方法はないのでしょうか。

○委員長（増田武夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） 少なくとも防風ネットを設置しないということではできないと思うのです。当然、トレセンの駐車場の利用に支障が出ますので。一つの方法としては、やはりつけっ放しというものもありますし、取り外しする、つけたり外したりするというものもありますので、そういうつけっ放しがどうなのかということについて、ちょっと考えてはみたいと思いますけれども、現実的にはやはり先ほど言いましたように、美観だとか利用上の問題からいくと難しいのかなというふうには思っております。

○委員長（増田武夫） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） ページ247、同じくスポセンの賃金と事業費についてお尋ねいたします。

平成25年の予算で1,069万5,000円と、前年比約50万近い予算がふえまして、トレセンの指導者、また関係者の待遇面が改善されるのだと私は思っておりますが、今回の決算で残念ながら不用額18万8,000円、また流用として10万7,000円が他に転用され、30万近いお金が使われていないと。このことは、やはりトレセンの指導者、また関係者にとっては、8,000円で約40万を割ると、40日近い賃金が不足、払われていなかったのではないかと。なぜ、こういうことが起きたかということをもまず1点お聞きいたします。

それと、この7番目の10万7,000円が11番の需用費のほうへ転用されておりますね。それは何に使われたのか、そのことも重ねてお聞きいたします。

○委員長（増田武夫） 暫時休憩いたします。

11:45 休憩

11:48 再開

○委員長（増田武夫） 休憩を解き、再開いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） まず、賃金の余った分のお話でございます。当初、当然、職員の体制は固まっておりますので、それに基づいて月額賃金なり日額賃金を積算して計上しております。その中で、いろんな日常業務については固定的なものでございますけれども、それ以外に健康講座だとか、あとはいろんな団体といいますか、一般の方からの講座の申し込みだとか、そういうような定形外の要望もあったりいたします。それを踏まえた上で予算計上しておりますけれども、結果としては数が予定したよりは少なかったということと、それからあと職員が休んだときに代替の職員を確保しておりますけれども、その代替職員の出る機会も少なかったということによるものでございます。

それから、流用した金額についてですけれども、これはスポーツセンターの修繕の費用に回したということでございます。

○委員長（増田武夫） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） 私言いたいのは、賃金として予算審議したのですね、私たちは、25年のときに。その賃金として余ったお金を、その需用費として、要するに使っていくってなれば、我々この予算審議を一生懸命細かいことでやっている意味がなくなるのではないかということです。悪用しているということではないのでしょうか、賃金として考えて計上したお金が、需用費の修繕費のほうに回っていくということになったら、もっと大ざっぱな予算審議でいいのではないかなということを、今回この決算書を見て感じたのです。そういう捉え方というのは、会計監査管理者として、どうですか、意見。

○委員長（増田武夫） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） まず、予算と決算の関係でございますけれども、予算につきましては、まず議決事項というのがございまして、それについてはあくまでも款と項までが議決事項でございます。で、目、節、細節等につきましては、これはあくまでも説明事項ということで、参考ということになります。

流用の関係でございますけれども、流用につきましては、例えば人件費とこういった需用費ですとか賃金、物件費になるのですけれども、そういったものを流用することに関しては、制限はあるのですけれども、こういった物件費同士の中で、今は賃金から需用費ということなのですけれども、そういった中で流用することについては、町の裁量の中でできる形になってございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

流用ですけれども、本来、予算額に不足が生じて流用したということなのですけれども、本来で申し上げますと、補正予算を組んでというのが正しいやり方なのかもしれないです、補正予算を組むいとまがないというような場合、やむを得ずある程度額の少ないものについては、流用をさせていただいているというのが現状でございます。

○委員長（増田武夫） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） 細目の説明ですから、それはいろいろあるのですけれども、結局この10万7,000円の使い道というのは、聞かないとわかんないですね、修繕費に入ったものなのか、どこへどうしたのか。要するに、10万7,000円だけが、この決算の全部足して行って、1,048万2,304円プラス10万7,000円にならないですよね。この10万7,000円だけぽんと全く足されてこない数字なのですね、これね。私の聞いている意味がわからないでしょうか。この細目の金額をずっと足していきますよね。需用費の11番消耗品からずっと足していくと、10万7,000円足すとふえてしまうのですよね。意味わからないかな。10万7,000円という金額がどこかに中に入ってしまうからわからないので、こういう書き方でいいのかなというのが、私、非常に疑問に思ったのですけれども。皆さん思わないで今まで計算したのですかね。もっと易しいやつ例に出しますか。

○委員長（増田武夫） この議論は、別な機会に。

○委員（藤原 孟） わかりました。では、質問はこれで、私終わります。

○委員長（増田武夫） ほかにありませんか。

（発言の声あり）

○委員長（増田武夫） 数字が合わないということであれば、ちょっとはっきりさせたほうがいいのかな。

ちょっと数字が合わないという話ですので、きちっと説明してください。計算して合わないことないのでしょ、これ。

ちょっと休憩いたします。

11:55 休憩

11:57 再開

○委員長（増田武夫） 休憩を解きます。

総務課長。

○総務課長（境谷美智子） 25年度の予算書において、このスポーツセンター管理費の当初予算額というのは、この決算に載っている賃金の1,058万8,000円に流用額の10万7,000円を足した1,069万5,000円というのが当初予算で、この流用も一つの補正予算ということで、この額から引かれた金額で掲載になっている。需用費についても同じようにここに掲載の額に足した金額でここに掲載になっていることになります。あつ、足した金額として。

○委員（藤原 孟） 流用のほうは引かさるのですね。

○総務課長（境谷美智子） 流用のほうは、はい。

○委員（藤原 孟） そして今度、転用のほうがわかりづらくない。

○総務課長（境谷美智子） わかりづらい……

○委員（藤原 孟） どこかの項目に出ているのであれば、今の 10 番なら 10 番、9 番から修繕料の間に終わります。

○委員長（増田武夫） それでは、ほかに質問ありませんか。
（なしの声あり）

○委員長（増田武夫） それでは、ないようですので、教育費の質疑を終わります。
この際、13 時まで休憩いたします。

11：58 休憩

13：00 再開

○委員長（増田武夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育費が終わりましたので、次に 11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費に入らせていただきます。

11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費の説明を一括して求めます。

総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 11 款公債費につきましてご説明申し上げます。

256 ページをごらんください。

11 款 1 項公債費、予算現額 22 億 5,673 万 5,000 円に対しまして、支出済額 22 億 5,476 万 5,313 円があります。

1 目元金は、借り入れいたしました起債の償還元金であります。

なお、将来にわたる公債費負担の軽減を図るため、1 億 3,080 万円の繰上償還を実施したところであります。

2 目利子は、借り入れいたしました起債の償還利子と一時借入金の借入利息であります。

なお、一時借入金につきましては、3 月 31 日から 4 月 1 日までの 2 日間で、1 件 10 億円の借入実行に係る利子であります。

3 目公債諸費は、起債償還に係る支払手数料であります。

次に、258 ページをごらんください。

12 款職員費につきましてご説明申し上げます。

12 款職員費、1 項職員給与費、予算現額 18 億 4,199 万 2,000 円に対しまして、支出済額 18 億 3,261 万 124 円があります。

1 目職員給与費では、特別職を含め 214 人の一般会計から支弁する職員の人件費等で、給料、職員手当、共済費が主なものであります。

7 節の賃金は、臨時職員のうち常雇職員に係る賃金、19 節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

次のページをごらんください。

13 款予備費につきましてご説明いたします。

13 款 1 項予備費、予算現額 500 万円に対しまして、支出はありませんでした。

以上で、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けしたいと思います。

東口委員。

○委員（東口隆弘） ページ 258 ページ、職員費について質問をさせていただきます。

平成 25 年度に人事評価制度を試行いたしました、その結果について伺いをしたいと思います。

また、26 年度では、執行方針の中で、対象を拡大して実施をするというようなことがありましたが、今の現状はどうか。これは、人事評価については、職員の給与について反映をする考えはあるのかどうかをお伺いをします。

○委員長（増田武夫） 総務課長。

○総務課長（境谷美智子） 人事評価に関してでございます。昨年度、管理職を対象にということで、人事評価を進めてまいりました。その結果につきまして、まとめたところですが、今回の執行においては、自己評価も含めて評価点に、一人一人の評価の仕方に大きな差があったことと、人事評価、本

格的実施については給与に反映ということなのですが、当町といたしましては、職員のそれは人材と考え、資質を高めるとかという意味の職員の資質向上と能力開発を主眼として実施したということもありまして、全体の中での公正な客観的な評価ができていたかというところではちょっと課題があったというふうに評価しています。

今年度においては、この昨年度大きな課題を認識いたしましたので、評価基準を統一して評価の訓練をしたりとか、適正な措置を講じた形で実施したいと、昨年度の管理職に加えて、係長職に対象を広げ実施に向けて準備したいとは思っているのですが、今年度5月になりまして、国のほうから指示がありまして、28年の4月には給料に反映する形での完全実施をというような通知も出しました。このあたりを踏まえまして、その給料に反映していく形でやるためには、きちんと評価の基準を職員一人一人が確立した形で準備をきちんとした段階で進めていかなければいけないというところがありますので、今年度その基準を整理して、各一人一人がそこを理解して訓練していけるような形に合わせながら、係長職までは拡大して、何とか年度中に進めていくという形でやりたいと思っています。

○委員長（増田武夫） 東口委員。

○委員（東口隆弘） かなり難しい評価になるのだろうとは思っておりました。それで、評価の公平性ということも、これからどんどん精査というか考えを進めていかなければならないだろうというふうに思います。それで、対象が係長職以上という話ですが、窓口業務の方の中にも係長職という方が多分いらっしゃるのかなと思いますけれども、その目標の設定しにくい職、部署はその評価基準というのは、どのように設定をしようとしているのかをお伺いします。

○委員長（増田武夫） 総務課長。

○総務課長（境谷美智子） 評価そのものの各課の今年度の目標等々の立て方、今、委員がおっしゃったように、窓口は窓口なりにその業務の遂行ですとか、そこにおいてそれぞれの評価達成目標を決めた段階で、それは窓口であろうとつくっていくというふうに考えています。ただ、その管理者がきちんとその目標と立てたものを職員全体と共有しやっていく過程において、そこを評価していくというところを構築して、同じ視点で評価基準をもって評価していけるようにというところを再度進めていきたいというふうに考えています。

○委員長（増田武夫） 東口委員。

○委員（東口隆弘） 難しいことだろうと思います。いずれにいたしましても、その評価をするということで、庁内に公平感がなくなったりモチベーションが下がるというようなことがないように、やる気が出る職場にしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 職員の定数にかかわりまして、実はさきの一般質問で、幕別町の状況について質問をさせていただきました。その流れの中から一つお尋ねしたいのですが、平成25年は、職員、ここに記載されておりますのは214人であります。昨年は213人でありましたから、1人ふえたのだというふうに思うのですが、条例の問題なのです。条例で283定められていて、このように毎年のように職員が実質的には変わっていると。しかし、条例改正は行われなくてやってきているということで、さきの質問のやりとりの中で、その根拠というのが自分もなかなか見出せなくて、目標数値という総務省のもありましたので、そういった関係から条例に定めている数字よりも低い定数というか、実際の職員の数が低い数でやっているのだなというふうに理解をしようとしたのですけれども、しかし、条例で定められている以上は、本来的ではないというふうに、いろいろ調べても思うところなのですよね。何度読み直しても、幕別町の職員定数の定め方は、「職員の定数は、次に掲げるとおりとする。」ということで終わっているのですよね。次の定数以内とするとか、次の定数を上限とするとかというのではなくて、「次に掲げるとおりとする。」というふうに条文がある以上は、このとおりでなければならないのではないかと。つまり、去年から今年も職員の数変わっていますけれども、その都度、やはり大変でしょうけれども、条例の改正を行って進めていくというのが法の基づく進め方ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（増田武夫） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） さきの一般質問の中でも町長からお答えいたしましたように、条例上の文言、言い回しにつきましては、今、中橋委員、言われるとおりだとは思いますが、これにつきましては、うちの押さえの中では、やはりこれ上限ということで押さえております。と、申しますのが、今現在283人というのが町長部局、議会、選管、教育委員会、農業委員会、監査委員事務局等々を含めまし

て条例上は 283 名なのですけれども、それよりも実際の人員はかなり少ない状況になってございます。これは合併時のときに、定数条例を合併したときに改正をいたしまして、そのままの状態にはなってございますけれども、それについては、やはりそのときの人数をベースにしながら行政改革等を通じまして職員数を減らしてきたことによって、今こういった格差があるわけなのですけれども、それを毎年毎年この一般会計でも 1 人動いていますけれども、条例を改正して条例でうたっているとおり的人数に合わすということになれば、これはやはり改正の手法というか、そういったこともかなり煩雑になってまいりますので、ぴったりこれを合わすというのもこれなかなか難しいかなということで、従来より上限という考え方をいたしております。そういったことでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 服務規程といいますかね、きのうもありましたけれども、幕別町の条例というのは、ここでいう最高規範、法律に基づいて定められているものですよね。その状況は、いろいろ前回もご説明いただきましたし、そういった経過はわからないわけではないのです。ただ、その服務規程となるこの条例というのは、そういった流れがあるから、だからこのままでいいのだというようなものではなくて、きちっと定めるものとするというようなことでありますから、その中に解釈として含みが持てるものがあれば、先ほど言ったようにそれ以内とか、上限とかという言葉があれば、今の部長の答弁で納得をするところなのですけれども、そうではない。そうではない以上は、やはりきちっと、条例というのは、これはただ手続、だから大変だとおっしゃられるのかもしれないのですけれども、議会の議員の出席人数の半分以上が賛成して決められていくものですよね。町の職員の数というのも、そのぐらい適切な配置をすべきものであると思うのです。今、下げられていることをどうこう言うのではなくて、こういう条文がある限り、そこをきちっと守らなければ、服務規程違反になるのではないかというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（増田武夫） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 先ほどちょっと説明不十分だったかもしれないのですけれども、うちの中では上限という押さえをしているということは変わらないのですけれども、先ほど合併のときに改正をいたしまして、そのままになっているという状況につきましては、これはやっぱりかなり差があるものですから、いずれかの時点で条例自体を見直しをかけていかなければならないというふうには思いますけれども、ただその際においても、その時々改正時点の実際の数にぴったり合わせるのではなくて、ある程度はやはりこういった数になる可能性があるというようなことも含めて、将来的な組織等の改革ですとか、そういったものも含めた中で設定をして条例の数を設定していくべきものだろうというふうに考えております。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） うちの押さえとしてはそうだというのは、あくまでも主観、うちの主観ということでありましてね、この条例は町民共有するものでありますから、町民が見てもわかるというものにしていかなければならないのだと思うのです。今の部長の説明であれば、例えば次の掲げるとおりとするが、次に掲げるものを上限とするとかというのであれば、なるほどと思うのですけれども、そうではないのですよ。それで、例えば議員の定数もそうなのですけれども、今 20 ですよ。これもきちっと定数条例で定めておりまして、ここから下げるといようなことについては、きちっと、うちはそういう押さえですというようにすることで下げるなどということは考えられないことでありまして、やはり数字も挙げて条例で定めている以上は、実際に数字挙げられているわけですからね。ですから、やはりそれはそのとおりにやっていかなければならないものであるというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（増田武夫） 副町長。

○副町長（高橋平明） まず、定数条例を定めた経緯でありますけれども、経緯といいますか、各町村必ず定数条例を定めるのですけれども、これはあくまでもなぜ上限と捉えるかというのは、定数条例を定めて、例えば無制限に職員をどんどん採用していくとか、そういった事態を防ぐという、そういった意味合いももちろん持っているのだと思うのです。そういった趣旨からいいますと、あくまでも定めた定員が最大限の定数ですよという捉え方をするのが一般的なことだというふうに私どもは考えておりますので、今定めています定数にちょうど合った職員をやるとなると、当然毎年のように、あるいは年度の途中でも職員数は変わるわけですから、その都度条例改正しなければならないということになりますので、そうではなくて、最大数、これ以上は採用できません、職員としては採用できませんという最大数だという捉え方をさせていただいていることをご理解いただきたいというふうに思っておりますけれども。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 実態をわかってないということでは全然ないのです。そういうふうにして、行革の関係もあって、ここを目安にしながら少ない人数で頑張ってきたと、そういう状況にあるのだとは思いますが、条例の性格、法律の性格というふうに考えたときに、このままではうまくないのではないかなというのが、私の指摘なのです。恐らく、町長も答えておられたように、他の市町村もほとんど同じような運用でやっているのだと思うのです。ただ、帯広市は条例をその都度きちっと変えているというのです。私、情報交換の中でそういうことがわかりまして、きちっと町みずからが定めた条例をいわゆる遵守せずして、町民にこのことをきちっと守ってくださいということにはならないのではないかなという観点から、この定数問題もここはちょっと仕事の関係で増減があるというようなことも含めて、微妙な面はあるのですけれども、議員定数と同じような位置づけできちっと押さえていくというふうに変え方を考えていかなければならないのではないかなと思うのですよね。今まではそういうふうに来ていたけれども、しかしここで立ちどまって考えてみると、やはり次に掲げるとおりとすると書いてあるのですよ。とおりとすると書いてあるのに、そのとおりになっていないというふうになれば、やはりこれは正しくはないのではないのでしょうか。

○委員長（増田武夫） 副町長。

○副町長（高橋平明） 中橋委員のご指摘のとおり、条例の文言そのものはわかりやすい形にしなければならないというふうに私どもも考えておりますので、文言の整理も含めまして検討させていただきたいと思います。

○委員長（増田武夫） 小島委員。

○委員（小島智恵） 259 ページ、3 節職員手当等、細節 11 時間外勤務手当なのですけれども、7,000 万円を超える金額ということで、大変大きな金額だと認識しているのですけれども、民間会社と比べますと、こういった時間外手当が出ないところも多々あるのですが、民間と比べて大変手厚い処遇だなというふうに思っているわけなのですけれども、基本はやはり勤務時間内にきちんと仕事を終わらすということだと思うのです。というのは、そういう勤務時間内に終わらすとなれば、できるだけ勤務中は効率よくスピードを上げて仕事されるでしょうし、そんな中でいろんな工夫だとか知恵といったものも生まれてくるのでしょうかけれども、先日、先に質問された方のご答弁では、時間外が出たらその全額支給されているということでありましたけれども、やはり気をつけなければいけないのは、そういったことが前提にありますと、だらだらと能率悪い仕事されているのではないかと思います。そんなものに時間外手当を支払う必要はないというふうに思うのですけれども。やはりできるだけ勤務時間内に終わらすということを指導、そして職場づくり、そういったものに努めていращやるのかお伺いします。

○委員長（増田武夫） 総務課長。

○総務課長（境谷美智子） だらだらとした勤務をしないように指導してするかということも含めてですが、私どもの仕事の中でひとつ理解していただきたいのは、土日の仕事があったり、早朝勤務があったり、あるいは業務の一番繁忙期のときに合わせて職員を置いているわけではないので、どうしても忙しいときには一定程度の時間外が出るということをご理解していただいた上で、今おっしゃっていただいたようなことは、私たちが職員一同に対して、町民のために仕事をしているという常に認識を持って、大切な仕事をしているというその責任感も持って仕事をしていただくということで、事あるたびに職員にはその話をさせていただきながら、職員にその自覚を持っていただけるようにやっているつもりです。今後もこれら啓発も含めてきちとした形で職員には伝えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（増田武夫） 小島委員。

○委員（小島智恵） 忙しいとき、やむを得ない形でそういった時間外が出てしまうということはあるとは思いますが、ふだんの様子を見ていますと、結構遅くまで残って仕事されている職員の方の姿を見受けられることも多いのですけれども、そういった中で、今回お伺いしたのですけれども、こういった時間外手当、できるだけ縮減するように努めていただけるのか、お伺いします。

○委員長（増田武夫） 総務課長。

○総務課長（境谷美智子） 縮減に関しては常に意識しておりまして、その方法論についてもその時々で考えております。例えば各課の配分方式をとったりですとか、あと前期、後期等々の時間外での実績を出して検討するなど、ただ職員一人一人の自覚に大きく頼るところも大きいものですから、職員教育も重要だということも押さえた上で、きちとした形でやっていきたいと思っております。

○委員長（増田武夫） 小島委員。

○委員（小島智恵） 縮減を考えていらっしゃるということですがけれども、実際 7,000 万円を超える金額なので、大変大きな金額だなというふうには感じているのですがけれども、こういった手厚い手当、処遇でありますので、職員の皆様にはもっと町民に対して親切丁寧で、もっと笑顔で、サービス精神でもって仕事に当たっていただきたいと思います。町民に対しての接遇の向上、これもっと図るべきだと思うのですが、これについて伺います。

○委員長（増田武夫） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） まず、時間外の関係につきましては、職員はただらということではなくて、必要に迫られてやっているというのが現状でございます。できるだけ効率的にということはこれはもちろんでございますので、そういったことを含めて今後さらに職員の周知に図ってまいりたいというふうに思います。

それと縮減についても、あわせて努めてまいりたいというふうに思います。

あと接遇の関係につきましては、昨日もお答えしたところなのですが、町民に対する対応、接遇については、これ職員としては最も重要なことだというふうに認識をしております。各種研修等を通じまして、職員には取り組んでいただいているところでございます。今後においても、研修だけでなく、職場内での研修といえましょうか、上司からの指導も含めて、より町民の皆さんに対する接遇がなお一層良好になるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（増田武夫） ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（増田武夫） それでは、ほかに質疑がないようですので、1 款から 13 款までの質疑を終了させていただきます。

以上をもちまして、歳出 1 款議会費から 13 款予備費までの審査が終わりましたので、引き続いて、一般会計歳入に入らせていただきます。

歳入全体の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 13 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入であります。

1 款町税、1 項町民税、調定額 13 億 4,356 万 4,941 円に対しまして、収入済額 12 億 6,723 万 2,010 円であります。

不納欠損額につきましては、115 件で 355 万 2,887 円、収入未済額は 7,278 万 44 円であります。

収納率にいたしまして 94.32%で、前年度と比較しますと 0.41 ポイントの増であります。

1 目個人であります。現年課税分の調定額は 11 億 787 万 6,212 円で、前年比 182 万 8,540 円の減となっております。

2 目法人であります。現年課税分の調定額は 1 億 6,039 万 3,500 円で、前年度に比較して 856 万 7,200 円の増となっております。

主な要因は、前年に比べ、企業の業績が若干上向いたことなどによりまして、増となったものであります。

なお、町民税の現年課税分のみは収納実績を申し上げますと、個人の収納率では 98.72%で、前年比 0.30 ポイントの増、また法人につきましては、収納率 99.73%で、前年比 0.12 ポイントの増となっております。

2 項固定資産税、調定額 11 億 3,708 万 4,890 円に対しまして、収入済額 10 億 8,513 万 231 円であります。

不納欠損額が 60 件で 478 万 7,262 円、収入未済額は 4,716 万 7,397 円あります。

収納率といたしましては 95.43%、前年比 3.6 ポイントの増であります。

1 目固定資産税は、現年課税分の調定額では 10 億 7,219 万 1,400 円で、前年より 2,703 万 5,900 円の増となっております。

法人等の大型の課税対象家屋の増加などにより、増額となったものであります。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、調定額、収入済額とも同額の 1,988 万 2,800 円で、前年対比 278 万 4,500 円の増となっております。

この交付金は、JR の軌道用地や道営住宅、幕別高校用地などに係る固定資産税相当分が国や道から交付されるものであります。

3 項軽自動車税、調定額 5,682 万 7,691 円に対しまして、収入済額 5,427 万 7,189 円、不納欠損額は

42 件分で 23 万 9,778 円、収入未済額は 231 万 724 円であります。

なお、現年課税分の収納率は 98.96%で、前年比 0.19 ポイントの増となっております。

4 項町たばこ税、調定額 2 億 1,115 万 7,550 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年比、調定額では 2,122 万 9,402 円の増であります。主な要因は喫煙率の低下などにより、販売総本数は減少しておりますが、税率の改正により増額となったものであります。

5 項入湯税、調定額 1,376 万 3,710 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年対比では 60 万 8,110 円の増であります。主な要因は、前年に比べ特に一般の宿泊利用者が増加したことにより増額となったものであります。

6 項特別土地保有税、調定額 449 万 5,680 円に対しまして、収入済額はありませんでした。

収入未済額は 449 万 5,680 円であります。

次のページになりますが、滞納繰越分につきましては、大半が道外の方ということもありまして、収納に苦慮している状況であります。これらのほとんどの物件につきましては、差し押さえ、参加差し押さえをしておりますけれども、資産価値等の関係から費用対効果を考えますと、競売手続に踏み切れないのが現状となっております。

次に、17 ページをごらんください。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、調定額 8,588 万 2,000 円に対しまして、同額収入であります。

前年度対比、金額で 207 万 7,000 円の減、率で 2.4%の減であります。

2 項自動車重量譲与税、調定額 1 億 9,522 万円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額で 1,257 万 7,000 円の減、率で 6.1%の減であります。

3 項地方道路譲与税、調定額 3 円に対しまして、収入済額も同額であります。

19 ページになります。

3 款 1 項利子割交付金、調定額 734 万 9,000 円に対しまして、同額の収入であります。

前年度対比、金額にして 28 万円の増、率で 4.0%の増であります。

21 ページになります。

4 款 1 項配当割交付金、調定額 645 万 7,000 円、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 341 万円の増、率で 111.9%の増であります。株式等の配当所得の増によるものであります。

23 ページになります。

5 款 1 項株式等譲渡所得割交付金、調定額 883 万 8,000 円、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 799 万 3,000 円の増、率で 945.9%の増であります。株式等譲渡所得の増によるものであります。

25 ページになります。

6 款 1 項地方消費税交付金、調定額 2 億 3,443 万円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 201 万 5,000 円の減、率で 0.9%の減であります。

27 ページになります。

7 款 1 項ゴルフ場利用税交付金、調定額 1,978 万 7,432 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 25 万 4,072 円の増、率で 1.3%の増であります。

なお、札内川河川敷ゴルフ場利用者数につきましては 3 万 95 人で、前年度と比較しまして 1,326 人の増、帯広国際ゴルフ場利用者数が 3 万 1,163 人で、237 人の増となったところであります。

29 ページになります。

8 款 1 項自動車取得税交付金、調定額 7,131 万 9,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 863 万 9,000 円の増、率で 13.8%の増であります。

31 ページになります。

9 款 1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額 30 万円に対しまして、収入額も同額であります。

前年度収入額と同額であります。

33 ページになります。

10 款 1 項地方特例交付金、調定額 1,737 万 8,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にしまして 1 万 2,000 円の減、率で 0.1%の減であります。

35 ページになります。

11 款 1 項地方交付税、調定額 63 億 2,708 万 8,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。
平成 24 年度との比較では、普通交付税では 6,003 万 7,000 円、1.0%の減、特別交付税では 621 万 6,000 円、1.3%の減となったところであります。

37 ページになります。

12 款 1 項交通安全対策特別交付金、調定額 463 万 7,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。
前年度対比 63 万 3,000 円の減、率で 12.0%の減であります。

39 ページになります。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、調定額 2 億 394 万 3,257 円に対しまして、収入済額 1 億 9,255 万 8,036 円、収入未済額は 1,138 万 5,221 円であります。

1 目農林業費分担金、農業基盤整備事業等に係る受益者分担金であります。

次に、2 項負担金、調定額 1 億 4,027 万 3,455 円に対しまして、収入済額 1 億 1,453 万 1,845 円、不納欠損額 527 万 2,950 円、収入未済額 2,046 万 8,660 円であります。

1 目民生費負担金は、老人福祉施設入所者に係る負担金及び常設保育所保育料が主なものであります。
なお、不納欠損は、保育料が 42 件であります。

41 ページになります。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 2 億 4,887 万 5,923 円に対しまして、収入済額 2 億 3,394 万 6,602 円、不納欠損額 35 万 9,153 円、収入未済額 1,457 万 168 円であります。

各種施設等の使用料及びへき地保育所や学童保育所保育料、入牧料、スキー場リフト使用料、町道の道路占用料、公営住宅使用料などが主なものであります。

不納欠損につきましては、2 目民生使用料の 2 節児童福祉使用料、細節 2 の学童保育所保育料が 15 件であります。

6 目土木使用料の 4 節住宅使用料の公営住宅使用料が 3 件となっております。

また、収入未済額の主なものは、公営住宅使用料などとなっております。

43 ページになります。

2 項手数料、調定額 1 億 106 万 2,901 円に対しまして、同額の収入済額であります。

本項は、1 目総務手数料の戸籍住民票や諸証明に係る手数料、2 目民生手数料の介護支援、介護サービスの手数料、3 目衛生手数料はごみ処理手数料、次のページになりますが、4 目土木手数料、建築確認関係手数料が主なものであります。

47 ページになります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額 6 億 1,000 万 4,941 円に対しまして、収入済額も同額であります。

主なものは、1 目民生費負担金の障害者自立支援給付費や児童手当に係る国の負担金等、2 目教育費負担金は、糠内中学校屋体の改築に係る国の負担金であります。

2 項国庫補助金、調定額 13 億 8,664 万 6,021 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費補助金では、国の経済対策により追加された公共投資の地方負担の増加に対応するために措置されました地域の元気臨時交付金などが主なものであります。

2 目民生費補助金では、1 節社会福祉費補助金の細節 1 地域生活支援事業費補助金が主なものであります。

2 節児童福祉費補助金の細節 1 は、子育て支援交付金であります。

次のページになりますが、3 目衛生費補助金は、疾病予防対策に係る補助金などであります。

4 目農林業費補助金は、農地の暗渠整備や新川排水機場の設備更新に係る補助金であります。

5 目土木費補助金では、各種道路事業や公園、公営住宅整備事業などに係る補助金。

6 目教育費補助金では、次のページになりますが、2 節中学校費補助金、細節 5 糠内中学校屋体の改築に対する交付金などであります。

次に、3 項国庫委託金、調定額 749 万 141 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目の総務費委託金では外国人の中長期在留者事務に係るもの、2 目の民生費委託金は基礎年金事務に係る委託金が主なものであります。

53 ページになります。

16 款道支出金、1 項道負担金、調定額 3 億 8,007 万 5,142 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目民生費負担金につきましては、先ほど国庫負担金で説明いたしました負担金と同様で、障がい者

支援分や児童手当に係る負担金が主なものであります。

2目農林業費負担金につきましては、農業委員会職員設置費に係る道負担金が主なものとなっております。

3目土木費負担金は、地籍調査事業に伴う道負担金であります。

2項道補助金、調定額2億5,708万4,177円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目民生費補助金、1節社会福祉費補助金では、細節4の地域生活支援事業費補助金、次のページになりますが、細節6の重度の医療費補助金や細節10の老人クラブ運営費など、2節の児童福祉費補助金では、乳幼児等医療費、放課後児童対策事業などに係る補助金が主なものであります。

2目衛生費補助金は、健康増進事業に係る補助金、3目労働費補助金は、緊急雇用創出事業に係る道補助金であります。

4目の農林業費補助金は、農林業関係事業に対する道補助金で、1節農業費補助金では、次のページになりますが、細節4の中山間地域等直接支払事業や細節12農業経営体が行う農業用機械の導入などに対する間接補助である経営体育成支援事業費補助金などが主なものであります。

2節畜産業費補助金では、細節3草地整備に対する食料供給基盤強化特別対策、いわゆるパワーアップ事業に係る補助金が主なものであります。

3節土地改良事業費では、次のページになりますが、細節4の畑総整備のパワーアップ事業に係る補助金など、4節の林業費は各種造林事業及び森づくり事業関係補助金などであります。

5目商工費補助金は消費者行政に関する交付金、6目土木費補助金は、道営あおば団地の関連整備に係る補助金であります。

7目消防費補助金は、消防ポンプ自動車購入に対しての補助金、8目教育費補助金は、糠内小学校の改築に係る補助金、9目総務費補助金は、新庁舎の実施設計に対する補助金であります。

次に、3項道委託金、調定額6,735万9,482円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目総務費委託金では、次のページになりますが、2節徴税費委託金の道民税徴収事務や、4節の参議院議員選挙費に係る委託金、5目土木費委託金、細節1樋門管理に係る道委託金、次のページになりますが、6目教育費委託金、学校給食に係る委託金が主なものであります。

65ページになります。

17款財産収入、1項財産運用収入、調定額2,051万3,401円に対しまして、収入済額1,922万9,371円、収入未済額128万4,030円であります。

1目財産貸付収入は、土地及び建物の貸付収入であります。

2目利子及び配当金は、各種基金等の利子収入などであります。

2項財産売払収入、調定額1億490万533円に対しまして、収入済額9,635万7,483円、収入未済額854万3,050円は、公社貸付牛譲渡代であります。

1目不動産売払収入は、除間伐材、皆伐材の売払収入であります。

2節土地売払収入は、札内中央町の町有地や各団地の分譲地の売り払いが主なものであります。

2目物品売払収入は、主に苗木などの売り払いに係る収入が主なものであります。

67ページになります。

18款1項寄付金、調定額156万2,430円に対しまして、同額収入であります。

2目総務費寄付金につきましては、ふるさと寄附として寄附を受けたものなどを収入したものであります。

69ページになります。

19款繰入金、1項基金繰入金、調定額1億3,947万5,000円に対しまして、同額収入であります。

1目減債基金繰入金は、縁故債の一部繰上償還や財源対策債等の償還に充当するため、減債基金から繰り入れをし、一般会計や下水道会計の公債費の支出に充てたものであります。

次のページになります。

20款1項繰越金、調定額1億9,222万8,269円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度からの繰越金であります。

次のページになります。

21款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、調定額151万4,941円に対しまして、収入済額も同額であります。

2項町預金利子、調定額5万159円に対しまして、収入済額も同額であります。

3項貸付金元利収入、調定額4億6,282万4,577円に対しまして、収入済額4億5,753万4,577円、

収入未済額 529 万円であります。

各種貸付金の返済による収入であります。収入未済額につきましては、次のページになりますが、6 目農業ゆとりみらい総合資金貸付金のうちの 1 件分であります。

次に、4 項受託事業収入であります。調定額 164 万 4,585 円に対しまして、収入済額も同額であります。

後期高齢者医療広域連合からの受託事業に伴う収入などあります。

5 項雑入、調定額 2 億 6,973 万 6,258 円に対しまして、収入済額 2 億 2,305 万 1,250 円、不納欠損額 18 万 5,955 円、収入未済額は 4,649 万 9,053 円であります。

なお、不納欠損額については、次のページになりますが、4 目雑入、2 節学校給食費 6 件分であります。

4 目雑入は、1 節の住民健診等負担金から 81 ページの 5 節の国民健康保険特別会計負担金まで、他の科目に属さない収入であります。

次に、83 ページをお開きいただきたいと思います。

22 款 1 項町債、調定額 12 億 8,836 万 9,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務債から、87 ページの 9 目衛生債まで、各種事業等に充当するための起債の借り入れであります。

なお、85 ページになりますが、8 目臨時財政対策債は、普通交付税の振替分であり、この起債の元利償還金につきましては、後年次に全額交付税措置されることとなっております。

また、89 ページに未収金及び収納率の一覧表を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） ページ数が 67 ページ、18 款寄付金についてお聞きしたいと思います。

よく広報でふるさと寄附金ということで、町民にお知らせをしておりますけれども、ふるさと寄附金とふるさと納税というのをひとまとめにしてお知らせをしているのではないかと思います。これを分けて、ふるさと納税は幾ら、またふるさと寄附金が幾らということでお聞きしたいということと、また、このところ随分他町村では寄附金の状況が報道されておりますが、ふるさと寄附金の減少が、うちの町は減少傾向にあると思うのですが、これは不景気ということもあるとは思いますが、本町だけが不景気ではありませんので、ほかの町村でもふるさと納税をたくさんしていただきたいということで、さまざまな特典を考えて努力されていると思います。そこで本町としても、我が町をアピールするという魅力を発信する取り組みを検討されているのかをお聞きしたいと思います。

そしてもう一点なのですけれども、このふるさと寄附金をしていただいている方、お礼状を出されているということなのですが、失礼いたしました、ふるさと納税ですね。ふるさと納税に毎年同じ方から納税をされているようなのですけれども、またその同じ方にも同じようなお礼状を毎年出されているのかということをお聞きしたいということと、また一定の金額を町外から納税をしていただいている場合も同じようなお礼状を出しているのか。そして、今後、このような方たちにも少し考慮すべき点があるのではないかと思いますので、その点についてお聞きしたいと思います。

○委員長（増田武夫） 総務課長。

○総務課長（境谷美智子） まず 1 点目、ふるさと納税とふるさと寄附なのですけれども、ふるさと納税というのは、自分の町に対してするものをふるさと納税、他町村からするものをふるさと寄附という形で、その内訳ということなのですが、平成 25 年でいきますと、基本的には同じかと思っておりますが、平成 25 年度の実績でいきますと、総件数 21 件中、町内の個人の方が納税してくださった件数が 6 件、団体が 2 件、町外からの個人の方が 10 件、町外の団体の方が 3 件ということになっております。ふるさと納税が町外の方からいただいた納税で、失礼しました、ごめんなさい、寄附というのは、町内の方が町に寄附してくださるふるさと寄附となっております。

お礼状のことに关してですけれども、確かに毎年寄附してくださる方に対して、規定のお礼状を出させていただいておりますが、どういう方から寄附をいただいているかというのは、お会いしたりする機会もあるような関係職員には、特に部長ですとか課長ですとか町長、副町長には、そのお話を、会うたびにきちんとした形でお礼をしていただくというような配慮はさせていただいております。

それで、今、話題にもなっておりますふるさと納税のこの関係なのですけれども、幕別町といたしましても、今年度8月ですけれども、関係各部署の課長担当職員で協議いたしまして、これまでもいろんな機会に心情的にふるさととと思っていただくということも重視した上で、さらに町民の方、またはその全体で求められているものもあるという中では、その検討を積み重ねていこうという方向性で、現在検討をはじめました。具体的には、平成27年4月をめどに事業として始めたいという形で今準備を進めております。

納税の金額ですが、25年度につきましては、先ほど申し上げました21件で156万2,000円ということになっております。

○委員長（増田武夫） ふるさと納税の金額ですか。

○総務課長（境谷美智子） 21件総額ですけれども。

町外の個人の方10件いるのでけれども、ちょっと足し算合計してないので、少々お待ちください。申しわけありません。失礼しました。町外10件で76万5,000円ということになっております。町外の個人の方10件で。

○委員長（増田武夫） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） もう一度済みません。私確認をしたいのでけれども、町外から寄附をいただいたらふるさと納税ですか。そして町内から……。ふるさと納税、何か、町外からうちの町にということで寄附をしていただいたら、ふるさと納税ということで、税として寄附をいただくのですけれども、これは町としていろいろなものに使わせていただくという意味でよろしいのでしょうか。

○委員長（増田武夫） 総務課長。

○総務課長（境谷美智子） そのとおりかと思います。ただ、寄附に関しては、町のほうで目的も設けておりまして、寄附してくださる方がその目的にということであれば、その目的使用もあります。

○委員長（増田武夫） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） では、前向きに検討されているということで、27年の4月からは考えていらっしゃるということですので、政府としてはこの地方経済再生の目玉といたしまして、ふるさと名産応援制度ということを取り入れまして、自治体がふるさと納税の特典として送っている特産品などのブランド化を支援するといっております。ですので、この幕別の特産品がブランド化されることによりまして、農家さんやまた生産者さんにも喜ばれ、地域おこしにもつながるのではないかと思いますので、より早く検討をしていただきまして、推進していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（増田武夫） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） ページ82、4目の53番、雑入ですけれども、北海道応援基金助成金107万3,500円、これは過去にも何回か目につく助成金だと思います。今までうちの町にはどのぐらい総額助成されているのか。

またこの助成を受けて、どういう事業に使っているのか、まずお伺いいたします。

○委員長（増田武夫） 農林課長。

○農林課長（川瀬吉治） 北海道応援基金助成金ですけれども、平成20年度から続いております。金額は25年度まで470万円。これは町有林の苗木代に充てております。そのほか、町の元気の森づくり事業で、その苗木に対しての助成が65万2,050円、合計で535万2,050円助成をいただいております。これは、収入元は公益財団法人ニトリ文化財団からいただいております。

以上です。

○委員長（増田武夫） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） 今、固有名詞がニトリということで出ました。トータルで500万円以上の寄附が受けております。ぜひ、こういう助成を受けている会社に対して、まずこの決算書に北海道云々、どこから来たかわからないということで、ぜひニトリという名前を入れることはできないのかということと、500万円以上助成を受けているわけですから、開町記念日等でですね、感謝状などを送呈することはできないのか。その2点、お伺いいたします。

○委員長（増田武夫） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） まず、ニトリというお名前の広報ということですね。そういったことに関しましては、この事業を実施して、実際に広報誌等にもたしか載せていただいて、ニトリのお名前のPRはさせていただいているところだと思います。

それと、決算書でこのニトリ文化財団という名称を載せた方がいいのではないかというお話なのです。

けれども、ただこれ決算書全体のお話になるのですけれども、例えばほかの、このページで申し上げますと、細節 59 の長寿・健康増進事業特別対策補助金、これについては出元が北海道後期高齢者医療広域連合になります。これを決算書の説明に載せますと、かなり長くなってしまおうというようなこともございまして、そういった全体的なバランス等も含めまして、今後ちょっと検討させていただきたいなというふうに思います。

あと、感謝状の関係ではございますが、これはニトリ文化財団の場合は、そういったことでニトリさんのほうのご厚意で財団として制度化されたものだという認識をしております、町のほうで毎年開町記念式で表彰させていただいております感謝状との性格とは、ちょっとまた別になるのかなというふうに考えております。

○委員長（増田武夫） 東口委員。

○委員（東口隆弘） 16 款 3 項道委託金、ページ数は 62 ページになろうかと思います。この道委託金に含まれる権限移譲、道からの権限移譲事務について伺いをします。

62 ページに一般旅券発給申請受理等事務道委託金 58 万 2,666 円とあります。これは多分私の理解では、パスポートの発給申請のことかなと思いますが、権限移譲事務により、事務量がふえ、忙しくなっているというふうに聞いておりますが、道の補助金、委託金の移譲事務、この委託金が入っているかどうか、決算書を見ても、委託金という最後の漢字はよく見ますが、権限移譲にかかわる委託金というのはどれなのかよくわからないので、件数をお知らせいただきたい。

それから、委託金の金額の総計で結構です。これはどのぐらいあるのか。

また、これから近年、権限移譲件数がふえていくというふうに予想されますが、それらについての予想についても、もしわかる範囲であれば教えていただきたい、そのように思います。

○委員長（増田武夫） 総務課長。

○総務課長（境谷美智子） 道からの権限移譲事務の関係ですけれども、道が現在持っているそういう権限としての事務が約 5,000 ぐらいあって、そのうちの 3,000 ぐらいを市町村に移管していきたいというリストアップがされています。市町村からの要望等にも応えるということで、町村のほうから要望があったものについても、権限を移譲していく考えがあるということで道のほうでは押さえて町村に通知されています。

幕別町ではこのうち 26 年 7 月までで、約 200 項目の事務の移譲を受けております。ただし、これ全てが交付金が発生するものではございませんし、委員おっしゃいますとおり、決算書の中にはあちらこちらに入っているの、一つ一つはわからないのですけれども、こちら約 200 件ぐらいの事務の移譲を受けた中で、交付対象となっているものの金額の合計が 25 年度で 231 万 726 円ということになっております。

今後についてというお話もありましたが、道では毎年、例えばこの業務について重点的にという形で重点業務等を出して町村に提示されているのですけれども、例えば 26 年度でいきますと、道のほうから 14 項目の重点業務の権限移譲が出されているのですが、既に幕別町ではそのうちの 8 項目についてはもう実施がされているということで、これから町民生活に直接かわりがあるとか、便宜上、町村が持っているほうがより有益ではないかというものについては、検討しながら進めていきたいというふうには考えております。

○委員長（増田武夫） 東口委員。

○委員（東口隆弘） たくさんの 5,000 からの権限移譲項目があるという中で、それで 3,000 を道としては移譲を考えているというようなお話でございました。その中で、幕別町は随分権限移譲を意欲的に受け入れられているというような説明だと受けとめております。どんどん進めていっていただきたいなと。つまり、町が権限移譲を受けることにより、住民の方が振興局へわざわざ行かなくても事が足りること、それから住民にとってはプラスの面がかなりあるのであろうというふうに思っております。職員の方々には仕事量がふえ、大変だとは思いますが、それも住民サービスの一つだと思って今後も頑張っていっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（増田武夫） ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（増田武夫） それでは、ないようですので、これで歳入全般の質疑を終了いたします。

これで、一般会計の歳入歳出の質疑を終わりましたので、この際、総括質疑を準備している人はどのくらいおられるでしょうか。

2時5分になりましたので、それでは、この際、15分まで休憩いたします。

14:05 休憩

14:15 再開

○委員長（増田武夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑を受けたいと思います。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 2点なのですが、1点はきのうもありましたけれども、このところ高騰する電気料金あるいは重油、灯油、ガソリンなど含めまして、町の受ける影響も多大なものがあると思います。それで、平成25年の決算におきまして、この高騰するこういった料金、一体幾ら影響があったのか、どのように対処してこられたのか、対処は当然補正予算を組んでやってきたのだとは思いますが、影響そのものがどのくらいだったのか、伺いたいというふうに思います。

それからもう一点は、去年も実は同じことをお尋ねしたのですが、平成25年度の歳出総額223億2,700万円ということで、それだけの執行が行われたわけですが、基金のことなのです。この223億円に対しまして、今年も基金が積み込まれてご説明をいただきました。昨年と比べて大きな変化はないのですが、若干ふえております。ただ、この中には庁舎建設という新しい目的を持ったものも入っておりますので、一概にふえたというふうには思わないのですが、しかし、基金そのものはこれまでの傾向から見ると、少しずつ少しずつ増額されてきているというふうに受け取られます。

それで、平成25年度は執行に対して大体18%ぐらいの割合に基金の金額になるのかなというふうに思いますが、この目安、一体弾力的な財政運用も含めて、町として基金というのをどのくらい必要とされるのか。私はやはり生きたお金の使い方というのが大事だと思うものですから、その点で伺いたいと思います。

○委員長（増田武夫） 総務課長。

○総務課長（境谷美智子） まず、私のほうからは、電気料、灯油、その他事業執行にかかわる経費の影響額なのですが、済みません、それに関しましては、全体で総額幾らかという資料を現在手元に持っておりませんので、申しわけありません。

○委員長（増田武夫） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 基金の関係でございますけれども、まずどれぐらいが目安なのということなのですが、基金の性格がやはり将来的な財政需要に対応するために積み立てをしているものですから、これが今後将来に向かってどういった財政需要があるか。これは災害等突発的なことも含めて想定されますので、どれぐらいがということははっきりした数字は申し上げられないのですが、現状で積み立てしております額につきましては、ほぼ適正な額でないかなというふうには考えてございます。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） やっぱり経費の高騰というのも非常に政策にも影響が出てきますので、しっかり数字を押さえて示していただきたい、このように思います。

基金のことについては、目安というか、そういうものは持たないのだということではありますが、やはり多ければいいということでもないのだと思うのです。つまり、たくさんの政策要求がありますよね、まちづくりの支援であるとか、福祉や子育ていっぱいあります。そういうところに使われることが生きたお金になっていくというふうにずっと思っているものですから、それで、昨年もお話したのですが、結果としては同じ額、それ以上積まれるという状況がありまして、それでやっぱりきちとした目安とまではいかないのかもしれませんが、効果的な運用をするという観点に立てば、もうちょっと変化が起きてくるのではないのかなというふうに思ひまして、お尋ねしたわけです。

それで、その基金の持ち方は、そこそこの町によって違っているということも承知しております。幕別では先ほど収入の中では、例えば減債基金を幾ら取り崩すとか、そういうふうに具体的には出てきているのはそういう目的を持ってやっているなと思うのですが、例えばまちづくり基金なんていうのがありますよね。これはもっともっと政策に生かされるのではないかなというふうに思うのですけれども、そういう考えはお持ちになるでしょうか、どうでしょうか。

○委員長（増田武夫） 町長。

○町長（岡田和夫） 基金についてでありますけれども、どのくらい持っているのがいいのかというのは、これはなかなか難しいわけですが、今おっしゃられたように基金の中でも、財政調整基金とそれ

以外はそれぞれ目的を持った基金でありますから、ちょっと考え方は違うのですけれども、昔は道あたりの指導では、大体財調基金なんか5億円もあればいいのではないかと、それ以上持っているのちょっと持ち過ぎでないかというようなことを言われました。

そして、今一番問題になっているのは、国と地方で財務省を中心に地方は金はない金がないと言っているのに、基金がどんどんふえているというのが財務省のほうの言い分であります。私どもの町で40億円、これは今総務部長は適当だと言いましたけれども、もっと小さい一般会計の予算総額が60億円、70億円のところでも40億円、50億円の基金を持っているとなると、これは国に金がない金がないで交付税が入ってきたやつをみんな積んでしまっているのではないかというような批判を国側から受けている状況にもあります。

したがって、これはいろいろおっしゃられるように町村によって基金のあり方というのは違うと思いますけれども、私どもはそれぞれ目的を持った基金については積めるものはどんどん積んでいくことがよりよいのではないかと。ただ、それは目的があるわけですから、その目的に使っていかなければまた意味がないわけでありますから。まちづくり基金の話がちょっと出ましたけれども、これはご案内のように、昔は図書整備基金ですとか、緑化整備基金とかいろんな基金を集約してまちづくり基金1本にしたわけです。そして、今も札内川の緑化整備なんかには札内川の河川敷を利用されている方からいただいている基金を積んで、それを崩して充当しているというようなこともありますし、場合によっては、図書の基金に充てると、そういったことはしておりますし、減債基金はもちろん今でも積んだり崩したりというようなことでやりくりをしております。

今後ともその辺は十分全体の財政状況をにらみながら、あるいは今後の財政運営を考えながら基金の運用をしていかなければならないというふうに思いますけれども、少なくともその基金に積むためにほかの事業をやめるとか、町民の皆さんに迷惑をかける、不自由をかけるというようなことがないように気をつけていかなければならないのは、これは当然だろうというふうに思っておりますので、引き続きまた議会ともご相談しながら基金の運用に当たっていきたいというふうに思います。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 目的を持っているものについてそのとおり使われると、町長の今のお答えであります。自分もそのとおりだと思います。ただ、結果として毎年ふえていっているというのがあるものですから、有効に使うと。使って、その項目を本当は使えば減るのですけれども、また同じように不用額、いろんなものが出てきて積んでいくということが繰り返されてきて、データを見ますと、平成18年で現金39億円だったものが、今そこから約4億円ふえているのです。そういうふうにして平成18年からですから、7年間で、そういうところで5,000万円ぐらいつつふえていっているのかなというふうには思うのですけれども、経済全体の動向から見ても、ふやせる環境にはないのではないかとというふうに思います。

同時にもう一つ、これもご苦労されて公債費比率を下げた、返済をふやして借りるのを少なくしてということをやっと努力されてきて、少なくなっているのですけれども、でも、一方ではそういった170億円近い借金があるということも、これもまた事実ですね。そういう中で基金とそれから借りたお金、そして町の執行するお金と、バランスといいますか、そういうものを持ちながらやられるというふうには思います。経済が低迷している中で、これから特別会計にも入っていくのですけれども、非常にいろんな住民の皆さんの負担はふえてきています。税のこと、料金のこと、そして収入は減っているという中では、細かい政策たくさん打っていかなければならないと思うのです。そういうときに、こういったものが財源として生きてくるのではないかとというふうに思ひまして、ぜひ積極的な適切な活用を求めたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（増田武夫） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

それでは、ないようですので、これで平成25年度の一般会計の審査を終了させていただきます。

これより、特別会計の審査に入らせていただきます。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

それでは、認定第2号、平成25年度幕別町国民健康保険特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 平成25年度幕別町国民健康保険特別会計決算についてご説明申し上げます。

3 ページをお開きください。

初めに、概要についてであります。

平成 25 年度における年間平均としての被保険者数は、8,330 人であり、前年度と比較しますと 223 人の減、率にして 2.61%の減となっております。また、同様に年間平均としての被保険者世帯数は、4,643 世帯であり、前年と比較しますと 55 世帯の減、率にして 1.17%の減となっております。

次に、歳入総括についてであります。

1 款国民健康保険税から 10 款連合会支出金までの歳入合計については、調定額 36 億 727 万 4,329 円に対して、収入済額 33 億 9,813 万 1,519 円となっております。

5 ページをお開きください。

次に、歳出総括についてであります。

1 款総務費から 12 款繰上充用金まで歳出合計については、予算現額 35 億 7,808 万 8,000 円に対して、支出済額 33 億 3,462 万 7,802 円となっております。

次に、6 ページの右下の欄外をごらんください。

平成 25 年度決算における歳入歳出差し引き残額は 6,350 万 3,717 円であります。

次に、歳入歳出事項別明細についてであります。

29 ページをお開きください。

初めに、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 7,005 万 1,000 円に対して、支出済額 6,798 万 1,354 円であります。

1 目一般管理費、本目は担当職員 8 人分の人件費及び事務経費など、国保事務に要した経費であります。

31 ページをお開きください。

2 目連合会負担金、本目は医療費の審査支払事務を委託している北海道国保連合会に対する負担金であります。

2 項徴税費、予算現額 608 万 4,000 円に対して、支出済額 543 万 782 円であります。

1 目賦課徴収費、本目は国保税の賦課及び徴収の事務に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は、滞納整理機構に対する幕別町の国保会計分に係る負担金であります。

3 項 1 目運営協議会費、予算現額 52 万 5,000 円に対して、支出済額 25 万 1,595 円であります。国保運営協議会の運営に要した経費であります。

35 ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項療養所費、予算現額 20 億 6,852 万 6,000 円に対して、支出済額 19 億 1,987 万 3,757 円であります。

1 目一般被保険者療養給付費及び 2 目退職被保険者等療養給付金については、被保険者の医療機関受診に対する診療報酬の支払いに要した経費であります。

3 目一般被保険者療養費及び 4 目退職被保険者等療養費については、被保険者が補装具購入や柔道整復師の施術を受けた場合などに対する現金給付に要した経費であります。

5 目診察支払手数料、本目は医療費の支払い等の事務に要した経費であります。

3 項高額療養費、予算現額 2 億 6,439 万円に対して、支出済額 2 億 1,571 万 9,025 円であります。

1 目一般被保険者高額療養費及び 2 目退職被保険者等高額療養費については、高額療養に要した経費であります。

3 目一般被保険者高額介護合算療養費及び 4 目退職被保険者等高額介護合算療養費については、世帯の 1 年間における医療給付と介護給付の自己負担額の合算額が一定の基準を超える場合に、その超えた分を本人に戻すものであり、それに要した経費であります。

37 ページをお開きください。

3 項移送費、予算現額 21 万円に対して、支出はありません。

4 項出産育児諸費、予算現額 2,101 万 1,000 円に対して、支出済額 1,984 万 3,585 円であります。

1 目出産育児一時金、平成 25 年度の実績は 49 件であります。

5 項葬祭諸費、予算現額 150 万円に対して、支出済額 105 万円であります。

1 目葬祭費、平成 25 年度実績は 35 件であります。

39 ページをお開きください。

3 款 1 項後期高齢者支援金等、予算現額 4 億 4,684 万 6,000 円に対して、支出済額 4 億 4,592 万 1,346 円であります。

後期高齢者医療制度で医療給付を受けられる方の医療費に対する町保険者としての支援金分と事務費に係る拠出金であり、支払基金に支出したものです。

41 ページをお開きください。

4 款 1 項前期高齢者納付金等、予算現額 45 万 9,000 円に対して、支出済額 45 万 7,860 円であります。前期高齢者が保険者間で偏在していることから、保険者間の負担の不均衡を調整するための納付金とその事務にかかわる拠出金であり、支払基金に支出したものです。

43 ページをお開きください。

5 款 1 項老人保健拠出金、予算現額 2 万 1,000 円に対して、支出済額 1 万 7,328 円であります。老人保健制度は既に廃止されておりますが、過年度の精算等に係る医療費及び事務費に係る拠出金であり、支払基金に支出したものです。

45 ページをお開きください。

6 款 1 項介護納付金、予算現額 1 億 8,825 万円に対して、支出済額 1 億 8,742 万 2,876 円であります。国保被保険者のうち 40 歳から 64 歳までの介護保険第 2 号被保険者に係る保険料負担分を支払基金に納付したものであります。

47 ページをお開きください。

7 款 1 項共同事業拠出金、予算現額 4 億 1,914 万 8,000 円に対して、支出済額 3 億 9,647 万 3,977 円であります。

1 目高額医療費拠出金、本目は高額医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するために国保連合会が行う再保険事業に対して必要経費を拠出するものであり、1 件 80 万円を超える高額医療費が対象となります。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金、本目は 1 目と同様のものではありますが、1 件 30 万円を超えて 80 万円以下の高額医療費が対象となります。

49 ページをお開きください。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、予算現額 1,518 万 7,000 円に対して、支出済額 1,083 万 4,572 円であります。

生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導の事業に要した経費であります。

2 項保健事業費、予算現額 344 万 9,000 円に対して、支出済額 318 万 1,215 円であります。

被保険者の健康の保持増進を図るために要した経費であります。

51 ページをお開きください。

9 款 1 項公債費、予算現額 5 万円に対して、支出済額ゼロ円あります。

53 ページをお開きください。

10 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 3,583 万 6,000 円に対して、支出済額 3,422 万 4,049 円であります。

1 目一般被保険者保険税還付金、平成 25 年度実績は 53 件分であります。

2 目退職被保険者等保険税還付金、平成 25 年度実績はありません。

3 目償還金、本目は前年度の医療費等の確定に伴う国及び道への精算還付金であります。

4 目一般被保険者還付加算金、平成 25 年度実績は 9 件分であります。

5 目退職被保険者等還付加算金、平成 25 年度実績はありません。

55 ページをお開きください。

11 款 1 項予備費、予算現額 1,000 万円に対して、支出済額ゼロ円あります。

57 ページをお開きください。

12 款 1 項繰上充用金、予算現額 2,654 万 5,000 円に対して、支出済額 2,654 万 4,481 円あります。平成 24 年度国民健康保険特別会計の決算が 2,654 万 4,481 円の赤字となりましたことから、この赤字分を平成 25 年度予算から繰上充用したものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

7 ページになります。

1 款 1 項国民健康保険税、調定額 10 億 1,767 万 3,634 円に対して、収入済額は 8 億 1,092 万 9,363 円、不納欠損額は 193 件で 2,035 万 5,905 円、収入未済額は 804 件で、1 億 8,638 万 8,366 円でありま

す。

1 目一般被保険者国民健康保険税、本目の現年課税分の収納率についてでありますけれども、1 節の医療給付費分については 96.22%で、前年度と比較しますと 0.24 ポイントの増、3 節の後期高齢者支援金分については 96.20%で、前年度と比較しますと 0.23 ポイントの増、5 節の介護納付金分については 96.10%で、前年度と比較しますと 0.59 ポイントの増、これらの現年課税分の合計の収納率については 96.20%で、前年度と比較しますと 0.26 ポイントの増となっております。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、本目の現年課税分の収納率についてでありますけれども、1 節の医療給付費分については 98.54%で、前年度と比較しますと 0.21 ポイントの減、3 節の後期高齢者支援金分については 98.51%で、前年度と比較しますと 0.22 ポイントの減、5 節の介護納付金分については 98.48%で、前年度と比較しますと 0.23 ポイントの減、これらの現年課税分の合計の収納率については 98.53%で、前年度と比較しますと 0.21 ポイントの減となっております。

なお、一般被保険者と退職被保険者等を合わせた現年課税分の収納率については 96.33%で、前年度と比較しますと 0.24 ポイントの増となっております。

9 ページをお開きください。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額及び収入額ともに 5 億 7,636 万 8,560 円であります。

1 目療養給付費等負担金、本目は療養給付費等に係る国の定率負担分であり、負担率は 32%であります。

2 目高額医療費共同事業負担金、本目は高額医療費共同事業の拠出金に対する国の定率負担分であり、負担率は 4 分の 1 であります。

3 目特定健康診査等負担金、本目は特定健康審査等に係る国の定率負担分であり、負担率は 3 分の 1 であります。

2 項国庫補助金、調定額及び収入額ともに 1 億 1,599 万 1,000 円であります。

1 目財政調整交付金、本目は市町村間の財政力格差の是正を全国レベルにて調整した上で交付されたものであります。

2 目高齢者医療制度円滑運営事業補助金、本目は 70 歳から 74 歳までの高齢者の方の医療費自己負担分が引き続き 1 割となりましたことに伴う受給者証の再発行に対する補助金であります。

11 ページをお開きください。

3 款 1 項療養給付費等交付金、調定額及び収入額ともに 1 億 4,501 万 5,346 円であります。

退職被保険者等の療養給付費等に対する財源として、支払基金から交付されたものであります。

13 ページをお開きください。

4 款 1 項前期高齢者交付金、調定額及び収入額ともに 8 億 4,880 万 6,021 円であります。

前期高齢者の療養給付費等に対する財源として、支払基金から交付されたものであります。

15 ページをお開きください。

5 款道支出金、1 項道負担金、調定額及び収入額ともに 2,465 万 2,660 円であります。

1 目高額医療費共同事業負担金、本目は高額医療費共同事業拠出金に対する北海道の定率負担分であり、負担率は 4 分の 1 であります。

2 目特定健康診査等負担金、本目は特定健康審査等に係る北海道の定率負担分であり、負担率は 3 分の 1 であります。

2 項道補助金、調定額及び収入額ともに 1 億 9,168 万 9,000 円であります。

1 目都道府県財政調整交付金、本目は市町村間の財政力格差の是正と地域の実情に応じた調整を全道レベルにて行った上で交付されるものであります。

17 ページをお開きください。

6 款 1 項共同事業交付金、調定額及び収入額ともに 3 億 213 万 6,394 円であります。

1 目高額医療費共同事業交付金、本目は 1 件 80 万円を超える高額医療費に係る国保連からの交付金であります。

2 目保険財政共同安定化事業交付金、本目は 1 件 30 万円を超え 80 万円以下の高額医療費に係る国保連からの交付金であります。

19 ページをお開きください。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額及び収入額ともに 3 億 7,961 万 4,595 円であります。

1 目一般会計繰入金、本目は一般会計からの繰入金であります。

1 節は、低所得者等に適用されている国保税の軽減措置相当分であります。

2 節は、保険者に対する国の支援分であります。

3 節は、国保事務に係る担当職員の人件費等相当分であります。

4 節は、出産育児の給付に係る町の負担分であります。

5 節は、保険者の責めに帰することのできない事情による国保財政の負担増に対する支援分であります。

6 節は、その他として町国保財政の財源不足等に対処したものであります。

21 ページをお開きください。

8 款 1 項繰越金、調定額及び収入済額ともにゼロ円であります。

23 ページをお開きください。

9 款諸収入、1 項延滞金及び過料、調定額及び収入済額ともに 117 万 7,455 円であります。国保税の延滞金として 82 件分であります。

2 項預金利子及び 3 項受託事業収入については、調定額及び収入済額ともにゼロであります。

4 項雑入、調定額 371 万 8,573 円に対して、収入済額 132 万 34 円、収入未済額 239 万 8,539 円であります。

2 目一般被保険者第三者納付金、本目は交通事故により生じた保険給付費の支払いに対して、損害賠償金として加害者から支払いを受けたもので、1 件分であります。

4 目一般被保険者返納金、本目は転出や社会保険加入により、国保加入の資格を喪失した後に、被保険者として受診をした場合、当該者から給付費相当分を返納してもらうもので、4 件分となります。

次のページになります。

6 目保険医療機関返還金、本目は医療機関の不正請求などにより返還金が生じたもので、1 件分であります。

7 目雑入、本目は償還払いの一般療養費のうち高額受給者の公費負担分が国保連から交付されたものが主なものとなっております。

27 ページをお開きください。

10 款連合会支出金、1 項連合会補助金、調定額及び収入済額 43 万 1,091 円であります。

420 万円を超える超高額療養費の 200 万円を超える分に対して、一定の割合の交付金が国保連から交付されたものであります。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） きのうちから国保税の徴収にかかわってお尋ねをしてきました。それに関連するところもありまして、質問をさせていただきます。

初めに、今国保会計全般の流れではありますが、全体として国保税の負担が他の負担金から比べて非常に大きいという声は依然として町民の状況にあることは変わっておりません。決算の資料を見ましても、国保税の 1 人当たりの調定額は、世帯当たりの調定額は若干低くなったのですけれども、しかし 1 人当たりの調定額は 742 円引き上がっているということもあります。

それで、高い国保税というふうに言われてきているのですが、結果として 872 世帯の滞納があったということが資料の中に書かれています。この 872 世帯の状況ですが、所得で 100 万円以下という方が実に全体の 34.1%、昨年より 3 ポイント引き上がっております。こういう実態が今の国保の状況だと思うのです。払いたくても払えない状況にある人が 800 人もいるということは非常に、872 世帯もあるということは本当に考えていかなければならない制度ではあるのですが、結果として今こういう滞納世帯に対しての対処としては、町としては徴収業務に当たって、ここがきのうちの続きになるのですけれども、差し押さえも含めての徴収を行うと。さらに、未納者に対しては正規の保険証を渡さない短期保険証の発行が、これも昨年の同時期よりもかなりふえているのですが、交付者数が 648、世帯では 325 世帯に正式な保険証が渡されていない。最も困難な全額負担をしなければならないというところは、昨年の 4 世帯から今年は 10 世帯にふえています。

そんな状況でありますから、強制的な取り立てを強めても、なかなか現実にはそれだけでは解決できないのであらうというふうに思います。もともと担税能力を超えているというのが実態でありますから、強制をかけるのではなくて、そういった困難な状況の人たちを何とかすくい上げる方向に政策を向けていかなければならないのではないかというふうに思うのです。

そこで、まず短期証あるいはいつも資格証明書については連絡がとれない云々というお答えがあるの
ですけれども、改めて 25 年度の実態について伺いたいと思います。まず先にそこをご答弁いただきた
いと思います。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） ご質問の短期証の状況でございますが、短期証につきましては、6 カ月を有効
として発行しているものでございますが、25 年 10 月交付の際、325 世帯、648 人に対して交付している
ものでございます。しかしながら、この中には、居所不明の方、5 世帯、5 人いらっしゃいますので、
実際はというと、320 世帯、643 人の方に短期証を交付しているといったところでございます。

続きまして、資格証の関係ですが、資格証については有効期限、これは 1 年間の有効期限をもって交
付しているものですが、25 年 10 月交付で申し上げますと、10 世帯、10 人に対して交付しておりまして、
そのうち居所不明の方が 4 世帯、4 人ございます。そういうことから、控除後ということで実際の交付
となると 6 世帯、6 人に対して資格証明書を出しているということでございます。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） どんな対応をされてここに至っているのかというところではありますが、一つは 6 カ
月の保険証しか持てない。これは 6 カ月は本当にあつという間に来ってしまうと思うのですが、こ
のことにについてよく理事者がお答えになってきたことは、短期証を発行することによって、窓口に来て
いただいて、次の交付のときにまで納付の指導をして、そして渡す、そういういわば手段としてやって
いるということですが、町民からしたら、ここに置かれている実態の人からしてみれば、本当に
病院にかかりたくてもなかなかかかれないう。特に、長期に入院される方などについてはとっても不安
だという状況に置かれているわけですね。ですから、こういうことに至っている経過とどんなふうに
今後対処しようとしているのか。

それからさらに、この資格証の 6 件、居所不明のところは連絡がとれないということでしたし方ない
面もあるかと思いますが、ここは実際にわかっていられて、資格証を発行している。1 年の有効期間
とおっしゃいますが、これは全額自己負担ですから、保険証がないのと同じ状況であります。こういう
状況に至っている経過についても説明をいただきたいと思います。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 初めに、短期証のこれまでの経過ということですが、委員もご存知かと思いま
すけれども、短期証につきましては、平成 25 年 10 月からの更新から短期証につきましては、全て郵送
において交付しているところでございます。そのような過去は 1 カ月間とめ置いたりだとかというふう
にしたのですが、25 年 10 月更新から全て有効期限内に郵送しているということとなっております。
短期証につきましては、本来的には私どもも一般証のほうを交付したいというのは、これは当然でござ
います。しかしながら、やはり納税がうまくいかないなり、そういうことで、やっぱり他の納税者と
の関係もございまして、どうしてもその辺制度的に短期証というのは一定程度やっぱり出して
いくと、ルールに従って出していくというのは私どもとしては仕方ないことだろうと。ただし、私どもと
しましては、先ほど言いましたように、過去はとめ置いたりとかしましたが、今はもう全て更新時、更
新時において全て郵送で実際は渡しているといったところでございますので、ご理解いただきたいと思
います。

次に、資格証の件でございますけれども、資格証についても、これはまたちょっと短期証とは意味が
違って来るかなというふうに思いますけれども、私どもも再三納税相談を持ちかけたり、あとは納税部
局において臨戸訪問していただいたりとかしながら、何とか納税につなげたいと。極端なことをいえば、
1 期でも納めていただけないだろうかとということで、何とかご理解をいただきながらやりたいとい
うことも基本的にはそういう精神でやっているのですが、しかしながら、接触ができないというよう
なことがほとんどでございまして、あと接触してもその後納税に関する分納だとかそういう相談をし
ましようということで、そういう制約をしようとするのですが、実際は来庁していただけなかつた
りだとか、いろんなパターンがございまして、これも本当に申しわけないのですが、そういう誠
意というものがやっぱり感じられないと、納税に対する理解をしていただけないといったところから、
この資格証明書というのを出していると。ただ、資格証明書ですので、これは保険には入っているの
です。保険には入っているということです。保険に入っていないというようなことはこれまた違
うのかなというふうに思いますので、そこは理解していただきたいなというふうに思っています。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 発行されている世帯数が 325、これを一定程度というふうにくくってしまうのかど

うか、非常に大きい数字だと思うのです。郵送されているということについては理解をするところであり、これは空白の期間をつくっていた時代もありましたから、そういう点では一歩前進というふうには見るのですけれども、それとて 325 世帯に本来でしたら、2 年有効のものが 6 カ月のものしかもらえないということでもありますから、この数字がどんどん減っていくような努力というのはぜひしていただきたい、このように思います。

資格証のほうの 6 件、接触ができないというのは居所不明が 4 件で 6 件には接触ができないということではないのではないかとこのように思うのですけれども、それどうなのでしょう。

それと、確かに保険に入っていますよということだけ証明されているというふうにおっしゃるのですけれども、持っている町民にとってはそれを持っても今ぐあい悪いから病院にかかるとしたら全額なのです。だから、保険証の意味合いというのは果たされないのです。滞納される状況にありますから、収入は本当に少ないのだと思うのです。保険料を払うお金も不足する。そして病気になったら 10 割だという、何回もこんな議論してきているのですけれども、解決されないのではやはり続けるしかないと思って言うのですけれども、こういう状況はやっぱり本当に町民が困難なときには病院にかかるようなそういった支援といいますか、資格証そのものは私はやはり発行すべきではない、そのように思いますが、政策的にいかがでしょうか。そこはどうでしょうか。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 今の委員おっしゃられているとおり、確かに資格証を持っている方については病院に行きづらいということも聞いております。がゆえに、私どもとしては何とか折衝させていただきということでございます。

ただ、私どもも現実の折衝の相談の場面で申し上げますと、例といいますと、病院にどうしても今日かかりたいと、ちょっとつらいですというお話を受けたときには、窓口でたまにそういう相談に来る際があるのですけれども、そういう際は、私どもとしては、その段階で短期証の交付というのを実際はしているところでございます。その際は、必ず納税誓約というのもとりながら、また、病院に行った後、私どもと相談させていただきというような条件をつけながら、実際は短期証のほうをお渡ししているというようなことも現実にはしております。また、病院にそのまま行った場合は、病院から逆にそういう相談が来る場合があります。その際は、資格を有しているということで、私どもはきちっと病院のほうにお話ししまして、その際は一時的に 10 割というのは、どうしてもできないものですから、そういうことになってしまいますけれども、資格は有しているということで診療していただきというお願いをしながら、現実に対応しているといったところでございます。

資格証の方の私どももどういう方が資格証になっているかということで、いろいろと収入の状況等も調査させていただきましたけれども、確かに少ない方もいらっしゃいますけれども、しかしながら、ある程度の所得もやはり持っている方もいるといったところで、全然払えない額であれば、これまた別途私どもとしては考えていくことはありますけれども、私どもはやはり資格というか、そういう担税能力があるということで捉えておりまして、それに関してはやはり納税を促すという対応とさせていただいております。

それともう一点、先ほど私のほうで居所不明等の関係でございましてけれども、会えないのと居所不明とは別で、生活実態があるというのは確認していると。夜行っても電気がついている。行ってブザーを押しても出てこない。こういうのはやっぱり接触ができないということで、居所不明とは違うかなと。居所不明は本当に住所は定めているのですけれども、実態がないといったところが居所不明でございしますので、その辺は違うということでご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） いろんなご努力をされて、その結果だということでもあります。昔は資格証なんていうものは制度としてはなかったのですよね。ところが、国の制度がえの中でこういうものが出されてきて、うちの町も国が決めたことですから、やむなくというような形になったのだらうというふうには思います。

確かに、滞納の資料を見ましたら、872 世帯の中で 500 万円以上ある方が 5 世帯と、あるいは 400 万円以上 5 世帯とかというふうにありますので、これは恐らくこの数字だけを見ると、払える力があるのではないかとこのように私どもも思います。しかし、圧倒的に 100 万円以下、34.1%、200 万円以下、23.6%、合わせますと 60% 近くが、また未申告というのを入れると、もう 8 割以上、9 割が低収入ということでもありますから、そういう現状を考えると、もう一つ、訪問されて確かに電気もついていて会え

ないよという、私たちも会っていただくのが一番、地域で相談を受けたときにはまず役場に行くことが一番ということでお話をさせていただいてきているのですけれども、やっぱり払っていないということは、人になかなか役場の人に会えないという、払っていないということは罪というふうにやっぱり思うのです。払うべきものを払えていないと。訪ねてこられたと。しかし、今払う力はないと。だから、会えないというような実態、心境、そういうものもありまして、総体として国保税が高いというところに依拠するのですけれども、いくのですけれども、そういう現状もあるということを経験をさせていただいて、対応をしていただきたいと思います。

結果的に、納めていない人たちは、滞納整理機構に回る、あるいは差し押さえに至るという実態がいろんな資料から浮き彫りになってきました。きのう、私、幕別町は滞納率はそんなに高くないのに、差し押さえが39%も超えていて、39.8%にもなっていて、他の町よりも非常に厳しい差し押さえ状況になっていることを申し上げました。改めて、財政当局から資料をいただきまして、その設目そのものが同じではないものですから、この申し上げたものと必ずしも一致するということにはなっていない。それはそういう国保税だけを差し押さえるという形ではなくて、恐らくこの国保税の滞納される方は、ほかの税の滞納もあるのだらうというふうに思いますので、当然配分率というのが出てくるので、こういった資料になってきているということは理解をしたいと思います。

ただ、件数からいきますと、やはり242件があって、配分、配当人数135というような数字を見ると、やはりきのう申し上げた基礎資料とほぼ一致してくるのです。ですから、この資料から見ても、おしなべてやはり差し押さえる件数は我が町はやっぱり多いということが言えます。これ最低と最高を伺ったのですけれども、最低は34円でありましたと資料に書かれています。いろんな経過があったというふうにもお聞きしておりますが、これはこの数字からぼうと、当然預金残高が34円の方だったと思うのです、通帳に残っているお金が。それを差し押さえたという結果がここに残ってきているのだと思うのです。

ここにあるように年収500万円、600万円の方たちが預貯金32円というようなことは考えづらいのですけれども、そうすると、当然収入の本当でない人の財産状況、差し押さえ物件、差し押さえ預金で34円を押さえてくると。国の法律に従って恐らくやっていますよと、いたし方ない状況なのですよというふうに説明されるのだと思うのですけれども、やっぱりこういう実態を見ると、本当に厳しい状況に町民が追い込まれているのだなということを改めて思うところであります。預金、いわゆる禁止財産とそうではない財産のすみ分け等々につきましても、きのうお尋ねしましたけれども、そういったここまで踏み込んで押さえていくというところは、やはり実際担当されている職員の方たちもいろんなことを含みながら、考えながら踏み込んでいかれるのだと思うのです。数字だけ見れば、こういったところがやはり厳しい生活状況にある、たかだか預金が34円しかない、そんなところを押さえてくるというような判断に至るというところが、やっぱり厳し過ぎるのではないかというふうに思いまして、そういう状況に至った流れについても、ご説明をいただきたいと思います。

○委員長（増田武夫） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 私ども滞納処分、この預金等の差し押さえというのは、どうしても相談に来ていただけない、我々が何度電話しても出ないし、臨戸訪問してもいない。そういう方で納税に対して誠意を見られない。また、この34円の方なのですけれども、何回も行っても約束を守っていただけないと、そういうような方でやむを得ず預金の差し押さえという形をさせていただいたものでございます。どうしても本当に生活が苦しい、収入がないということであれば、私ども民生課のほうに相談しまして、生活保護というようなそういうこともご相談できるのですけれども、全くそういうこともいらっしやらない。私どもが何回相談したくても相談できないと。そういうような状況です。そういうことを何とぞご理解していただきたいと思います。私どもやりたい、やろうとしてやっているものではございません。あくまでも法律に基づいてやっているものであります。100円だから34円だから預金を差し押さえてはならないと、そういうことはどこにも書いてございません。預金については差し押さえなさいと、そういう形でやっておりますので、何とぞご理解願いたいなというふうに思っております。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ご苦労さまです。

ただ、どこにも書いていないと、それはもう理事者の皆さんですから、法に基づいてと言い切られるのでしようけれども、幕別町がやはり突出して差し押さえ率が高いというところはやっぱり考えていただきたい。同じような状況であっても、北海道全体の2倍以上の差し押さえをしているということでもありますから、その差がどこにあるのか、自分たちの姿勢はどうなのかということをやっぱりきちと点

検討していただきたい、このように思います。

もう一つ、どの時点でどう差し押さえして、収入につなげるかというようなことについては、これ全国的な国保が高いし滞納が多い。大体保険制度で2割以上納められない状況にあるというところに追い込んでいく国のやり方に私たちは本当に憤りを感じているのですけれども、だからそういう状況の中で、結局苦勞されるのは末端のやっぱり地方自治体、うちの町、市町村ということになるので、そういう点では、本当に国の責任を果たしていただきたいというふうに尽きるのですけれども、ただ、そういう状況であっても、そこそこの町がいろいろ努力、工夫されて、なるべく資格証にはつなげないぞと。あるいは差し押さえには踏み込まないよというようなものを持ちながらやっておられると思うのです。

課長、おっしゃられる、やりたくてやっているのではないというのもその一つだとは思いますが、結果としてそういう数字が出てくれば見直してもらいたいということと、隣の帯広なのですが、やっぱり問題になっていく中で、滞納整理に至る、いわゆる差し押さえに踏み込むまでのマニュアルとありますか、そういうのをきちっと文書化しました。

これはきのうもお話しした鳥取県の事例がスタートなのなのですが、結局、差し押さえ禁止財産であっても、1回貯金という形でその口座に入っていくと、差し押さえができるのだよというところで問題が生じましたよね。課長はきのうその事例について平成10年の高裁の判決があるからいいのだというようなことを答えられましたけれども、その後そういう問題が重なる中で、新しい判決が出されて、そして1回預金に入っても、スタートが禁止財産であれば、押さえないというふうになってきているわけですね。これは地方裁が判決を出して、高裁が却下したわけですから、そのとおり決まったということでもあります。

ですから、そういうことを考えれば、うちの町もどこまできちっと財産を認めていくのか、保障していく方向で一定の基準やマニュアルを持って、そして役場の方たちは人事異動もありますから、そういうときにもきちっと一つの方向性で対処すると。この差し押さえは減らしていくということをぜひ望みたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○委員長（増田武夫） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 差し押さえのマニュアルということでございますけれども、現行の中ではそういった成文化されたものは持っていないということではございますけれども、今、委員言われるように、職員人事異動等ございますので、そういった意味でも今後整理をしていかなければならないかなというふうには考えてございます。

預金の差し押さえなのなのですが、児童手当とか年金とか、そういった禁止事項に当たるような部分については、先ほども課長のほうから答弁ありましたように、それらについては差し押さえをしていないということで、預金の残高全てを差し押さえるということではなくて、そういったものがあれば、明らかにそういうものとわかれば、そういったものについては除外して一部を差し押さえしているというのが現状でございます。

今後においても、なるべく委員言われますように、一方的に差し押さえをするということではなくて、町民に寄り添った形でということで我々もできる限り、何度も何度も接触を図るべく、臨戸訪問なり、電話なり、文書なりで通知を差し上げた上で、なおかつ、なおかつですね、納税がない、接触がない、そういった方については、先ほども最低額34円というお話もありましたけれども、こういった小さい額ですけれども、金額的なことを申し上げれば、効果は薄いのかもしれないのですが、こういったものを差し押さえすることによって、逆に相手方から納税者の方から逆に連絡が来るというような場合も考えられるものですから、そういったことも踏まえて、今後においても、差し押さえについては十分意を用いながら、町民の方に寄り添った形でやりつつ、最終的な処分として今後も取り扱っていききたいなというふうには思っております。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 終わりますけれども、繰り返しになります。全道的にも十勝的にも差し押さえの比率が我が町が高いというところをぜひ押さえていただきたい、対処していただきたい。

以上です。

○委員長（増田武夫） そのほかにありますか。

（なしの声あり）

それでは、ないようですので、国民健康保険特別会計の質疑を終了いたします。

ここで、この際、3時半まで休憩いたします。

15 : 14 休憩
15 : 14 成田議員退場
15 : 30 再開

○委員長（増田武夫） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

次に、認定第3号、平成25年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 平成25年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算についてご説明申し上げます。

60ページをお開きください。

初めに、概要についてであります。

平成25年度末現在における被保険者数は3,817人であり、前年度と比較しますと92人の増、率にして2.5ポイントの増となっております。

次に、歳入総括についてであります。

1款後期高齢者医療保険料から6款広域連合支出金までの歳入合計については、調定額3億2,209万7,166円に対して、収入済額は3億2,182万4,666円となっております。

62ページをお開きください。

次に、歳出総括についてであります。

1款総務費から4款予備費までの歳出合計については、予算現額3億2,423万5,000円に対して、支出済額3億2,089万4,621円となっております。

次に、63ページの右下の欄外をごらんください。

平成25年度決算における歳入歳出差し引き残額は93万45円であります。

次に、歳入歳出事項別明細についてであります。

76ページをお開きください。

初めに、歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額848万8,000円に対して、支出済額779万8,135円であります。

1目一般管理費、本目は担当職員1人分の人件費及び事務経費など後期高齢者医療事務に要した経費であります。

2項徴収費、予算現額94万5,000円に対して、支出済額86万1,790円であります。

後期高齢者医療に係る保険料の徴収事務に要した経費であります。

78ページをお開きください。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額3億1,265円2,000円に対して、支出済額が3億1,210万3,096円であります。

事務費負担金分と保険料納付金分を広域連合へ納めるものであります。

保険料納付金分については、本町の被保険者から徴収した保険料分と保険料軽減に係る一般会計からの繰入金分を合わせて納付するものであります。

80ページをお開きください。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額205万円に対して、支出済額13万1,600円であります。

保険料の還付金は14件となっております。

82ページをお開きください。

4款1項予備費、予算現額10万円に対して、支出済額ゼロ円になります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

64ページになります。

1款1項後期高齢者医療保険料、調定額2億3,782万8,100円に対して、収入済額は2億3,755万5,600円、不納欠損額はゼロ円、収入未済額は2件で27万2,500円であります。

現年度分の収納率は、過誤納金還付未済額2万9,400円を除き99.98%で、前年度と比較しますと0.13ポイントの増となっております。

66ページをお開きください。

2款使用料及び手数料、1項手数料、調定額、収入済額ともにゼロ円であります。

68 ページをお開きください。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額及び収入済額ともに 8,265 万 2,846 円であります。

1 目一般会計繰入金、本目は一般会計からの繰入金であります。

1 節事務費等繰入金は、広域連合の事務に係る負担分と本町の事務に要した人件費などの経費を繰り入れたものであり、2 節保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料に適用されている軽減措置相当分を繰り入れたものであります。

70 ページをお開きください。

4 款 1 項繰越金、調定額及び収入済額ともに 138 万 7,922 円であります。

72 ページをお開きください。

5 款諸収入、1 項延滞金・加算金及び過料、3 項預金利子並びに 4 項雑入については、調定額及び収入済額ともにゼロであります。

2 項償還金及び還付加算金については、調定額及び収入済額ともに 13 万 1,600 円であります。

過年度の保険料に係る還付金 6 件分となっております。広域連合から収入されて、対象者に還付したものであります。

74 ページをお開きください。

6 款 1 項広域連合支出金、調定額及び収入済額ともに 9 万 6,698 円であります。

保険料納付方法等についての広報に要した経費に対して、広域連合から交付されたものであります。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（増田武夫） それでは、ないようですので、以上で後期高齢者医療特別会計につきましては、質疑を終了させていただきます。

次に、認定第 4 号、平成 25 年度幕別町介護保険特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 平成 25 年度幕別町介護保険特別会計決算についてご説明申し上げます。

85 ページをお開きください。

初めに、概要についてであります。

平成 25 年度末現在における第 1 号被保険者は 7,611 人であり、前年度と比較しますと 251 人の増、率にして 3.4%の増となっております。

要介護等認定の状況については、平成 25 年度末現在で要支援 1 から要介護 5 までの認定を受けている方は 1,502 人であり、前年度と比較しますと 81 人の増、率にして 5.7%の増となっております。

65 歳以上の高齢者人口に対する要介護認定者の割合につきましては、平成 25 年度末現在で 19.22%であり、前年度と比較しますと 0.48 ポイントの増となっております。

次に、歳入総括についてであります。

1 款保険料から 10 款諸収入までの歳入合計については、調定額 21 億 386 万 1,619 円に対して、収入済額 21 億 88 万 9,379 円となっております。

87 ページをお開きください。

次に、歳出総括についてであります。

1 款総務費から 5 款諸支出金までの歳出合計については、予算現額 22 億 1,512 万 9,000 円に対して、支出済額 20 億 5,278 万 4,175 円となっております。

次に、88 ページの右下の欄外をごらんください。

平成 25 年度決算における歳入歳出差し引き残額は 4,810 万 5,204 円であります。

次に、歳入歳出事項別明細についてであります。

109 ページをお開きください。

初めに、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 1,523 万 9,000 円に対して、支出済額 1,509 万 4,875 円であります。

1 目一般管理費、本目は担当職員 2 人分の人件費及び事務経費など介護保険事務に要した経費であります。

2 項徴収費、予算現額 70 万 6,000 円に対して、支出済額 65 万 4,904 円であります。

1 目賦課徴収費、本目は保険料の賦課及び徴収の事務に要した経費であります。

111 ページをお開きください。

3 項介護認定審査会費、予算現額 3,156 万 2,000 円に対して、支出済額 2,646 万 8,197 円であります。

1 目東十勝介護認定審査会費、本目は審査会の委員報酬及び事務担当職員 1 人分の人件費など審査会の運営に要した経費であります。

113 ページをお開きください。

2 目認定調査等費、本目は認定調査に要した経費であります。

12 節役務費、細節 15 主治医意見書作成手数料は、1,634 件分であります。

4 項介護保険運営等協議会費、予算現額 21 万円に対して、支出済額 17 万 8,975 円であります。

協議会の委員報酬など、協議会の運営に要した経費であります。

115 ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、予算現額 18 億 2,927 万 1,000 円に対して、支出済額 16 億 9,011 万 7,774 円であります。

1 目居宅介護サービス等給付費、本目はホームヘルプサービス、デイサービスなどの給付に係るものであります。

2 目地域密着型介護サービス等給付費、本目は認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護などの給付にかかわるものであります。

3 目施設介護サービス給付費、本目は特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等に係る給付費であります。

4 目居宅介護サービス計画給付費、本目は要介護者のケアプランの作成に係る給付費であります。

2 項介護予防サービス等諸費、予算現額 1 億 2,207 万 1,000 円に対して、支出済額 1 億 1,648 万 1,403 円であります。

1 目介護予防サービス等給付費、本目は要支援者の介護予防サービスに係る給付費であります。

2 目地域密着型介護予防サービス等給付費、本目は介護予防小規模多機能型居宅介護などに係る給付費であります。

3 目介護予防サービス計画給付費、本目は要支援者のケアプランの作成に係る保険給付費であります。

117 ページをお開きください。

3 項その他諸費、予算現額 223 万 1,000 円に対して、支出済額 213 万 3,293 円であります。

1 目審査支払手数料、本目は介護サービスを提供した事業者に支払う介護報酬の審査と支払いに係る手数料で、国保連に支払ったものであります。

4 項高額介護サービス等費、予算現額 4,600 万円に対して、支出済額 3,921 万 8,842 円であります。利用者の月額負担額が上限額を超えた場合に、その超えた分を支払い戻したものであります。

5 項高額医療合算介護サービス等費、予算現額 700 万円に対して、支出済額 623 万 5,589 円であります。

1 年間の医療保険と介護保険それぞれの自己負担額を合算した額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻したものであります。

6 項市町村特別給付費、予算現額 30 万円に対して、支出済額 22 万 8,439 円であります。

バスマット購入など介護保険給付対象外の経費に対して給付したものであります。

7 項特定入所者介護サービス等費、予算現額 1 億 700 万円に対して、支出済額 1 億 556 万 4,200 円であります。

自己負担となっている食費、居住費について、所得の低い方に対して、基準費用額と負担限度額との差額分を補足給付として支給したものであります。

119 ページをお開きください。

3 款 1 項基金積立金、予算現額、支出済額ともに 1,695 万 9,000 円であります。

121 ページになります。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、予算現額 576 万 2,000 円に対して、支出済額 428 万 1,674 円であります。

1 目介護予防高齢者施策事業費、本目は要支援、要介護になるおそれのある方、いわゆる特定高齢者等に対する介護予防事業に要した経費が主なものであります。

2 項包括的支援事業・任意事業費、予算現額 1,699 万 9,000 円に対して、支出済額 1,535 万 4,253 円であります。

1 目包括的支援事業費、本目は成年後見制度啓発をはじめとした各種の相談等に要した経費であります。

123 ページをお開きください。

2 目任意事業費、本目は介護相談員が介護サービス事業所等に定期的に訪問して、利用者の声を聞きサービス向上に反映させることや、札幌市文京町にあるシルバーハウジングへ生活援助員を派遣していることに要する経費などが主なものとなっております。

3 目地域包括支援センター運営費、本目は介護予防事業や相談業務などを担当する職員 1 人分の人件費となっております。

127 ページをお開きください。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 1,381 万 9,000 円に対して、支出済額 1,381 万 2,757 円であります。

1 目第 1 号被保険者保険料還付金、本目は平成 24 年度以前分の保険料還付未済分 47 件を還付したものであります。

2 目償還金、本目は平成 24 年度の保険給付費等の確定に伴う国・道支払基金への返還金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

89 ページになります。

1 款保険料、1 項介護保険料、調定額 4 億 2,443 万 2,640 円に対して、収入済額は 4 億 2,146 万 400 円、不納欠損額は 15 件で 41 万 4,400 円、収入未済額は 91 件で 255 万 7,840 円であります。

現年度分の収納率は過誤納金還付未済額 3 万 7,600 円を除いて 99.67%で、前年度と比較しますと 0.02 ポイントの増となっております。

91 ページをお開きください。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額、収入済額ともに 778 万 6,000 円であります。

東十勝介護認定審査会を共同設置している 3 町からの負担金であります。

93 ページをお開きください。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、調定額及び収入済額ともに 9 万 240 円であります。

情報公開等請求手数料などであります。

95 ページをお開きください。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額及び収入済額ともに 3 億 6,840 万 9,581 円であります。

1 目介護給付費国庫負担金、本目は介護給付費に対する国の負担分であり、負担率は施設分が 15%、それ以外が 20%であります。

2 項国庫補助金、調定額及び収入済額ともに 1 億 1,843 万 765 円であります。

1 目調整交付金、本目は市町村間の介護保険に関する財政力の格差を調整するために国から交付されたものであり、本町への交付割合は 5.71%となっております。

2 目地域支援事業交付金、本目は要介護者にならないよう予防するために行われる事業に対して国から交付されたものであり、1 節の介護予防事業に対しては 25%、2 節の包括的支援事業任意事業に対しては 39.5%の交付率となっております。

3 目介護保険事業費国庫補助金、本目は介護報酬改定に伴うシステム改修費に係る国からの補助金であります。

97 ページをお開きください。

5 款 1 項支払基金交付金、調定額、収入済額ともに 5 億 7,138 万円であります。

1 目介護給付費支払基金交付金、本目は 40 歳から 64 歳までのいわゆる第 2 号被保険者の介護給付費に対する支払基金の負担分であり、負担率は 29%であります。

2 目地域支援事業支払基金交付金、本目は介護予防事業実施に伴う支払基金からの交付金であります。

99 ページをお開きください。

6 款道支出金、1 項道負担金、調定額及び収入済額ともに 2 億 7,806 万 6,234 円であります。

1 目介護給付費道負担金、本目は介護給付費に対する道の負担分であり、負担率は施設分が 17.5%、それ以外が 12.5%であります。

2 項道補助金、調定額及び収入済額ともに 409 万 8,882 円であります。

1 目地域支援事業道交付金、本目は要介護者にならないよう予防するために行われる事業に対して道から交付されたもので、1 節の介護予防事業に対しては 12.5%、2 節の包括的支援事業任意事業に対し

ては 19.75%の交付率となっております。

101 ページをお開きください。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額及び収入済額ともにゼロ円であります。

103 ページをお開きください。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額、収入済額ともに 2 億 9,291 万 2,586 円であります。

1 目一般会計繰入金、本目は一般会計からの繰入金であります。

1 節は介護給付費に対する町の負担分であり、率は 12.5%であります。

2 節と 3 節は、要介護者にならないよう予防するために行われる事業に対する町の負担分であり、率は 2 節が 12.5%、3 節が 19.75%であります。

4 節は、担当職員の人件費及び事務費相当分であります。

2 項基金繰入金、調定額及び収入済額ともにゼロ円であります。

105 ページをお開きください。

9 款 1 項繰越金、調定額及び収入済額ともに 3,815 万 3,802 円であります。

107 ページをお開きください。

10 款諸収入、1 項延滞金・加算金及び過料並びに 2 項預金利子については、調定額及び収入済額ともゼロであります。

3 項雑入、調定額及び収入済額ともに 10 万 889 円であります。

3 目返納金については、北海道の実地指導に基づく高額介護サービスの返還金であります。

4 目雑入については、生活保護で第 2 号被保険者の認定調査費に係る 7 件分の費用に対して道から収入したものであります。

以上で、介護保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 何点かお伺いしたいと思います。

まず、116 ページ、保険給付費の地域密着型介護サービス等給付費、これ当初予算が 7 億 5,361 万 8,000 円、たしかことしの 3 月だったのでしょうか、補正で 1 億円の減額を行って、なお 6,197 万円の不用額が生じております。この不用に、こういう決算に至った理由、内容についてご説明いただきたいと思います。

関連してくるのだと思いますが、88 ページ、歳出、全体で 1 億 6,234 万円の不用額が出ております。この先ほどの関連もあるかとは思いますが、ご説明をいただきたいと思います。

また、この間、町内には介護事業にかかわって入所施設等の整備が進んでこられました。しかし、整備は進んだものの相変わらず、出していただいた資料を見ますと、特養ホームの待機者が 139 人、平成 26 年 8 月末ということですが、いらっしゃいまして、これまでの状況と大きく改善されたとは言えない状況にあります。この辺の要因といいますか、ご説明をいただきたいと思います。

○委員長（増田武夫） 保健課長。

○保健課長（合田利信） まず、ご質問の 1 点目、地域密着型サービス、これにつきまして、大きく不用額が出ているということでもあります。

まず、一つにつきましては、グループホームの入所者数なのですが、計画よりも実際に下回っていると。計画では年間 110 名ほど入所を見込んでおりましたが、実際ならしてみますと 89 人ということで、こういった部分で計画から大きく変わったことがこの不用になったものであります。

それと、ほかに地域密着型介護老人福祉施設、小規模特養といったものと、あと小規模多機能型居宅介護、これ併用施設が昨年新たに開設されたのですが、これも実際開設が 4 月予定だったものが 5 月になったと。こういった 1 カ月のおくれが、こういった不用額につながっております。

また、小規模多機能型居宅介護なのですが、やはり開設してからすぐ予定人員に達するというのではなく、徐々に地域に浸透していった利用者がふえているということがありますが、実際にこういった要因で地域密着型の不用額が大きくなったものであります。

2 点目、全体で 1 億 6,000 万円ほどということになりますが、大きくは今申し上げました地域密着型、これが全体でいきますと計画に対して 1 億 2,000 万円ほど執行がされていないということになっております。また、居宅介護、この中でも 1,600 万円、その他そういったほかでいきますと例えば施設介護サービス、これにつきましても、計画に対しまして 2,000 万円ほど減額になっていると。ほか小さいもの

もありますが、こういったことで全体では1億6,000万円ほど予定より低くなっているのかなという考えになっております。

それと3点目、現在、札内にあります特養、こちらの待機者数は139人ということで、今期第5期につきましては、平成24年度にふらっと忠類といいますか、地域密着型の特養ができて、さらに地域密着型の特養が忠類と札内にできて、25年度に旭町のほうにまた1棟建ちまして、全体では87人、特養の待機者が解消されてはいるのですが、介護認定を受けられた方がふえているということと、施設での介護を望んでいる方がやっぱりふえているということから、なかなかこの待機者数が減っていないというのが現実だと感じております。

以上です。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず、不用額のほうなのですが、事業がおくれたと。これはいたし方ない、相手のこともありますから。しかし、グループホームの入所者が下回っているということは、どういった理由で、入所を希望する人がいない、元気でいらっしゃるということであればいいのですが、入所したくてもできないという状況があるのかなのか。

それと、1億6,000万円の不用額であります。問題は、今、第5期介護保険の計画の実施中で3年の真ん中ということですね。それで、3カ年計画を立てて、それぞれサービス額を決めて保険料を算出いたしました。これ、この保険料を決めるときの見込み、介護保険サービス給付費、見込額なんですけれども、いずれも昨年もそうなのですが、今年度も見込みを1億円、2億円と下回るわけですね。来年がどうなるかということなのですから、3カ年のトータルで決めますから。でも、この2年間、先ほどのように、1億円以上の不用額が出ていく、昨年も出ているということになれば、これを見越して第5期では1人当たり介護保険料4,950円というのを決めたわけですから、一体見込みそのものがどうだったのかという思いに立つわけです。つまり、過大な見込みではなかったのですかということなのですが、どうでしょうか。

それともう一つ、グループホームについても、先ほど申し上げたとおりなのですが、もう一つ追加で出していただいた資料で、サービスつき高齢者住宅、定数118人に対して、この資料では18人しか入居していないと。あいているということで、その後、これは6月の資料でありますから、3カ月経過していますので数字の変動はあるかと思うのですが、こういう施設も介護保険の保険料に全部カウントされてきますよね。しかし、実際は利用が半分にも満たない。この数字だけでしたら1割も満たないというようなこと、この状況についてもご説明をいただきたいと思います。

○委員長（増田武夫） 保健課長。

○保健課長（合田利信） まず、1点目のグループホーム、実際、計画より入所定員が下回っているということなのですが、これは実際うちには九つのグループホームがありまして、そのあとの三つのグループホームなのですが、事業者の経営上の判断ということで、1ユニット18名で運用はしているのですけれども、このうち1施設9人で3カ所ですから27人が、実際の経営者の、事業者の経営上の判断で実質休所状態というところから、実際、計画にはまだ至っていないというところがこの一つの要因であると考えております。

次に、5期の介護保険料の考え方ということなのですが、介護保険の計画上は保険料で全て給付を賄うという予定ではなくて、介護保険と基金、5期の計画でいきますと4,410万円の基金を取り崩して、この基金と保険料の中で給付を賄うといった計画になっております。それで、平成25年度の状況で申し上げますと、介護保険料の給付に対しまして、その必要額を算定することとなりますので、平成25年度の保険給付費、それと地域支援事業費の決算額を基準としまして、その保険料必要額、これは21%になるのですが、これを算定いたしますと約4億1,600万円です。保険料の現年分の実収入額では約4億2,100万円ありますので、実際の収入額のほうが500万円ほど上回っているということになります。この金額を被保険者1人当たりで計算いたしますと年額で657円、月額では55円の超過となっておりますが、これは一つは適正な範囲であると捉えておりまして、適正な保険料で25年度の給付が賄われたものと判断しております。

3点目なのですが、サービスつき高齢者住宅、これ実際6月の利用ということで18人となっております。この時点、今、サービスつき高齢者住宅でありますので、実際の介護サービスは外部委託ということで、介護サービスを使われている方もいらっしゃいますし、この建物の中の介護サービスではない普通のサービス、例えば食事の提供とかといったサービスを使われている状況があります。これが、10月から有料老人ホームのほうに中身が転換されますので、それから包括的な介護保険サービスの給付

の適用事業所となります。実際、今はサービスつき高齢者住宅ということで、まだ人員が充足はされていないと思うのですが、これが10月から有料老人ホームとなりますれば、予定としては25名ほど望んでいるのですが、こういった数字にこれからなっていくのではないかという予測は立てております。

以上であります。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 保険料のことでありますけれども、見込みと大した変わらないのだということですが、こんなふうには額が出ていく。つまり、保険料を決めるときの基準表というのをいただいておりますけれども、それは給付だけではない、保険料だけではない、さまざまなことが勘案されて決まっていくということは示していただいておりますので理解するところなのではありますけれども、利用者が少なかつたら結局入ってくるお金も少ないと、これは当然ですね。ですから、使わない、不用を出す、保険料としても入らないし助成も来ないという仕組みなのだと思うのです。そういう点から言えば、予定どおりにきちんと入所といいますか、使われていけない状況があるのではないかというふうに思います。

グループホームの関係と有料老人ホームを、これ違うのでしょうか、いずれもこの施設が建つときには、第5期の保険料に反映しますよという説明をいただいていた。グループホームのほうは休所されているということで、これはもう募集をかけていない、希望があっても受け付けていないということですから、これはそれでもこの定数の中には入っているのですね。つまりこの資料でいきますと、定数135人、しかし入っているのは87人ですよという資料なのではありますけれども、この135人の中には休んでいるところも入っているわけですね。休んでいるというのは、これ事業所の理由ということですが、再開はされていくのでしょうか。こういう要するに施設はあっても町民が入れない、しかし介護保険料には何らかの影響は出ているという状況があるのではないかと思うのですが、どうですか。

同じように、サービスつき高齢者住宅のほうなのですが、これ新しい施設として建ちまして、実は住民の皆さんから大きな期待もありました。いろいろこの待機されている方たちがこういった施設ができることによって安心して入所して暮らせるということであったのですが、実は入居料が非常に高く、1階と2階がありまして、最低でも1階が12万円ですから。上は15万円というような数字が、前後がありますけれども、そういう施設でありまして、入りたくても入れないのだという現状があります。こういう施設も町に建って、今後、また10月から体制が変わるようではありますけれども、これも町の保険料に及んでくると。そういう関係ではないかと思うのですが、もし違っていたら言ってください。

そういうような、結局いろんな施設がたくさんできてきているけれども、結果としては待機者も解消されない、ある施設も所によっては休所している、またあいていても高く入れないというようなことであれば、本当に必要な施設というのは何なのだというふうになれば、やっぱり特養老人ホームではないかと思うのですが、こういったところの整備、一定してきましたけれども、まだまだ十分な状況には至っていない、このところをどんなふうに解消されていくのか、伺いたいと思います。

○委員長（増田武夫） 保健課長。

○保健課長（合田利信） まず、最初のグループホーム、定員135に対して87人という、これは6月の利用状況なのですが、実質的に経営者の判断ということで27人が休所状態ということでありまして、再開の見込みというのはまだ確認しておりませんが、やはり地域密着型、町の方が入れられる施設がありますので、なるべく早い段階で再開していただいて、特養の待機者がグループホームに入ることにはならないかもしれませんが、一定の待機者解消にはなると考えておりますので、再開されるよう私どものほうから事業者のほうには話していきたいと考えております。

また、サービスつき高齢者住宅なのですが、これも現在、サービスつきといっても本当にただの一般住宅、共同住宅ということですから、これが有料老人ホーム、施設全体で包括的に介護サービスが使われるということが開始されますと、やはり私どもとしては入居者がふえてくるという期待があるところであります。せっかくこの町内に100人の有料老人ホームが建ちましたので、やはり少しでもこの計画、入所定員に見合った入所になるように、これは事業所のほうにも私どものほうから話していきたいと考えておりますので、ご理解のほうをいただきたいと思います。

それと、申しおくれましたが、有料老人ホームは広域施設でありますので、決して町内の方だけが、町民の方だけが限定して入れられる施設でない。町外にも有料老人ホーム、帯広市にも幾つかありますが、こちらのほうにも幕別町の方が入所されております。これは住所地特例ということで、帯広市に入

られても幕別町の負担になります。逆に、町内の有料老人ホームに入られた場合であっても、それは町外の方であれば、町外の介護保険の負担をしていただくという形になっております。

○委員長（増田武夫） 特養の今後について。

保健課長。

○保健課長（合田利信） 済みません。何回か申しおくれたことがあります。待機者解消の部分では、札内寮、今、91人ですか、定員になっておりますが、私どものほうで確認したところ、増床するという考えがあるということは確認しておりますので、その辺で少し待機者のほうが解消されるということがあります。ただ、それがあって全体的に施設の待機者が解消されるということはとても現実には考えられませんので、やはり次の計画の中では在宅の中、充実したサービスが受けられるようなことを地域の計画の中で十分協議して計画を立てなければならぬと考えております。

以上です。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 特養の増床は初めて伺いました。まだその話が出たばかりなのか、もうちょっとご説明いただけることがあれば、いつごろ増設されるのか等もお伺いしたいと思います。問題はこの地域で年をとっても住み続けたい、これはこの議会にもいろんな方から出されていますけれども、そういう状況の中で、なかなか在宅というふうになっても、環境が整わなかったらうちにいけないということ、ありますよね。例えばサービスつき高齢者住宅、24時間体制ということが報道などされておりましたけれども、これは自宅にいていつでも24時間、必要なときに介護サービスを提供していただいて、そして住み続けられるのかと思えば、実際のところはそうではなくて、施設そのものが有料老人ホーム、住宅ですから、そこの中だけの解消といいますか、ケアに尽きるのではないかと思いますよね。そういうふうになってきますと、放置はしているわけではないのですが、済みません、今のままの状況だったら、待機者もふえてまたいかなざるを得ない。そして、必要な施設ができていっても、料金がなくて入れない。収入に応じて入れる老健施設であるとか老人ホームというのは、なかなかあきがないというような状況は変わっていないと思うのですよね。その解消をどんなふうにしていくのか。

つまり、今、6期計画に向かっていきますから、6期計画でどういうふうにしようとしているのかということも見越しながらやっていかなければならない。その手前で、今は25年の決算でありますから、これだけ不用額が出ていく流れの中で、細かい説明がありましたけれども、大ぐくりで見たら、介護サービスの給付の提供というのがどうだったのかということもありますので、そういった待機者を解消する、住み続けられる方向に向けるという考えのもとに6、期計画に今どう臨んでいらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○委員長（増田武夫） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 待機者解消は、やはり現実的に受け皿、施設を建てていただく事業者がいなければなかなか進まない。これは幕別町だけではなく、全国で新聞に出ていました52万人の方の待機者がいらっしゃるということでもあります。町のほうでは、この人数を埋めるというのはなかなか、受け皿があって初めて埋まるということでもあります。そうであれば、やはり在宅で、確かに地域包括ケアシステム、これ住みなれた地域で暮らし続けるということが目標になっております。やはりここをどのように充実させるかということに着眼して計画を立てていかないと、実際には待機者解消というのは難しいということは明らかでありますので、私どもこれからは在宅の中でどんなサービスを使って安心して暮らしていただけるかということ念頭に置きながら、計画のほうは策定していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（増田武夫） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 待機者がなかなか減っていかない。これ将来を見越して、今すぐ特養に入らなければならないという状態の方だけではなくて、将来的に特養に入らなければならないような方も、現実的には1年待ちだとか、そういうようなお話を皆さんから聞いていらっしゃる中で、まずは申し込んでみる、そういうような方の中にはいらっしゃいます。ですから、この待機者総数が全員すぐに特養に入る必要があるかどうかという、これは一概にはなかなか言えないと、そういう面もあると思います。

それと、これだけ高齢化が進んできまして年齢が高くなりますと、在宅の中でやはり家族が居宅で見ると、なかなか大変な面もあります。それは私もよく理解しております。ですから、なかなか特養に入る、これがすぐにはできないというのが現実でありますから、これ在宅サービスのほうを少しでも充実させて、例えばショートステイを利用していただくとか、いろいろなサービスを利用していた

だきながら在宅で頑張れる分は在宅で頑張ってください。それとあと、ほかにグループホームとか、そういう施設でも活用できる場合は、そういう形でも利用していただいて、そして対応していただく、そういうような現実的な対応をやはりとらざるを得ないのかな、そのようには思っております。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） なかなか困難な状況にあるかと思います。

増床の計画というのは期待されるところなのですが、既に計画に入られているのかどうかも含めて伺いたいと思います。

○委員長（増田武夫） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 広域特養ですね、札内寮の増床なのですが、9人と。ただいま工事のほう取りかかっておりまして、来春、27年度からその分をふやすという考えは聞いております。

○委員長（増田武夫） 9名か。

○保健課長（合田利信） 9名。

○委員長（増田武夫） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 済みません。19人です。申しわけございません。

○委員（中橋友子） 19人。

○保健課長（合田利信） はい。

○委員（中橋友子） わかりました。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○委員（中橋友子） いずれにしても、在宅の充実をさせながらも、そういった施設の整備をこれからも望みますし、また入られないような、住民の実態に合わないような施設については、やはり町としてはきちっと注意をして、そしてそういったものが不要に介護保険料にはね返るような、そういった仕組みになっていますから、そこは十分に注意をしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（増田武夫） ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（増田武夫） それでは、ないようですので、以上で介護保険特別会計決算の質疑を終わりたいと思います。

次に、認定第5号、平成25年度幕別町簡易水道特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（佐藤和良） 平成25年度幕別町簡易水道特別会計決算について説明をさせていただきます。

130ページをお開き願います。

歳入は、1款分担金及び負担金から6款町債までの予算現額4億3,166万4,000円に対しまして、調定額4億3,381万8,031円、収入済額4億3,271万8,153円であります。

132ページへ参りまして、歳出は、1款水道費と2款予備費の予算現額4億3,166万4,000円に対し、支出済額4億2,651万5,061円となります。

歳入歳出差し引き残額は、133ページ右下になりますが、620万3,092円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細書について説明をさせていただきます。

歳出から申し上げますので、146ページをお開き願います。

1款水道費、1項水道事業費、予算現額は4億3,156万4,000円で、支出済額は4億2,651万5,061円であります。

1目一般管理費、本目は簡易水道施設の維持管理並びに整備に係る経費で、担当職員1名分の人件費のほか、配水管布設等に係る経費や起債の償還金などが主なものであります。

12節の役務費は、各施設の遠方監視に係る電話料、水質検査費などが主なものであります。

13節の委託料は、各施設の管理点検委託業務のほか、幕別地区、忠類地区の水道台帳修正業務や駒畠簡水地区における配水管路の調査設計費、委託料であります。

148ページになります。

15節工事請負費では、細節1は検定満了量水器取替工事180個分、細節3は幕別簡水明倫配水池における管理棟の改修や配水池の整備のほか、機械・電気設備工事及び美川地区の配水管布設工事であります。

細節4は、高規格道路中札内大樹道路工事に伴う水道管移設工事が主なものであります。

16節原材料費、細節1は、量水器の新設として17個分の費用であります。

細節 2 は、検定満了量水器 180 個分の費用であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 は、更別村配水施設より給水されている駒畠・元忠類地区の維持管理に係る負担金であります。

23 節償還金利子及び割引料、細節 1 は平成 25 年度分の起債償還元金であります。

細節 2 は、平成 25 年度分の起債償還に係る利子であります。

150 ページへ参りまして、2 款予備費、1 項予備費、予算現額は 10 万円で、支出についてはありませんでした。

次に、歳入についてであります。

134 ページをお開き願います。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額 1,916 万 1,082 円に対して、同額収入であります。

内訳につきましては、高規格道路中札内大樹道路工事に伴う町水道管移設工事に係る負担金が主なものであります。

136 ページに行きまして、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 9,327 万 5,236 円に対しまして、収入済額は 9,217 万 5,358 円であります。

駒畠ほか 4 地区 1,189 戸分の使用料と滞納繰越分で現年度分の収納率は 98.8%であります。

2 項手数料、調定額 32 万 8,800 円に対しまして、同額収入で、設計手数料であります。

138 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 1 億 6,807 万 6,000 円に対しまして、同額収入であります。一般会計繰入金であります。

140 ページに参りまして、4 款繰越金、1 項繰越金、調定額 957 万 6,913 円に対しまして、同額収入で、前年度繰越金であります。

142 ページに参りまして、5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、調定額、収入額ともにゼロ円であります。

144 ページになります。

6 款町債、1 項町債、調定額 1 億 4,340 万円に対しまして、同額収入で、幕別簡水ほか 3 地区の整備に係る事業債であります。

以上で、簡易水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（増田武夫） それでは、ないようですので、以上で簡易水道特別会計につきましては、質疑を終了させていただきます。

次に、認定第 6 号、平成 25 年度幕別町公共下水道特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（佐藤和良） 平成 25 年度幕別町公共下水道特別会計決算について説明をさせていただきます。

153 ページをお開き願います。

歳入は、1 款分担金及び負担金から 7 款町債までの予算現額 10 億 7,084 万 5,000 円に対しまして、調定額 10 億 9,666 万 9,358 円、収入済額 10 億 7,074 万 3,037 円であります。

155 ページに参りまして、歳出は、1 款総務費から 4 款予備費までの予算現額 10 億 7,084 万 5,000 円に対しまして、支出済額 10 億 6,343 万 4,470 円であります。

歳入歳出差し引き残額は 730 万 8,567 円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細について説明をさせていただきます。

歳出から申し上げますので、171 ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額は 7,807 万 2,000 円で、支出済額は 7,682 万 1,178 円であります。

1 目一般管理費、本目は下水道施設の管理に要した経費で、担当職員 1 名分の人件費のほか、19 節負担金補助及び交付金の細節 6 は十勝川流域下水道に係る十勝環境複合事務組合への負担金、細節 7 は下水道使用料収納業務等の負担金であります。

173 ページへ参りまして、2 款事業費、1 項下水道施設費、予算現額は 1 億 9,900 万 9,000 円で、支出済額は 1 億 9,294 万 9,950 円であります。

1 目下水道建設費、本目は下水道施設の整備に要した経費であり、担当職員 2 名分の人件費のほか、13 節委託料の細節 6 は、浄化センターの長寿命化計画に基づく機械・電気設備の実施設計、札内中継ポンプ場の長寿命化計画策定に要した委託料であります。

15 節工事請負費では、污水管及び公共ますの新設工事のほか、浄化センターにおける沈砂池及び水処理施設に係る機械・電気設備の更新工事であります。

19 節負担金補助及び交付金では、十勝川流域下水道の建設事業に対する負担金が主なものであります。次に、2 項下水道管理費、予算現額は 1 億 832 万円で、支出済額は 1 億 632 万 902 円であります。

1 目浄化センター管理費、本目は幕別処理区における浄化センターの維持管理経費であり、年間処理量は 63 万 3,000 トンであります。

175 ページになります。

2 目札内中継ポンプ場管理費、本目は札内処理区における中継ポンプ場の維持管理経費であり、十勝川浄化センターへの年間圧送量は 166 万 9,000 トンであります。

3 目管渠維持管理費、本目は雨水排水ポンプ場、污水管渠、マンホール、公共ますの維持管理に要した経費であります。

177 ページへ参りまして、15 節工事請負費では、污水管や公共ます、マンホールの新設、補修を行ったもので、公共ます、マンホールにつきましては 72 カ所の補修を実施しております。

179 ページになります。

3 款公債費、1 項公債費、予算現額は 7 億 9,366 万 4,000 円で、支出済額は 7 億 9,366 万 3,342 円であります。

起債償還の元金及び利子でありまして、1 目は元金、2 目は利子であります。

181 ページになります。

4 款予備費、1 項予備費、予算現額は 10 万円で、支出はございませんでした。

次に、歳入についてであります。

157 ページをお開き願います。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額 140 万 8,838 円に対しまして、収入済額は 72 万 449 円、収入未済額は 57 万 6,989 円であります。

1 目都市計画負担金は、公共下水道の受益者負担金で、現年度分の負担金収納率は 100%であります。

159 ページへ参りまして、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 3 億 4,309 万 4,059 円に対しまして、収入済額は 3 億 1,785 万 6,127 円で、収入未済額は 2,488 万 875 円であります。

現年度分の使用料収納率は 98.2%であります。

次に、161 ページになります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、調定額 2,977 万 8,000 円に対しまして、同額収入であります。

下水道建設費国庫補助金で、補助率につきましては 2 分の 1 及び 10 分の 5.5 であります。

次に、163 ページになります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 3 億 695 万 8,000 円に対しまして、同額収入で、一般会計からの繰入金であります。

165 ページへ参ります。

5 款繰越金、1 項繰越金、調定額 1,308 万 570 円に対しまして、同額収入で、前年度繰越金であります。

167 ページになります。

6 款諸収入、1 項雑入、調定額 24 万 9,891 円に対しまして、同額収入で、浄化センター管理棟に設置している水道施設の中央監視装置に係る電気料が主なものであります。

169 ページに参ります。

7 款町債、1 項町債、調定額 4 億 110 万円に対しまして、同額収入で、1 目都市計画事業債は、公共下水道及び十勝川流域下水道の建設事業債であります。

2 目は資本費平準化債、3 目は下水道事業債の特別措置分であります。

以上で、公共下水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（増田武夫） それでは、ないようですので、以上で公共下水道特別会計の質疑を終了させてい

たきます。

次に、認定第7号、平成25年度幕別町個別排水処理特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（佐藤和良） 平成25年度幕別町個別排水処理特別会計決算について説明をさせていただきます。

184ページをお開き願います。

歳入は、1款分担金及び負担金から6款町債までの予算現額1億6,740万円に対しまして、調定額1億6,848万1,155円で、収入済額1億6,788万1,939円であります。

186ページに参りまして、歳出は、1款総務費から4款予備費までの予算現額1億6,740万円に対し、支出済額1億6,512万3,006円であります。

歳入歳出差し引き残額は、187ページの右下になりますが、275万8,933円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細について説明をさせていただきます。

歳出から申し上げますので、200ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額は471万4,000円で、支出済額は444万4,203円であります。

1目一般管理費、本目は個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であり、本年は1基分の設置補助金を交付しております。

202ページになります。

2款事業費、1項排水処理施設費、予算現額5,369万8,000円で、支出済額は5,210万8,304円であります。

1目排水処理建設費、本目は排水処理施設の建設に要する経費で、合併浄化槽17基分を整備したものであります。

2項排水処理管理費、予算現額は4,603万1,000円で、支出済額は4,571万5,007円であります。

1目排水処理施設管理費、本目は排水処理施設の維持管理に要する経費で、13節委託料は、合併浄化槽677基分の保守点検、清掃を行ったものであります。

206ページに参りまして、3款公債費、1項公債費、予算現額は6,285万7,000円で、支出済額は6,285万5,492円であります。

起債償還の元金及び利子に係る費用で、1目は元金、2目は利子であります。

208ページに参りまして、4款予備費、1項予備費、予算現額は10万円で、支出についてはありませんでした。

次に、歳入についてであります。

188ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金、1項分担金、調定額237万1,000円に対しまして、収入済額214万2,000円で、受益者負担金であります。

190ページへ参りまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額2,544万7,200円に対しまして、収入済額2,507万6,984円で、排水処理施設の使用料であります。現年度分の使用料収納率は99.48%であります。

192ページへ参ります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、調定額1億315万円に対し、同額収入であります。一般会計からの繰入金であります。

194ページへ参りまして、4款繰越金、1項繰越金、調定額106万8,230円に対しまして、同額収入であります。前年度繰越金であります。

196ページへ参りまして、5款諸収入、1項貸付金元利収入、調定額400万円に対しまして、同額収入であります。水洗便所改造等資金貸付金の元金収入であります。

3項雑入、調定額124万4,725円に対しまして、同額収入で、忠類地区における高規格道路整備に伴う浄化槽の移設補償金であります。

198ページになります。

6款町債、1項町債、調定額3,120万円に対しまして、同額収入であります。

排水処理施設整備に伴う事業債であります。

以上で、個別排水処理特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(なしの声あり)

○委員長(増田武夫) それでは、ないようですので、以上で個別排水処理特別会計につきまして、質疑を終了させていただきます。

続きまして、認定第8号、平成25年度幕別町農業集落排水特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長(佐藤和良) 平成25年度農業集落排水特別会計決算について説明をさせていただきます。

211ページをお開き願います。

歳入は、1款使用料及び手数料から5款繰越金までの予算総額5,810万3,000円に対しまして、調定総額5,846万3,076円で、収入済額5,810万522円であります。

213ページへ行きまして、歳出は、1款総務費から4款予備費までの予算総額5,810万3,000円に対し、支出済額5,744万1,119円となります。

歳入歳出差し引き残額は65万9,403円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細についてご説明をさせていただきます。

歳出から申し上げますので、225ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額は49万2,000円で、支出済額は34万2,635円であります。

1目一般管理費、本目は農業集落排水事業にかかわります事務的経費であります。

227ページへ行きまして、2款事業費、1項排水処理管理費、予算現額は3,493万6,000円で、支出済額は3,452万5,204円であります。

1目排水処理施設管理費、本目は農業集落排水処理施設の維持管理に要する経費で、年間処理量は12万5,294トンで、前年より5,894トンの減であります。

2目排水処理施設管渠維持管理費、本目は既に整備をいたしました污水管渠、マンホール、污水ますの維持管理に要した経費であります。

15節工事請負費では、公共ます新設工事1カ所、マンホール2カ所の内部止水補修、公共ます3カ所の補修を行ったものであります。

229ページへ参りまして、3款公債費、1項公債費、予算現額は2,257万5,000円で、支出済額は2,257万3,280円であります。

ここでは起債償還の元金及び利子に係る費用でありまして、1目は元金、2目は利子であります。

231ページになります。

4款予備費、1項予備費、予算現額10万円で、支出済額はゼロ円であります。

次に、歳入についてであります。

215ページをお開き願います。

1款使用料及び手数料、1項使用料、調定額1,749万5,136円に対しまして、収入済額は1,713万2,582円で、収入未済額は36万2,554円であります。

現年分の収納率は97.93%であります。

529戸分の農業集落排水処理施設使用料収入であります。

217ページへ参りまして、2款国庫支出金、1項国庫補助金、調定額191万1,000円に対しまして、同額収入であります。農業集落排水施設機能診断調査委託料に対する地域自立戦略交付金であります。

219ページになります。

3款財産収入、1項財産運用収入、調定額8,932円に対しまして、同額収入であります。農業集落排水事業償還基金利子であります。

221ページへ参りまして、4款繰入金、1項基金繰入金、調定額85万5,506円に対しまして、同額収入であります。農業集落排水事業償還基金繰入金であります。

2項他会計繰入金、調定額3,709万円に対しまして、同額収入で、一般会計繰入金であります。

223ページになります。

5款繰越金、1項繰越金、調定額110万2,502円に対しまして、同額収入で、前年度繰越金であります。

以上で、農業集落排水特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(増田武夫) 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(なしの声あり)

○委員長(増田武夫) 質疑なしと認めます。

以上で、農業集落排水特別会計につきましては、質疑を終了させていただきます。

次に、認定第9号、平成25年度幕別町水道事業会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（佐藤和良） 平成25年度幕別町水道事業会計の決算について説明をさせていただきます。

238ページをお開き願います。

平成25年度幕別町水道事業会計の損益計算書であります。

平成25年度の当年度純利益は8,175万8,462円となっておりますが、他会計補助金、高料金対策補助金が1億669万5,000円あったことが大きな要因となっております。

なお、前年度の繰越欠損金が7億5,548万1,131円でありましたことから、当年度の未処理欠損金は6億7,372万2,669円となったところであります。

今後につきましては、十勝中部広域水道企業団からの受水単価が来年度より見直しとなるほか、高料金対策補助金の推移、来年度の消費税の動向、また無水地区解消に向けた施設整備やライフラインの機能強化事業等を含めた財政収支を見据えた上で、今後も安定した経営を図ってまいりたいと考えております。

次に、244ページをお開き願います。

平成25年度幕別町水道事業報告書であります。

総括事項となりますが、経常収益につきましては6億4,748万6,000円で、前年度6億8,708万4,000円に比べまして3,959万8,000円、5.8%の減であります。

主な要因といたしましては、使用料は318万1,000円の増額ではありましたが、高料金対策補助金が3,967万円の減額となったためであります。詳細につきましては、246ページの事業収入に関する事項をごらんいただきたいと思います。

経常費用につきましては5億6,572万8,000円で、前年度5億9,908万7,000円に比べまして3,335万9,000円の減であります。

主な要因といたしましては、人件費が228万円、資産減耗費が3,048万7,000円、支払利息が317万3,000円減額となったためであります。詳細につきましては247ページ、事業費用に関する事項をごらんいただきたいと思います。

有収率につきましては、漏水調査の継続実施と漏水15カ所の修理をした結果、88.4%となって、前年よりも0.5ポイントほど増となっております。

今後とも、漏水の早期発見、修理等に万全を期してまいりたいと考えております。

248ページをお開き願います。

平成25年度水道事業会計収益費用明細書であります。

金額は、消費税抜きの額となっております。

初めに、収入であります。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益5億1,480万7,782円でありまして、9,256戸の水道使用料であります。

なお、収納率は98.28%であります。

3目その他営業収益は633万6,216円で、加入者負担金等が主なものであります。

2項営業外収益、2目他会計補助金1億669万5,000円は、高料金対策に伴う一般会計補助金であります。

7目雑収益は1,948万7,648円でありまして、下水道使用料に係る収納業務負担金であります。

249ページになります。

次、支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び上水費1億8,617万2,640円であります。

本目は、浄水の受水に係る経費でありまして、28節負担金は企業団責任水量増にかかわるもので、平成25年度で完了となりました。

29節受水費は、十勝中部広域水道企業団からの受水費用でありまして、25年度は236万5,484トンを受水しております。

2目配水及び給水費3,076万1,637円であり、主なものといたしましては職員1名分の人件費、13節委託料は、水道台帳修正業務と施設管理委託料及び上水道漏水調査業務であります。

16節修繕費は、配水管の漏水修理等であります。

250ページに参りまして、5目総係費4,172万1,572円であります。

主なものといたしましては、職員2名分にかかります人件費、13節委託料は、水道固定資産調査業務と検針業務などに係る費用であります。

6目減価償却費2億3,333万8,117円は、有形、無形固定資産に係る減価償却費であります。

7目資産減耗費1,004万3,405円、これは配水管の布設がえにより、固定資産を除却した費用であります。

2項営業外費用、1目支払利息6,306万2,316円は、企業債の償還利息であります。

252ページをお開き願います。

平成25年度幕別町水道事業資本収支明細書であります。

収入であります、1款資本的収入、6項負担金、1目負担金752万8,500円は、水道管移設に係ります工事負担金であります。

253ページに参りまして、支出であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費9,894万43円の主なものは、明野6線ほか5路線、1,199メートルの配水管布設及び布設がえにかかります費用であります。

2目営業設備費は2,998万9,978円であり、1,174件の検定満了量水器の購入及び取りかえに係ります費用であります。

4項企業債償還金、1目企業債償還金1億4,628万8,777円は、企業債の元金に係ります償還金であります。

以上、平成25年度幕別町水道事業会計決算について説明をさせていただきました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 皆さんに、この際、お諮りいたします。

本日の委員会は、全ての審査が終了するまで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。（異議なしの声あり）

○委員長（増田武夫） それでは、そうさせていただきます。全ての審査が終了するまで行わせていただきます。

それでは、ただいまの水道事業会計、説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○15番（中橋友子） 238ページあるいは249ページ、それぞれにかかりますが、水道料金につきまして、水道事業につきましては、これまで中部広域水道の原水を買って提供するというものでありまして、原水単価というのがかなり高額になっておりました。今のご説明であります、そういった中で過去にも、平成22年度にも受水単価が引き下がった経過はあるのですが、平成25年度をもって負担金が完了すると。それからさらに、来年度から、27年度から受水単価が下がるというような状況があるということのご説明をいただきました。

こういった経過を見まして、またことしの予算のときにも会計上のシステムが変わっていくということもありまして、黒字に転換するという流れもあり、今年度の補正予算の中では、この料金について、料金審査のための委員会を開催するという事で予算も組まれました。25年度のこういった流れをくんで、料金の改定を行おうというふうに踏み切られたと思いますが、可能な範囲で結構ですので、改定に当たってどういった提案をされようとしているのか、伺いたいと思います。

○委員長（増田武夫） 水道課長。

○水道課長（須田明彦） ことしの3月の議会のところでも答弁をさせていただきました。現在、企業団からの受水費については、計画に従って受水単価の見直しの協議を進めさせていただいているところでありまして、企業団の中に専門委員会を設けて、現在、協議を進めさせていただいております。今、具体的にこの場で幾ら下がるということは申し上げられませんが、今回の決算にもありますように、うちの水道企業会計の中では高料金対策費、これによるところのものがかなり多くなっております。また、それから受水量につきましては、先ほど部長のほうから説明がありましたように、約230万トンの受水量がございます。これらを見越した中で、本年度の予算書の中でも示されていると思いますけれども、純利益となる金額を受水量で割ったようなところが目安になってくるのかなとは思いますが、残念ながらまだここで具体的な金額を申し上げることはできませんので、ご了承いただきたいと思います。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 積算の根拠となるお話がありましたので、試算をしてみたいと思います。

はっきりしていることは、25年度で負担した負担金1億6,000万円、これはもうなくなるということですね。

それから、さらに受水費についても見直しが図られるということだけは確認をしておきたいと思います。

さらに、今回の純利益がここに数字で示されております。8,175万8,462円、これが給水を受けている戸数で案分していくということが見通しだということを確認したいと思います。

○委員長（増田武夫） 水道課長。

○水道課長（須田明彦） まず、負担金については1億6,000万円ではなくて1,600万円だと思いますので、よろしくお願いいたします。

当然、水道事業につきましては、企業会計でございますので、皆様から頂戴いたします使用料、それを営業費用に充てて運営しているわけでございますが、今後といたしましては、既に取りかかっておりますが、無水地区対策といたしまして、水道水が供給されていない地区への施設整備、それから万が一の災害に向けた緊急貯水槽等の整備等々についても、かなり資本費の整備がかかってまいります。当然それらについては、皆さんからいただいた収入で賄われるべきものでございますが、それについては企業会計でございますので、後年度への負担も含めて経理をしておりますということでございますので、将来的に皆さんに迷惑がかからないような形で、その辺も整備した上で、料金について適正な価格で算定してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（増田武夫） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（増田武夫） それでは、ないようですので、水道事業会計につきましては、以上で質疑を終了させていただきます。

これで、特別会計の審査を全部終了させていただきます。

以上をもって、全会計の審査を終了いたします。

それでは、引き続きまして、これより採決をしたいと思います。

お諮りいたします。

認定第1号、平成25年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（増田武夫） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（増田武夫） 起立多数であります。

したがって、平成25年度幕別町一般会計決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第2号、平成25年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（増田武夫） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（増田武夫） 起立多数であります。

したがって、平成25年度幕別町国民健康保険特別会計決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第3号、平成25年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（増田武夫） 異議なしと認めます。

したがって、平成25年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第4号、平成25年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異

議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(増田武夫) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(増田武夫) 起立多数であります。

したがって、平成 25 年度幕別町介護保険特別会計決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 5 号、平成 25 年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(増田武夫) 異議なしと認めます。

したがって、平成 25 年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 6 号、平成 25 年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(増田武夫) 異議なしと認めます。

したがって、平成 25 年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 7 号、平成 25 年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(増田武夫) 異議なしと認めます。

したがって、平成 25 年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 8 号、平成 25 年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(増田武夫) 異議なしと認めます。

したがって、平成 25 年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 9 号、平成 25 年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(増田武夫) 異議なしと認めます。

したがって、平成 25 年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上をもって、本特別委員会に付託されました平成 25 年度幕別町各会計決算、認定第 1 号から認定第 9 号までの 9 議件の審査を全て終了いたしました。

審査終了に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

各委員におかれましては、2 日間にわたる審査に際し、終始熱心に審査をいただきましたことを心から御礼申し上げます。

また、理事者並びに説明員におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに、御礼申し上げます。

この審査が来年度予算、そして今後の行政にしっかりと生かされていくことを希望するものでありま

す。

ふなれな委員長ではありましたが、皆様のおかげをもちまして、無事審査を終了することができました。

心から御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。（拍手）

[閉会]

○委員長（増田武夫） これをもちまして、平成 25 年度幕別町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

16：57 閉会